

大蔵省編集

財政金融統計月報

第20号

租税負担特集

研究

租税負担の研究
—租税負担の総合的測定—
—直接個人税負担の測定—

昭和26年度財政支出の分類
統計

日米英の国民所得と税負担
税引国民所得の比較
所得種別国民所得と所得税負担
国民所得と直接個人税負担との関係
食料費を除いた所得と税負担
所得階層別所得分布対戦前比較
バレート係数の推移
所得税課税前後における所得分布
給与所得実態調査諸統計

昭和26年度一般会計歳出分類表

大蔵財務協会発行

租税負担の研究

解説本文..... 1頁

統計およびグラフ

| | | | |
|---|---|---|--|
| 解説中の統計 | | 解説中のグラフ | |
| 1. 国民所得と財政支出との比較..... 6 | 20. 米国民消費者の收支バランス (1635~36年)..... 23 | 第1図 物価と直接税との関係..... 16 | |
| 2. 国家歳入中に占める租税の地位..... 7 | 21. 食料費を除いた個人所得に対する直接個人税の負担額..... 24 | 第2図 無差別曲線による租税負担の解析..... 17 | |
| 3. 各国の歳入中に占める租税収入の地位..... 7 | 22. 所得税の納税人員所得金額及び税額の比較..... 25 | 第3図 勤労者の貯蓄性向及び消費性向..... 22 | |
| 4. 一人当り租税負担額の比較..... 8 | 23. 国民所得の種類別構成の比較..... 27 | 第4図 米国民における消費性向と貯蓄性向(1935~36年)..... 23 | |
| 5. 国民所得と租税負担..... 9 | 24. 所得納税者(個人のみ)の所得及び税額の種類別構成の比較..... 28 | 第5図 勤労所得のパレート線(昭和8・24・25年)..... 43 | |
| 6. 食料費を除いた国民所得に対する租税負担率..... 10 | 25. 所得階級別種類別構成の比較(昭和14・24年)..... 29 | 第6図 所得税課税前後の所得分布(チアラ線)..... 45 | |
| 7. 日米英の国民所得に対する租税負担率..... 10 | 26. 所得種類別にみた国民所得と所得税負担..... 31 | 第7図 所得税課税前後の所得分布(パレート線)..... 45 | |
| 8. 税引国民所得の比較..... 11 | 27. 国民所得と直接個人税負担との関係(勤労所得)..... 32 | 附表: 所得税関係統計 | |
| 9. 一人当り国民所得と租税負担額の比較..... 12 | 28. 勤労所得のバランス(昭和24年)..... 33 | 1. 所得階級別表(申告納税分)..... 47 | |
| 10. 直接税間接税の比率(国税)..... 13 | 29. 国民所得と直接個人税との関係(農業所得)..... 35 | 2. 所得税額表(申告・源泉)..... 48~49 | |
| 11. 直接税間接税の比率(地方税)..... 14 | 30. 農業所得のバランス(昭和24年)..... 37 | 3. 所得種類別表(昭和14年第3種所得税)..... 50~51 | |
| 12. 直接税間接税の比率(国税・地方税合計)..... 15 | 31. 勤労者と農業者における一世帯当り所得と家計消費の比較..... 38 | 4. 所得種類別表(昭和24年申告納税分)..... 52~53 | |
| 13. 物価と直接税..... 16 | 32. 国民所得と直接個人税負担との関係(営業所得)..... 39 | 5. 給与所得実態調査結果表(昭和24・25年)..... 51~55 | |
| 14. 1925年の英国における間接税負担..... 17 | 33. 所得階級別にみた戦前戦後における所得分布比較(その1)..... 40 | 6. 業種別規模別の人員及び所得(昭和25年給与所得実態調査結果表)..... 56~57 | |
| 15. 家計調査にあらわれた給料生活者及び農業者の租税負担(昭和2年)..... 17 | 34. 所得階級別にみた戦前戦後における所得分布比較(その2)..... 40 | 7. 所得階級別経営規模別の人員及び所得(昭和25年給与所得実態調査結果表)..... 56~57 | |
| 16. 農家の消費税負担状況(昭和8年)..... 18 | 35. パレート係数の推移..... 42 | 8. 各国の所得税負担(勤労者及び事業所得者)..... 58 | |
| 17. 家計支出階級別の間接消費税負担(昭和25年)..... 19 | 36. 所得税課税前後における所得分布..... 44 | | |
| 18. 酒及びたばこの間接税負担額(昭和25年)..... 20 | | | |
| 19. 勤労者の消費性向及び貯蓄性向..... 21 | | | |

昭和26年度財政支出の分類

| | | |
|---|--|--|
| まえがき..... 59 | 第2章 目的別分類..... 60 | 第4章 特殊分類..... 80 |
| 第1章 解説..... 59 | 第3章 使途別分類..... 73 | 第5章 むすび..... 101 |
| 統計 | | |
| 1. 昭和26年度国家予算総合表..... 60 | 18. 目的別分類と使途別分類..... 74~75 | 31. 「有形諸資産の取得・建設及び改善」の内訳..... 90~91 |
| 2. 昭和26年度歳出予算目的別分類総合表..... 61 | 19. 人件費及び旅費の内訳..... 75 | 32. 「国家資産以外の有形諸資産の取得・建設及び改善」の内訳..... 92 |
| 3. 昭和26年度歳出予算分類総合表(地方財政平衡交付金関係)(グラフ共)..... 62 | 20. 物件費の内訳..... 76 | 33. 「研究及び調査」の内訳..... 92~93 |
| 4. 一般国政費内訳..... 64 | 21. 他会計繰入の内訳..... 77 | 34. 「教育研修・保健及び生産技術の進歩」の内訳..... 93~94 |
| 5. 教育文化費内訳..... 65 | 22. 使途別分類その他経費の内訳..... 78 | 35. 「土木事業及び天然資源調査」の内訳..... 94~97 |
| 6. 教育文化費内訳(地方財政平衡交付金関係)..... 65 | 23. 貸付金及び出資金の内訳..... 78 | 36. 「対農林水産業」の内訳..... 98 |
| 7. 社会労働保健費内訳..... 66 | 24. 終戦処理費・解除物件処理費・賠償施設処理事業費及び特殊財産処理事業費..... 79 | 37. 「対商工鉱業」の内訳..... 98 |
| 8. 社会労働保健費内訳(地方財政平衡交付金関係)..... 67 | 25. 特殊分類総合表..... 80~83 | 38. 「対貿易」の内訳..... 98 |
| 9. 産業経済費内訳..... 68 | 26. 「国家資産の増加」の内訳..... 84 | 39. 「対運輸」の内訳..... 99 |
| 10. 物産安定費内訳..... 69 | 27. 「その他開発的的目的のための経費」の内訳..... 85 | 40. 「対金融」の内訳..... 99 |
| 11. 国土資源維持開発費内訳..... 70 | 28. 「諸々の援助のための及び特殊事業のための経費」の内訳..... 86~87 | 41. 「対労働」の内訳..... 99 |
| 12. 国債費内訳..... 71 | 29. 「その他の経常費・政府運用費」の内訳..... 86~87 | 42. 「引揚関係」の内訳..... 99 |
| 13. 一般会計歳出中の債務償還費..... 71 | 30. 「貸付金」の内訳..... 83 | 43. 「その他」の内訳..... 99 |
| 14. 地方財政費内訳..... 71 | 別表 資金運用部運用計画・見返資金運営計画・出資回収金収入..... 83 | 44. 「利子・統制及び取締らびに政府の一般運用及び行政費」の内訳..... 100 |
| 15. 終戦関係費内訳..... 72 | | 別表 配当金及び利子収入..... 101 |
| 16. 調査統計費・試験研究費..... 72 | | |
| 17. 使途別分類表..... 73 | | |
| ◎法令彙報..... 102 | ◎正誤表..... 101 | |

統計表中に使用した符号 : 0 単位未満 — 皆無又は該当数字なし ...未詳 △減 p 暫定数字 r 改定数字
 注意 : 特に明記したものを除き単位未満切捨

租税負担の研究

| | |
|-------------------------|---|
| 目次 | 次 |
| 第1章 租税負担研究上の問題点 | (A) 直接税間接税の区分に関する説 (B) 国税における直接税間接税の区分の問題点 (イ) 戦時中における直接税の優位 (ロ) 終戦後における間接税の比率の増大 (ハ) 不況期における間接税の優位 |
| 1. 租税負担の意味と範囲とについて | |
| 2. 課税の限界と担税能力とについて | |
| (A) 課税の限界について | (イ) 数字的標準による課税の限界 (ロ) 抽象的標準による課税の限界 |
| (B) 租税負担能力について | |
| (C) 租税負担能力と人的控除について | |
| 3. 国家経費の生産性と担税能力の関係について | |
| 4. 租税の種類による負担の性質の差異について | |
| 5. 租税負担の国際比較 | |
| 第2章 租税負担の総括的測定 | 4. 間接税負担の逆進性について 5. 租税と消費及び貯蓄との関係 |
| 1. 租税収入の才入に占める地位 | 第3章 直接個人税負担の測定 |
| 2. 租税負担の総括的比較 | 1. 所得税負担の変遷 2. 所得種類別の負担 (イ) 勤労者の税負担 (ロ) 農業者の税負担 (ハ) 営業者の税負担 |
| 3. 税制の構成と租税負担について | 3. 所得階級別の負担 (イ) 所得分布の比較 (ロ) 所得税課税の所得分布に及ぼす影響 |

まえがき

租税制度に恒常的乃至は普遍的な制度というものはあり得ない。租税制度自体は、その国のおかれている自然的条件あるいはその時々政治的・社会的・経済的諸条件に即応しつつ、より合理的なものへと変化して行き、また変化して行かねばならないものである。シャープ勸告書の冒頭にいう「恒久的な租税制度」なるものもまた、こうした制約の域外に立つという意味ではなく、日本の戦後における経済的混乱、なかんづくインフレの異常な昂進によつて、ややもすれば合理性の範疇を逸脱し、負担の公平を失つた日本の税制を、再び合理的な公平原則にかなう税制に引き戻し、安定経済に即応した合理的な税制を確立するという意味に解してよいと思う。

このように租税制度は諸々の時間的、空間的諸条件に制約されて、時と処により著しくその形態と性質を異にするものであるが、それは単に国民経済の様相を反映するのみにとどまらず、国民経済の流通過程における一の閘門として、その消長をも左右する大きな力をもつている。しかるが故に、より一そう合理的な税制を樹立し、税務行政を改善するためには、国民経済と租税体系との関係を具体的事実に基づいて明確に認識することが、その理論的究明とともに不可欠の前提をなすものである。

このため当局においては、これまでに国税・地方税を通じた国民の租税負担の実態は如何にあるかについて、種々の観点より研究を重ねて来たのであるが、この度これまでに行つた研究の一端を世に問うこととした。ただしこのような研究の常として、この小論においてもその一部については部内に種々の意見があり、局の公的な見解として発表する段階に達していないものもある。しかしこのような研究は、一般の財政研究者の御批判・御助言等によつてはじめて完きをうるものと考えられるから、このようなものも敢えて研究過程のまま、一応未定稿として発表することとした。したがつてこの点にくれぐれも御注意あらんことを御願ひする。

本研究について、諸賢の御教示・御叱正を得ることができれば、今後の調査研究を進めるうえに大いに幸せと考える次第である。

昭和26年8月

大蔵省主税局調査課

第1章 租税負担研究上の問題点

序 説

租税負担については古来多くの研究が行われ、ある場合には租税原則論より負担論が説かれ、またある場合には負担の具体的測定より負担の軽重是非がいわれてきた。しかしながら租税負担の性質は、個人経済的いつても国民経済的いつても多義多様であり、一義的に規定することはきわめて困難であつて、このような事情は、租税原則論や負担論が如何に多様であるかということによつてもよく窺うことができる。たとえば、国民経済的観点よりしても、時と処を異にするに従つてそれぞれ異つた社会経済政策が要請されている結果、負担の強度や負担の経済的効果にそれぞれ異なる意義が与えられ、一義的な価値判断を行うことができない。また個人経済的観点よりしても、租税として強制課徴される財の性質

は個々の経済主体によつて異つているから、貨幣価値等によつて表示される負担の指標を一義的に解釈するならば、事実から遠ざかつてしまう危険がある。このような理由に基いて、問題は究明されるというよりは、むしろより一そう紛糾しつづつあるようにすら見える。租税負担の問題のこのような経緯は、われわれをして、問題を具体的に、そしてまた個別的に解明することに想をせしめる。租税負担の研究にとり、租税原則論や租税負担論が二次的に扱われているのは、それらが無意味なためではなく、問題を個別的具体的に解明することの方がより有用であるからにはほかならない。方法論上の諸問題を解決するための基準が合目的性におかれるのも、このような傾向の一のあらわれであるといえよう。方法論の基準が合目的性にあるということは、負担測定の意味や方法を多様ならしめるのであるが、課税の限界や租税負担能力に関する学説は、種々の問題を解決する有力な指針を与えるものであるから、以下において簡単にのべてみよう。

1. 租税負担の意味と範囲について

租税負担の研究においてまず問題となるのは、租税負担の意味を如何に限定するかということである。この問題は、直接には、負担される租税の範囲を何処で区切るかということである。一般に租税負担の研究にあつては、租税の中には、租税の名称をもち、かつ強制課税されることを特色とするものが含ましめられるのが普通である。しかしながら、国家才入の中には租税的性質をもちながらも租税の名称を欠いているものが多く存在する故、これらのもののいずれの部分までを負担される租税の中に含ましめるかが問題となる。

このように租税の名称を欠いた租税的なるものとしては、政府企業の純益金、(専売益金、その他)手数料、強制寄附金、強制公債等のほか、軍隊その他のサービスの提供のごとき隠れた国家経費や、保護関税等において顕著にみとめられる実効負担、あるいは財政インフレ等もあげられる。

(イ) 専売益金は、政府の専売事業より生ずる純益で、一種の独占利潤であるが、私企業における独占利潤とは異つた強制性をもつており、租税的なるものとして扱うよりは、租税とみなしてしまうことの方がより妥当であると思われる。その他の政府企業の純益も、国家才入となり、税収をそれだけ減少せしめるから、租税と同様にみなすのが妥当であると思われる。とくにわが国の煙草専売益金は、諸外国の煙草税に見合うものであるから、比較の便宜のためにも租税として扱われるのが普通である。

(ロ) 狭義の手数料は、明らかに国民の負担を構成し租税的性質を有するが、広義の手数料はその全額が租税的性質を有するものとはいいがたく、徴収するのを至当とみなされる額を超えた部分のみがこれに該当する。

(ハ) 寄附金、納付金は、本来は任意的なものであるが、これらが国家や地方公共団体の財政需要を充足するためのものであり、また、強制性をもつものである場合には租税的性質を有するといひうる。昭和23、24年当時において、地方公共団体が強制的寄附金に多分に依存していたことは、国民の記憶に未だ新たなところである。

(ニ) 強制公債は、国家が人為的方法によつて国民の購買力を吸収するものであるから、租税と同様の負担を国民に負わしめる。

(ホ) 隠れた国家経費とは、公共の利益のために国民に要求された利益の報酬を伴わない部分であつて、消極的に負担を構成することは明らかであるが、経済価値の積極的減失を招来しない故に、これを租税と同様にみることに相違の問題があらう。

(ヘ) 実効負担は保護関税や統制価格設定等の場合に該当する。すなわち、関税は輸入商品の価格を騰貴させ、消費者はこれを負担しなければならないが、消費者の負担額は関税収入と必ずしも等しくはない。何故なれば、消費者は国産の同種商品の価格騰貴、すなわち、「隠れた関税」をも負担しなければならないからである。

後にのべるが、間接消費税の負担の測定に際し、われわれは諸種の消費税負担にこのような隠れた実効負担をも含ましめなければならなかつた。消費税を脱税している非配給商品の価格は、配給商品の価格に比して脱税額だけ廉価ではないから、消費者の立場よりすれば、明らかに実効負担を形成しているといひるのである。

(ト) 財政インフレが負担を構成するというのは、国家が人為的方法で国民の購買力を減失させることを、本質上の一課税とみなすことによつて説明される。したがつて、インフレーションが純粋に通貨の濫発にのみ基因するならば、それは他の負担と同視されるべきであらうが、現実のインフレーションの原因としては、種々の要因があげられるべく、インフレーションによる負担の増加は、単純に他の租税的なるものと同一にみなすことはできない。

このように、租税と同様の負担を構成する租税的なるものを全て含ましめ、「租税負担」を広義の「財政負担」の意味に解しえない理由はない。しかしながら、その限界を基礎づける根拠が乏しいという理論上の理由と、負担測定に際しては、統計技術上の制約が結論を決定する重要な契機になるという実際上の理由よりして、一般的に規定することはあまり意味がないであらう。事実、米国のわが国の租税負担を比較する場合において、米国の雇用税(社会保障税)に見合う税がわが国にはなく、かつその税収の占める比率が比較的大きいという理由よりして、これを負担税額より除くといつたような操作の加えられることが屢々あるのである。また、実効負担を見るような場合も、租税の経済的機能を見るというならともかく、その全効果を租税負担に含ましめようとするならば、二次製品、三次製品にもわたる広汎な連鎖作用をも含ましめねばならぬこととなり、これらを物価やその他の経済変動と区別して数字にあらわすということは、現在の統計技術をもつては全く不可能であるということによつても、租税の範囲を一義的に規定することの無意味さが明らかであらう。

今日わが国においては租税はきわめて狭い範囲に限られ、国税は一般会計租税及び印紙収入と煙草専売益金の合計額とされるのが普通である。

厳密にいうならば、印紙収入の中には、罰金、科料、手数

料等のような税以外のものも含まれているが、手数料等は一種の租税とみなされるし、また、これらの金額を明確に区分することが困難であることなどの理由により、全額を租税として取扱つてゐる。このほか、北支事件特別税、地方分与税、財産税等収入金特別会計受入金のように特別会計として計上された租税については、取扱いは種々様々である。地方分与税のうち還付税は、全額が地方公共団体に還付されるから問題はないが、配付税は特定の税収入の一定額を配付するものであり、その内訳を区分する程のこともないので、普通は国税中に含ましめているから、これに伴つて還付税も国税に入れるよになつてゐる。しかし、都道府県別に財政の循環状況を見るといつたような場合には、それぞれ適当な操作を加えるべきであらう。財産税等収入金特別会計受入金は財産税と戦時補償特別税の収入であるが、両者とも普通の租税と性質を異にするために、普通には租税負担額の中に入れて特別の扱いをしている。これに反し、北支事件特別税は普通の税と何ら異なるところがなからぬために、租税に入れるのが普通になつてゐる。

わが国における租税の範囲は大体以上の通りであるが、もし財政支出の経済的分析が計数的にでき、かつ財政負担を構成するすべての租税的なるものが、国民経済内において如何に循環しているかが測定できるならば、租税負担を最広義に解することはきわめて有益であらう。何故なれば、そこでは、租税負担は、消費者の行動理論といつた一面的な解釈にとらわれず、経済循環の過程において総合的に観察されるからである。

2. 課税の限界と担税能力について

(A) 課税の限界

課税の限界は、絶対的限界、すなわち、国家が国民に租税を課税しうる最大限度と、相対的限界、すなわち、国家あるいは社会という全体的見地よりして妥当と考えられる租税負担の程度の二に解されている。

課税の絶対的限界については、同一の所得を単純再生産しうるような額、すなわち企業については資本維持費、労働力については最低生活費を留保した限界であるのか、それとも資本減耗の如何は問はず、単に生存を維持しうるような限界を意味するのであるかという問題が生ずる。なる程戦時等のごとく極端に逼迫した状態においては、後の意味におけるような限界にまで国民は一時的には耐えうるのであるが、それはあくまでも一時的の現象であつて、かかる状態が継続するときは、生産は縮小されてしまうから、正常な経済事情における課税の絶対的限界は、前者の意味に解すべきであらう。絶対的限界をこのように解するならば、それは国民所得より最低生活費を控除した額として算定され、また相対的限界は、これよりさらに資本蓄積部分を控除した額、すなわち、所得を拡大再生産しうる最低の限界であると規定されよう。

(イ) 数字的標準による課税の限界

課税の限界を計数的に表現した例は古來数が多く、たとえば、シュマルツは所得の40%を限度、ユステイは所得の

3分の1を過重、4分の1を大、6分の1を中、8分の1を小とし、ビーレフェルトは4分の1を限度、ホツクは自由所得(所得より最低生活費を控除した額)の15%、ポーリューは7~8%が至当、10~12%が重、それ以上は過重としている。このような説は、如何なる社会を背景として立論されているのか必ずしも明らかではないが、いずれも明確な理論的根拠によるものではなく、その時代に行われていた税制やその国民経済に及ぼす影響等を考慮して、漠然と大体の感想を述べたに止まるものが多い。そしてまた、その概略の傾向をのべるならば、重商主義の時代には、国家について認められる価値が大であつたために、課税の限界は殆んど無制限に近く、これに反し、自由主義の時代にはいわゆる夜警国家観が支配していたから、財政面においても、「安価なる政府」のモットーのもとに、国家経費は能う限り縮減されなければならない、課税の限界も小ならざるをえなかつた。最近においては、国家の占める地位が相対的に大となつており、したがつて課税の限界も相対的に大きく評価されている。しかし以上によつてもわかるとおり、課税の限界は、国家観や社会的背景その他の事情により相対的に論ぜられるから、たとえ数字的表現が理論的根拠を有していても、これを固定させてしまうことはあまり意味がないといひうる。

(ロ) 抽象的標準による課税の限界

これに反し、抽象的標準によつて課税の限界を規定する学説も数多い。

たとえば、リンダール、ウイクセル等は、租税と国家給付との間に給付、反対給付という利益報償関係を認め、国家給付についての価値の相殺関係によつて課税の限界を説き、またスタインは、国家の行動が再生産力を有している間は、国家活動に要する経費を支弁する租税は重きに過ぎることはないといひ、何故なれば、課税された租税は他日新たな生産物としてあらわれ、少しも損失とならないが、国家活動により生産された価値が、課税された租税の額に及ばない場合は、その差額は、再生産過程に再びあらわれることなく永久に消滅してしまうから、租税は国家が再生産しうる限度を超えてはならないということになる。

わが国では非藤教授が、私経済より租税として財を課税する場合に生ずる社会的犠牲、すなわち社会価値の喪失量と、その財を経費として使用することによつて生産される社会価値の量の比較において、課税の限界は決定されると説いている。すなわち、生産された社会価値の量が、社会価値の喪失量より大なる限り、担税余力はあるということになる。

しかしながら、これらの諸学説も、数字的標準による諸説と同様に相対的であつて、一義的にいうことはできない。ただし、これらの学説によつて、課税の限界は単に租税の額の如何のみによつて決定される問題ではなく、租税と国家経費との関連において解明されなければならないことが明かである。

(B) 租税負担能力について

貨幣経済が一般に行われている今日においては、租税の課徴は、経済財(貨幣)の形態において行われるのが普通である。特殊な場合においては、租税の物納、すなわち資産による租税の納付が認められているが、それもこのような物納財産の獲得自体が政府の目的ではなく、このような資産を通じて経済的支配を獲得しようこと、換言すれば、交換市場を通じて資産を購買力(貨幣)に変えるということを前提として予想しているのである。このように租税が現金で納入されるという今日の一般通念よりすれば、租税を負担しようのは、貨幣の流れとしての所得であるという結論が導かれるように思われる。そしてまた、資産課税は所得の縮小再生産をもたらす、税源を涸渇せしめるものであるから、やむを得ない場合を除いては極力これを避けなければならないという考えにより、今日の世界各国における税制はいずれも所得課税を中心としているから、このような考えよりしても、租税能力は、蓄積された資産よりも再生産された所得であるということになり、今日一般には、所得が租税負担能力とみなされるようになっていく。

しかしながら、租税負担能力は必ずしも所得に限られず、蓄積された資産もこれと密接な関係にある。たとえば、同一の国民所得を有する二国でも、その所有する資産が異なるならば、租税負担能力は異なるといえるであろう。資産が租税能力と密接な関係にあることは、このように一般的な場合について考えられるだけでなく、譲渡所得税、相続税、不動産税のような資産課税の場合についても具体的にみとめることができる。したがって、租税全般についてみるときは、この点に注意する必要があると思われる。

(C) 租税負担能力と人的控除について

所得税法その他における基礎控除、扶養控除の人的控除は、租税能力と関連して説明されるのが普通である。すなわち、「人的控除は納税者及びその家族の生活に必要な基本額を、課税の対象より除外することを眼目としている」といわれ、納税者の最低生活を保障することは、所得の源泉を涸渇せしめないということによって説明される。もつとも、このような説明については種々の問題があり、一概にいうことはできない。ある米国の租税研究家の調査によれば、過去における米国の人的控除額と生計費との関係は逆比例的で、生計費が騰貴したにもかかわらず人的控除額は引下げられ、また、生計費が低落したにもかかわらず人的控除額は引上げられる傾向にあつたことが指摘されている。このような関係が生ずるのは、人的控除額は所定の才入額を確保することを最大の眼目として決定されるということに基因している。すなわち、財政においては量出定入の原則が支配するから、財政支出の規模の決定を俟つて才入所要額が決まる。不況期になつて、物価の下落、所得の減少等により生活費が低下しても、財政需要は必ずしも同様に低下すると限らない。何故なれば、このような時代には、増大する失業者に対する救済費や景気打

開のための経費がより多く要求され、また、国際情勢の如何によつては、軍事費等の増額が要求されることもありうるからである。したがって、このような不況期においては、所定の才入額を確保するために、人的控除額を引下げるといふ手段が屢々とられるのである。

しかし、人的控除の概念は、免税点という概念とは異なり、世帯の構成に即して租税能力を見ることを旨としているから、やはり、最低生活費を課税の対象より除く目的に出ずるものであるとするのが妥当であろう。

3. 国家経費の生産性と租税能力の関係について

さきにも述べたように、課税の限界と租税能力とを考察するに際しては、国家経費の生産性との関係を無視することは不可能である。国家経費の生産性とは、積極的に財政が如何なる経済価値を如何程生産したかということだけではなく、財政活動が、国民総生産に如何に寄与したかということをも含むものである。租税として課徴された財が、国家経費として何らかの生産活動に用いられ、あらたに生産された価値が国民に再配分される場合と、直接消費に向けられてしまう場合とでは、国民の租税能力には大きな差異が生ずる。このような傾向は、単に国家経費が直接生産活動に参加する場合にとどまらず、間接的に生産的である場合、たとえば、社会救済費によつて高額所得者より低額所得者への所得の再配分が行われ、これによつて社会全体の経済的厚生が増進したような場合においても同様である。したがって、同一の比率で示される租税負担率も、その経済的性質を非常に異にしているわけで、実際的な問題についていえば、社会保障制度の発達した米英両国の租税負担能力と、わが国のそれとを比較するような場合には、この点に十分に注意する必要がある。ただこの点については、国家経費の生産性の具体的な測定が実際には殆んど不可能であるから、われわれはこのような点に注意する必要があるということを銘記するだけにとどめなければならない。

4. 租税の種類による負担の性質の差異について

租税能力は、以上に述べたような経済的事情のみに限らず、国によりまた、時によつて異なる一切の経済的及び非経済的諸事情に左右されるものであるが、さらに、負担される租税の内容が、負担の性質に重大な影響を及ぼすものであることに注意しなければならない。今日では、世界各国とも租税中に占める所得税の地位がきわめて大きいことや、所得税の負担が他の消費税や流通税の負担に比し、個々の経済主体にとりより直接的であることなどの理由に基き、所得税負担の問題が、租税負担の問題の中心をなすにとどまらず、そのすべてとして受取られているようにすら見受けられる。しかしながら、所得税の租税中に占める比率が如何に大きくとも、所得税のみを切離して考察するならば、そこより得られた結論は偏狭なあやまつたものになる危険性がある。何故なれば、税制は、全体のバランスだけが考慮されるのではなく、各租税の負担や経済事情等までも含め、総合的にみた場合に始めて

機能完全に發揮できるように組立てられているのが普通であるから、個々の税を切離して見ることはきわめて不完全であるといわなければならない。

5. 租税負担の国際比較

租税負担に関する具体的な計数は、何らかの他の計数と比較されなければ殆んど意味を失つてしまうから、単に一国だけについて時系列の比較が行われるだけでなく、ある一時点における国際比較もよく行われる。しかしながら、このような租税負担の国際比較には著しい困難が伴い、学者によつてはこれを不可能とみなすものもある。租税負担の国際比較がこのように不可能とみなされるのは、比較される租税の範囲が国によつてきわめて区々であつて、ある国では租税に含まれるものでも他の国では租税とみなされておらず、これを計数的に調整することが著しく困難であるということにもよつて、同時に比較の基準となる所得等の経済的性質は国によつて著しく異なるから、為替レート等による換算によつて得られた形式的な計数は、多くを語るものではないということにも基いている。

たとえば、租税の範囲の限定は別問題としても、各国の租税収入の絶対額を比較するだけでは、国民数や国民所得等が顧慮されていないから何も知ることができず、また、一人当りの税負担額の比較では、経済的な租税力との関係が不明であるから、これまた多くを知ることはできない等という種々の問題がある。

しかも、問題はこのような負担の絶対額を比較する場合に限られるだけでなく、相対的な負担率を算定するに際しても生ずる。

たとえば、測定基準となる租税負担能力の算定については、所得だけを負担能力としてとらえるか、それとも財産をも考慮するかという大きな問題がある。同一の国民所得を有する二国も、その所有する財産の多寡によつて、経済力を異にするのが常である。統計的な比較を行おうとする限りにおいては、何らかの客観的な基礎を決定しなければならないが、かかる経済力関係を一般的に示すことのできるような数学的公式は、全然与えられていないのである。

このような租税能力に関する問題が解決できたとしても、なお、各国において算定されている国民所得がきわめて区々であるということが、大きな問題を残している。今日一般に、国民所得は、「一定期間内において、一国の住民にとり、新たに生産された経済価値の純額」と定義されているが、各国の経済的特殊事情や統計技術上の制約に基いて、具体的に測定されている国民所得の範囲はきわめて区々である。たとえば、国際連合統計局の調査によれば、最近の世界各国における国民所得統計において問題となつている点及びその取扱いは次のようになっていく。

(National Income Statistics of Various Countries 1938~47.: Statistical Office of the United Nations, Lake Success, New York, 1948)

国民所得統計に於ける問題点と世界各国の取扱い方

Table with columns for '区分' (Country/Region) and various income components like '非貨幣項目', '恩給年金と社会保険', '政府部門', 'その他'. Rows list countries like Australia, Austria, Belgium, Canada, Czechoslovakia, Denmark, France, Germany, Greece, India, Italy, Japan, Korea, Luxembourg, Netherlands, Norway, Poland, Portugal, Sweden, Switzerland, Taiwan, etc.

十は含む 一は除く ?は不明 (備考) National Income Statistics of Various Countries 1938~47.: Statistical Office of the United Nations, Lake Success, New York, 1948. P19~22. による

このように各国の取扱い方が区々であるため、算定された各国の国民所得は、そのまま同一のものとして取扱うことができない状態にある。したがって、国民所得に対して形式的に算定された租税負担率も、そのまま解釈することができず国際比較は著しく困難となっている。この点について、われわれはコーリン・クラークの提唱した国際単位 (I.U. International Unit の略) を想起する。すなわち、コーリン・クラークは、1925~34年の米国における1ドルの購買力を1国際単位とし、為替相場や物価指数によつて各国の貨幣価値をこの国際単位に換算し、これをもつて各国の国民所得を比較したのである。このようにして算定された国際単位

第2章 租税負担の総括的測定

1. 租税収入の才入に占める地位

租税負担の測定に入る前に、適正財政規模と租税収入の才入に占める地位の問題について一言しよう。さきに発表された税制懇談会の国税に関する答申においても、税制合理化の基盤として、わが国の経済力に相応した適正財政規模を確立すべきことが指摘されていた。適正財政規模の確立は、いまさらいうまでもない問題であるが、適正とは如何なる意味であるのか、適正規模とは具体的には如何なる程度のもを指すのであるか等についてはこれまでに種々論ぜられてきた。しかしながらこのような問題は、結局のところ政策上の見解が

第1表 国民所得と財政支出との比較

(単位百万円)

| 年次 | 国民所得 (A) | | 財政支出 | | | | | | B-A | C-A | D-A |
|---------|-----------|--------|---------|--------|---------|--------|-----------|--------|------|------|------|
| | | | 国家 (B) | | 地方 (C) | | 合計 (D) | | | | |
| | 金額 | 指数 | 金額 | 指数 | 金額 | 指数 | 金額 | 指数 | % | % | % |
| 昭和9-11年 | 13,465 | 100 | 2,217 | 100 | 2,602 | 100 | 4,819 | 100 | 16.5 | 19.3 | 35.8 |
| 14 | 23,825 | 177 | 4,494 | 203 | 2,669 | 103 | 7,161 | 149 | 18.9 | 11.2 | 30.1 |
| 16 | 30,813 | 229 | 8,134 | 367 | 3,503 | 135 | 11,637 | 241 | 26.4 | 11.4 | 37.8 |
| 19 | 45,996 | 342 | 19,872 | 896 | 4,232 | 163 | 24,104 | 500 | 43.2 | 9.2 | 52.4 |
| 22 | 1,128,700 | 8,382 | 205,841 | 9,285 | 99,559 | 3,826 | 305,400 | 6,337 | 18.3 | 8.8 | 27.1 |
| 23 | 2,165,300 | 16,081 | 461,974 | 20,838 | 301,898 | 11,603 | 763,872 | 15,851 | 21.3 | 14.0 | 35.3 |
| 24 | 2,874,700 | 21,349 | 699,448 | 31,549 | 465,398 | 17,886 | 1,164,846 | 24,172 | 24.3 | 16.2 | 40.5 |
| 25 | 3,314,000 | 24,612 | 664,576 | 29,976 | 488,589 | 18,777 | 1,153,165 | 23,930 | 20.1 | 14.7 | 34.8 |
| 26 | 3,804,000 | 28,251 | 657,421 | 29,654 | 592,518 | 22,772 | 1,249,939 | 25,938 | 17.3 | 15.6 | 32.9 |

備考 (1) 国民所得は、経済安定本部推計分配国民所得で、昭和19年までは暦年、昭和22年以降は年度の計数である。
 (2) 国家財政は一般会計のみで、昭和24年までは決算額、25年は補正後予算額、26年は予算額による。
 (3) 地方財政は、一般会計及び特別会計の合計額で、昭和16年まで及び22、23年は決算額、24年は決算見込額、19、25、26年は予算額である。

戦前の昭和9~11年に比し、国民所得は、昭和24年は213倍、25年は246倍、26年は283倍と増加したのに対して、国家及び地方公共団体を通じた財政支出は、昭和24年は242倍、25年は239倍、26年は259倍となっている。したがって、国民所得に対する比率は、昭和24年において40.5%と昭和9~11年当時の比率を凌駕したが、25年においては、財政規模

が正しいものであるかどうかには大きな問題があるが、このような考え方は方法論上の問題の解決に重大な示唆を与えるものである。

しかし現在においては、このような統一単位が得られないから、国際比較を行うにあつては、このような制約があるということ、そしてまた、負担の比較にはこのような問題のほか、生活水準・所得分布・国民経済の構造といった経済的問題に限らず、国民思想といったような問題までも、前提として考察されなければならないということを常に念頭に置かなければならない。

如何にあるかによつて決定される問題であるから、一般に論ずることは不可能である。ただ、現在わが国が置かれている環境よりして、世界経済の流れに拮抗しようとする国民経済力を涵養することが現下の急務と思われるから、財政活動もこの線を中心に置いて行われなければならないが、したがって適正規模を決定する基準もこのような点にまず求められなければならないであろう。

財政規模の適不適をみる一方法として、国民所得と財政規模を比較することが屢々行われている。この例にならつて、戦前戦後におけるわが国の国民所得と財政とを比較すれば第1表のとおりとなる。(第1表)

の縮小の結果、9~11年の比率を僅かに下廻り、26年においてはさらに2%程度縮小していることがわかる。この表において国家財政は、一般会計のみで特別会計を含んでいないが地方財政は一般会計と特別会計の合計額であるから、両者を比較した場合には国家財政の規模が小さく感ぜられる。国家財政について、一般会計と特別会計の純計を求めると、戦前

は一般会計分の2.5倍、戦後は2.0~2.3倍となるから、実際の国家財政の規模はもつと大きいわけである。国民所得に対する財政規模の形式的比率は、この表によつて明らかになつて、戦前、戦後を通じて顕著な変化はみとめられない。昭和9~11年当時は、すでに軍需景気の時代であり、軍事費の才

第2表 国家才入中に占める租税の地位

(単位百万円)

| 年次 | 才入純計 (A) | 一般会計才入総額 (B) | 租税 (C) | C/A C/B | |
|---------|----------|--------------|---------|---------|------|
| | | | | % | % |
| 昭和9-11年 | - | 2,293 | 1,226 | - | 53.5 |
| 14 | 8,962 | 4,970 | 2,933 | 32.7 | 59.0 |
| 16 | 15,798 | 8,602 | 4,931 | 31.2 | 57.3 |
| 19 | 80,728 | 21,040 | 12,863 | 15.9 | 61.1 |
| 22 | 227,250 | 214,467 | 189,165 | 83.2 | 88.2 |
| 23 | 519,534 | 508,038 | 445,956 | 85.8 | 87.8 |
| 24 | 760,893 | 758,612 | 636,068 | 83.6 | 83.8 |
| 25 | 665,531 | 664,576 | 557,116 | 83.7 | 83.8 |
| 26 | 659,718 | 657,421 | 557,590 | 84.5 | 84.8 |

備考

- (1) 本表の数字はすべて昭和24年までは決算額、25年は補正後予算額、26年は予算額である。
- (2) 才入純計は一般会計才入総額と臨時軍事費特別会計、地方分与税特別会計及び財産税等収入金特別会計の各才入総額の合計額から重複勘定を差引いたものである。
- (3) 租税は、租税及び印紙収入の外、煙草専売益金、地方分与税、北支事件特別税を含む。

出中に占める比率は、(一般会計のみ) 40~50%ときわめて高くなつてきているから、(昭和1~5年は23%) 相当問題があるが、一応9~11年当時の規模を適正なものみなすならば、形式的比率としては現在の規模で大体よいということにならう。しかし、国家、地方とも才入の構成は非常に異つていから、この点の分析を行わなければ明らかな結論を得られないわけである。このような財政規模を維持するため租税収入に与えられた地位は、第2表に示される。(第2表)

戦前の昭和9~11年当時において、租税収入が一般会計才入総額中に占める比率はおおむね年々増加の傾向にあつた。しかしながら、支那事変勃発後は戦費支弁のため才出が急激に膨脹し、これを公債及び借入金でより多くまかなつた結果、才入純計中に占める租税収入の比率は、16年頃には30%と若干低下し、さらに情勢が逼迫するにつれて公債及び借入金の額は巨額に上つたから、租税の占める相対的比率は急激に減少し、19年には15.9%と16年に比して半減するに至つている。このように、膨脹した才出を租税収入ではなく、公債及び借入金でより多くまかなわなければならないかつた事情は、次の第3表にみられるとおり、国民所得に対する租税負担率が、19年できわめて高率になつていことによつても理解できる。

戦後においては、赤字公債の発行が禁止され、予算の均衡を図ることが急務とされた結果、租税収入の占める地位は飛躍的に増加した。昭和22年以降においては、租税収入の才入純計及び一般会計才入に対する比率は各年とも80%を上廻つている。このように租税収入の才入中に占める地位がきわめて高いのは、戦後世界各国に共通した事実である。(第3表)

第3表 各国の才入に占める租税収入の地位

(単位 日本・百万円 米国・百万ドル 英国・百万ポンド)

| 年次 | 日本 | | | 米国 | | | 英国 | | |
|-------|---------|---------|------|---------|--------|-------|-------|-------|-------|
| | 才入額 | 租税収入 | % | 才入額 | 租税収入 | % | 才入額 | 租税収入 | % |
| 昭和16年 | 15,798 | 4,931 | 31.2 | 34,384 | 13,419 | 39.0 | 4,776 | 1,962 | 41.1 |
| 19 | 80,728 | 12,863 | 15.9 | 100,397 | 44,155 | 43.9 | 6,063 | 3,135 | 51.7 |
| 22 | 227,250 | 189,165 | 83.2 | 39,326 | 42,236 | 107.5 | 3,210 | 3,269 | 101.8 |
| 23 | 519,534 | 445,956 | 85.8 | 40,057 | 41,042 | 102.5 | 3,176 | 3,668 | 115.5 |
| 24 | 760,893 | 636,068 | 83.6 | 43,297 | 40,897 | 94.5 | 3,924 | 3,687 | 94.0 |
| 25 | 665,531 | 557,116 | 83.7 | 42,439 | 40,816 | 96.2 | 3,898 | 3,668 | 94.1 |
| 26 | 659,718 | 557,590 | 84.5 | | | | | | |

備考 (1) 日本については、第2表「国家才入中に占める租税の地位」の備考参照

(2) 米国

- (イ) 才入額及び租税収入額は Annual Report of the Secretary of the Treasury, 1950 年による。昭和23年までは実績、24年以降は予算である。
- (ロ) 租税収入中には、社会保障税及び租税払戻分を含んでいる。

(3) 英国

- (イ) 才入額及び租税収入額は、昭和22年までは Annual Abstract of Statistics of United Kingdom (1949) 23年以降は The Economist によつた。昭和24年まで実績、25年は予算である。
- (ロ) 予算に掲げられる才入額中には、租税収入、関税収入及び官有企業等財産収入のみなので、日本との比較の便宜上、公債、借入金を含む才入額を計上した。

第一次大戦において、各国は租税増徴の方法よりも、より直截で容易な公債発行の方法によって、戦費を多くまかなったのであつた。そして戦後において、戦時公債の整理と景気変動への対策に塗炭の苦しみを各国とも味わつたことは、周知のとおりである。かかる経験に基き、第二次大戦に当りた各国は、公債発行をできるだけ避け、租税増徴によってより多く戦費を支弁することに腐心したのであつた。これに反しわが国は第一次大戦後の辛酸を経験しなかつたから、第二次大戦に際しては、租税増徴よりも公債発行の方法をより多く選んだのであつた。もつとも、昭和19年頃には国民所得に対する租税負担率がきわめて高く、租税増徴は限度に到達していたと考えられないことはないが、終戦後の税負担に比較するならば、まだ若干の余地はあつたのではないかと思われる。

このような事情だけではなく、生活水準の相異ということも考慮されなければならないが、租税収入によつて、戦費をより多く支弁しようということは、おおむね経済力がよりあることを示すものとも思われるから、戦争末期において、租税収入の才入中に占める比率が、米英両国は約50%程度であつたのに比し、わが国のそれはその3分の1程度であつたことは、当時の経済事情をよく反映しているともいいうるであらう。

2. 租税負担の総括的比較

前項において、租税収入の才入中に占める地位が戦後においてきわめて高く、このような傾向は世界各国に共通したものであることを知つた。このような租税収入の地位の変化は当然、国民の税負担額に変化を及ぼしているから、次に国民一人当たり租税負担額の推移を見よう。

第4表 一人当たり租税負担額の比較 (単位円)

| 年次 | 国 税 | 地 方 税 | 総 額 | 指 数 |
|---------|-------|-------|-------|--------|
| 昭和9-11年 | 17 | 10 | 27 | 100 |
| 14 | 40 | 11 | 51 | 189 |
| 16 | 67 | 11 | 78 | 283 |
| 19 | 176 | 12 | 188 | 696 |
| 22 | 2,407 | 256 | 2,663 | 9,863 |
| 23 | 5,559 | 960 | 6,519 | 24,144 |
| 24 | 7,700 | 1,846 | 9,546 | 35,356 |
| 25 | 6,686 | 2,244 | 8,930 | 33,259 |
| 26 | 6,702 | 2,509 | 9,211 | 34,115 |

備考

- (1) 国税は租税及び印紙収入のほか、煙草専売益金、地方分与税、北支事件特別税を含み、地方税は、地方分与税、市町村分賦額を含まない。
- (2) 国税は、昭和24年までは決算額、25年は補正後予算額、26年は予算額、地方税は、昭和16年まで及び22年は決算額、19年は予算額、23年は調定額、24年以降は予算推計額である。
- (3) 人口は総理府調による。但し昭和26年は25年と同一とした。

国民一人当たりの租税負担額は、昭和9~11年当時においては、国税が17円、地方税もあわせて27円であつたのが、戦争末期の昭和19年においては、国税地方税をあわせて188円と7倍に増加し、終戦後はさらに増加し、昭和24年においては1人当たり9,549円と実に9~11年の354倍になつている。昭和25、26年と続いた大市の税制改正により、国民の税負担額は終戦後始めて軽減されたが、しかもなお1人当たり約9,000円の負担であつて、まだまだ高いといわなければならない。なお1人当たり負担額が昭和25年よりも26年において増加しているのは、備考にも記したとおり、26年の人口を25年と同一としたことに多分に基因しているから、実際には殆んど変わらないということになる。

巨視的観察に際してまず第一に考えられるのは、国民所得に対する租税負担率の如何であらう。もつとも今日のわが国の国民所得統計には、理論的にも統計的にも多くの問題があり、その精確性については多大の疑問が抱かれていのであるが、一応この問題を捨象し、国民所得統計を正確なものとなして租税負担率を算定すれば、次表のとおりとなる。(第5表)

ここに示された昭和19年の租税負担率は、あまりにもわれわれの実感と遠く離れ、重くなりすぎているように思われる。このように、われわれの租税負担の感受度とあまりにもかけ離れた結果が生じた理由については後に述べる。(第6表参照)ここでは一応、昭和19年の国民所得が過小評価されているのではないかと思われるということを記すにとどめよう。

国民経済力の限度を超えて、長期間にわたり持続した戦争経済によつて、国民はより一そう重い租税負担に耐えなければならなかつた。戦争末期の昭和19年においては、戦争勃発前の2倍にも垂んとする負担率を示すに至つている。このような租税負担の増加は、殆んど国税の増加に基因するもので、この表にも明らかなように、地方税はあまり増加していない。しかし昭和16年において、423百万円、昭和29年において、684百万円あつた地方分与税(配付税を含む)は、国税に含まれているから、実際には、地方公共団体の税収は兩年とも表に示された数字の2倍近くなるわけで、やはり相当増加しているといえる。しかしそれにしても、地方税の昭和9~11年に対する増加率はおおよそ2倍程度にとどまるから、昭和16年において約4倍、昭和19年においては実に10倍以上にも増加している国税負担額の増加率には、遙かに及ばないのである。

租税収入の才入中に占める地位を考察した際、(第2表及び第3表参照)昭和19年の税収の才入総額に対する比率が、昭和16年に比して50%も激減していることを述べた。このことと租税負担率のこのような激増の事実とは、全く矛盾しているように感ぜられるかもしれない。しかしこれは、才出の激増に税収の増加が応じて行くことができなかったため、あまりにも多額に及ぶ公債及び借入金によつて才出をまかなわなければならないことを示すものであり、相互に矛盾するものではない。

第5表 国民所得と租税負担

(単位百万円)

| 年次 | 国民所得 | 租 税 負 担 額 | | | 負 担 率 | | |
|---------|-----------|-----------|---------|---------|-------|-------|------|
| | | 国 税 | 地 方 税 | 計 | 国 税 | 地 方 税 | 計 |
| 昭 9-11年 | 13,465 | 1,226 | 629 | 1,855 | 9.1 | 4.7 | 13.8 |
| 14 | 23,825 | 2,933 | 757 | 3,690 | 12.3 | 3.2 | 15.5 |
| 16 | 30,813 | 4,931 | 899 | 5,830 | 16.0 | 2.9 | 18.9 |
| 19 | 45,996 | 12,863 | 861 | 13,724 | 28.0 | 1.8 | 29.8 |
| 22 | 1,128,700 | 189,165 | 20,198 | 209,363 | 16.7 | 1.8 | 18.5 |
| 23 | 2,165,300 | 445,956 | 83,083 | 529,039 | 20.6 | 3.8 | 24.4 |
| 24 | 2,874,700 | 636,068 | 152,464 | 788,532 | 22.1 | 5.3 | 27.4 |
| 25 | 3,314,000 | 557,116 | 180,849 | 747,965 | 16.8 | 5.8 | 22.6 |
| 26 | 3,804,000 | 557,590 | 208,722 | 766,312 | 14.6 | 5.5 | 20.1 |

備考

- (1) 国民所得は経済安定本部推計分配国民所得で、昭和19年までは暦年、22年以降は年度の計数である。
- (2) 国税は租税及び印紙収入の外、煙草専売益金(燃料局益金は含まない)北支事件特別税、地方分与税を含むが、財産税等収入金特別会計受入金を含まない。負担額は昭和24年までは決算額、25年は補正後予算額、26年は予算額である。
- (3) 地方税は、地方分与税及び市町村分賦額を含まず、昭和16年まで及び22年は決算額、19年は予算額、23年は調定額、24年以降は地方財政委員会の予算推計額である。

終戦時の混乱により、租税収入は相対的にいつて急激に減少したため、租税負担率も一時急激に小さくなつた。昭和21年における租税負担率は、国税、9.9%地方税1.0%、総額で10.9%を示すに過ぎない。しかしその後多額にわたる終戦処理関係の経費を支弁しなければならなかつたのと、戦争による破壊と終戦後のインフレーション等によつて、極端に疲弊した国民生活を救済するための社会政策費や災害復旧費等が急増したために、租税の増徴が行われ、ついに昭和24年においては、戦前に比して2倍の租税負担率を示すに至つた。昭和24年において、実質的租税とみなされる強制寄附金が、約400億円あつたと推定されていることをあわせて考慮するならば同年の租税負担率が如何に重いものであつたかが限られよう。

うち続く才出の膨脹に伴つて終戦以来上昇の一途を辿つた租税負担率は、ドッジプランによる均衡財政の維持とシャウブ勧告による週期的税制改革により、昭和25年においてはじめて軽減を見た。実質的に租税である地方公共団体の寄附金を含めた場合の昭和24年の租税負担率と、昭和25年の負担率とを比較するならば、昭和25年の税制改正が如何に大規模なものであつたかがわかるであらう。昭和26年においてはさらに負担軽減が行われた。しかし20.1%という租税負担率は、戦前の13.8%に比してまだまだ重い。

ここに注意しなければならないのは、国民所得に対するこのような租税負担率は、それ自体実質的な負担率を示すものではなく、負担の程度あるいは感受度と、必ずしも比例するものではないということである。さきにも述べたように、昭和19年の租税負担率は、29.8%と非常に高く、戦後最高の昭和24年に比してすらなお2.4%も高くなつている。これは一には、昭和19年の国民所得が相当過小評価されていることにも基因している。このことは、国民所得の趨勢を示す経済諸

指標、たとえば、生産指数や物価指数、あるいはまた、消費統計や労働力統計などの推移よりしても、間接的に裏付けられるところである。しかし、より本質的な問題としては、国民所得に対するこのような形式的負担率をもつて租税負担の経済的意味を考察することの限界が、非常に狭いところにあるということが考えられる。

さきに述べたように、租税負担能力は、負担すべき租税の種類の如何によつて異なるのみならず、その時その時の経済的及び非経済的諸事情によつても左右され、かつ財政支出が如何なる部面に如何に還流して行くかということによつても、重大な影響を受けるものである。形式的に算定された租税負担率によれば、昭和19年と戦後との間には大きな差があるのであるが、昭和19年においては、租税負担後(直接個人税の負担後)の生活がまだ比較的楽であつたのに比し、戦後の昭和21・22・23年頃の生活はきわめて苦しいものであつたことを思いあわせるならば、このような関係は一層容易に首肯されるであらう。

今仮りに10万円の所得を持つたある人の生活を考へてみよう。もしも彼の生活費がその所得の僅か10%の1万円であるならば、彼は90%というきわめて高率の租税負担率にもよく耐えうるであらう。しかしながら、その10万円の所得全部が僅かに彼の最低生活を維持せしめるだけのものであるならば、彼は僅か1円という零細な租税負担にも耐ええないかもしれない。昭和19年においては、経済統制はまだ強力に行われており、一般の消費生活における物価水準は、公定価格水準で低かつたから、比較的高率の租税負担率もさ程の影響をもたらさなかつたと思われる。これに対し、戦後二、三年の間は、経済統制は乱れ、かつ急激な物価騰貴と物資の絶対的不足により、国民生活は、経済的にいつても心理的にいつて

も、極度の貧窮に呻吟していた時であつた。このような事情を考慮するならば、形式的負担率においては昭和19年が高いが、実質的負担率は、逆に戦後の方が高かつたともいいうる。

かかる観点より、実質的な租税負担率の推移を示すバロメーターとして、われわれは食料費を除いた国民所得に対する租税負担率を試算してみた。(第6表)

国民所得より最低生活費を控除した額、すなわち、租税負担能力(自由所得ともいう)に対する租税負担率を算定する試みは、夙にヴェリンダーの行つたところである。しかしながらわれわれは、最低生活費とは何か、最低生活費は具体的に如何程度であるかどうかという煩雑な問題を避けるために、生活費の中でも最も基本的な食料費を算定し、これを国民所得より控除して租税負担額と比較してみた。その結果、昭和19年と戦後の間における実質的租税負担率の関係を、概略ではあるが計数的に確かめることができた。

すなわち、第6表における租税負担率のうち、C/Aによつて示される数列は形式的負担率であり、C/Bによつて示される数列は実質的負担率の趨勢を示すものである。

形式的負担率を見るならば、昭和19年は確かに最高を示している。しかし、国民所得より食料費を除いた額に対する租税負担率を見るならば、昭和19年は、戦前及び戦時中を通じて最高であつたとはいえ、昭和26年を除く戦後の各年よりもまだ低いのである。ここに示された数列の意味するところは租税負担に関する国民一般の実感よりしても、首肯されるのではないと思われる。

さらにあわせて、昭和25年の税制改正の効果が如何に顕著

第6表 食料費を除いた国民所得に対する租税負担率

(単位百万円)

Table with 7 columns: 年次, 国民所得(A), 食料費, 食料費を除いた国民所得(B), 租税総額(C), C/A, C/B. Rows for years 9-11, 14, 16, 19, 22, 23, 24, 25, 26.

備考

- (1) 国民所得及び租税総額については、第5表「国民所得と租税負担」の備考を参照のこと。
(2) 食料費は昭和19年までは経済安定本部国民所得統計による。昭和22年以降は個人消費支出とC.P.S及び農家経済調査によるエンゲル係数とにより算定した。

なものであるかをも、形式的租税負担率による場合より一そう明確に知ることができよう。

もちろんここに示された数字は、実質的負担率をそのまま示すものであると断定することはできない。しかし、租税負担能力や課税の限界に関する諸説を思いあわせるならば、国民生活にとつて最も基本的な食料費を除いた国民所得に対し算定された租税負担率は、実質的租税負担率により近似しており、国民の租税負担の感受度をも、よりよく反映するものであるということができよう。

国民所得に対する形式的租税負担率の意味するところが以上のようであるから、次の第7表に示される諸外国の租税負担率の差異も形式的に解釈されてはならない。(第7表)

第7表 日米英の国民所得に対する租税負担率

Table comparing tax burden rates for Japan, USA, and UK from 1911 to 1926. Columns include year, national income, tax, and total tax for each country.

備考

- (1) 日本は第5表「国民所得と租税負担」の備考(1)-(3)を参照のこと。
(2) 米国民所得は、分配国民所得で年度換算をして算定した。昭和25年は第2・4半期分の年率換算額によつて、国税(連邦税)は、昭和24年までは決算額、25年は予算額、地方税は、昭和22年までは決算額、23、24年は推定額、25年は財務省資料による。但し社会保障税は含まない。
(3) 英国民所得は分配国民所得で、国税は昭和24年までは実績、25年は予算、地方税は昭和21年まで実績、以後は21年と同額として算定した。

租税負担の国際比較については前に述べたから、ここには繰返さないが、第6表について述べたような点からいつてもわが国の形式的租税負担率が、米英両国に比して非常に低いことをもつて、直ちに実質的租税負担率においても低いと論ずることはできないということを知りえよう。米国の租税収入より社会保障税を除いたのは、これは租税収入として一旦は国家に帰属するものの、直ちにその全額が国民に還流してくるものであることと、わが国においてはこのような税目がなく、比較することができないという理由に基いている。英国の場合は、社会保障制度がきわめて発達しているのであるが、社会保障税はなく、これを普通の才入によつてまかなつている。したがつて、英国の租税負担率がきわめて高いとはいつても、社会保障費として国民に還流してくる分がきわめて多いから、実質的租税負担率は相当低くなるといえよう。

さらにこのような国際比較に際しては、生活水準の問題が考慮されなければならない。生活水準を示すバロメーターとしては、物価水準のほかにエンゲル係数がよくあげられる。寛知のように、エンゲル係数は、家計における総支出または所得に対する食料費の割合を示す数値であり、この数値は、所得の増減と逆比例的に増減することが知られている。エンゲル係数によつて消費水準を比較するためには、価格体系や消費構造の分析が前提になるのではあるが、エンゲル係数の

意味するところが、所得の高いものほどエンゲル係数は低くなるということであるから、このように分析の困難な前提問題は抜きにして、エンゲル係数の実際の数値を比較することによつても、消費水準の概略を推定することができる。

戦前におけるわが国のエンゲル係数は35%程度で、米英両国のそれもこれとあまり変わらず、50~35%程度であつた。しかし、戦後においては事情はこれと全然異つてゐる。終戦直後のわが国におけるエンゲル係数は、70%を超えるという高い数字を示した。最近においては、所得の増加・物資供給の円滑・これに伴う物価水準の安定等によつて、エンゲル係数は約50%に回復している。しかしながら、戦前の35%に比較するならばまだまだ高く、したがつて、消費水準もまた戦前の状態を回復していないといふのであろう。これに対し、米国の場合は、戦中、戦後を通じてエンゲル係数は30~35%の範囲より逸脱しなかつた。英国においては、終戦直後の昭和21年においては逆にエンゲル係数が下つて30%を下廻り、その後は約30%となつてゐる。したがつて、さきに第6表で示されたような実質的租税負担率を考えるならば、わが国は米英両国に比して、決して低いということはなく、むしろ高くなるのではないかとすら思われるのである。

次に、物価変動を拾象した実質物価による所得の変動と税引所得の変動を見よう。(第8表)

第8表 税引国民所得の比較

(単位百万円)

Table comparing tax-adjusted national income for Japan, USA, and UK from 1911 to 1926. Columns include year, national income, tax, tax-adjusted income, and real national income for each country.

備考 (1) 国民所得及び租税負担額については、第5表「国民所得と租税負担」の備考(1)-(3)を参照のこと。

(2) 物価倍率は、昭和19年までは日本銀行小売実効物価指数、22年以降は、経済安定本部の算定した実効物価倍率(昭和9~11年に対し、昭和23年、155.1倍)とC.P.I.とにより算定した。(昭和26年2月水準)

戦前の昭和9~11年に比して、戦後の名目国民所得は著しく増加し、昭和22年において84倍、23年は161倍、24年は213倍、25年は246倍、26年は3兆8千4十億円と、実に283倍になつてゐる。しかしながら、国税、地方税を通ずる租税負担額は、これよりも一そう増加し、昭和22年において113倍、23年は285倍、24年は425倍、25・26年は税制改正の結果24年より若干低く、それぞれ、403倍・413倍となつてゐる。したがつて、税引名目国民所得は、名目国民所得の増加率に及ばず、昭和22年において79倍、23年は141倍、24年は180倍、25年は221倍、26年は262倍となつてゐる。

実質所得を算定するには、如何なる物価指数を用いるかについて若干の問題がある。しかしここでは、租税負担を中心

として、国民の消費水準を比較してみようとするものであるから、物価指数は、消費者物価指数または小売実効物価指数によるのが正しいと思われる。用いべき物価指数は、戦後においては、総理府統計局調、消費者物価指数(C.P.I.)があるが、これの戦前リンク指数がないために、これを如何に戦前にリンクするかについて、相当大きな問題が生ずる。さきに経済安定本部の行つたところによれば、昭和9~11年に対する昭和23年平均の消費者物価倍率は156.11倍であり、同様にして行われた総司司令部及び総理府統計局の試算では、それぞれ155.79倍、157.79倍となつてゐる。このように三つの試算の結果がきわめて近似しており、また、この試算が方法的にいつても妥当なものであるから、今日において

は、この倍率は一般に承認されている。常識的な実感より、当時の物価水準は戦前の約200倍になっているといわれているが、この指数とは、25%にも及ぶ開きがある。

昭和9~11年の貨幣価値によつて評価された国民所得及び税引国民所得を、われわれは実質という言葉で冠して表示した。算定の結果は、われわれの生活上の実感より相当離れてあらわれた。すなわち、実質国民所得は、昭和24年において戦前の水準を回復し、25年で20%増、26年では27%増となり

第9表 一人当り国民所得と租税負担額の比較

(単位円)

| 年次 | 国民所得 | | 租税負担額 | | 税引国民所得 | | 実質国民所得 | | 実質税引国民所得 | |
|---------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|-----|----------|-----|
| | 金額 | 指数 | 金額 | 指数 | 金額 | 指数 | 金額 | 指数 | 金額 | 指数 |
| 昭和9-11年 | 194 | 100 | 27 | 100 | 167 | 100 | 194 | 100 | 167 | 100 |
| 14 | 327 | 169 | 51 | 189 | 276 | 165 | 218 | 112 | 184 | 110 |
| 16 | 416 | 214 | 78 | 289 | 337 | 202 | 198 | 102 | 161 | 96 |
| 19 | 630 | 325 | 188 | 696 | 442 | 265 | 154 | 79 | 108 | 65 |
| 22 | 14,355 | 7,399 | 2,663 | 9,863 | 11,692 | 7,001 | 132 | 68 | 108 | 65 |
| 23 | 26,993 | 13,914 | 6,519 | 24,144 | 20,398 | 12,214 | 147 | 76 | 111 | 67 |
| 24 | 34,801 | 17,939 | 9,546 | 35,356 | 25,255 | 15,123 | 163 | 84 | 118 | 71 |
| 25 | 39,834 | 20,533 | 8,980 | 33,259 | 30,854 | 18,475 | 195 | 101 | 151 | 90 |
| 26 | 45,723 | 23,569 | 9,211 | 34,115 | 36,512 | 21,863 | 206 | 106 | 164 | 98 |

備考 (1) 国民所得及び租税負担額については、第5表「国民所得と租税負担」の備考(1)-(3)を参照のこと。
 (2) 実質国民所得の算定に用いた物価指数については、第8表「税引国民所得の比較」の備考(2)を参照のこと。
 (3) 人口は総務省統計局及び厚生省の調査による。昭和26年は昭和25年と同一とした。

最近の試算によれば、昭和26年の国民所得は4兆7千億円にも及ぶものと見込まれている。第9表の計算基礎となつた国民所得は、当初見込の3兆8千4百億円となつているから、もし経済安定本部の試算した4兆7千億円という国民所得が正しいものであるならば、昭和26年の実質税引国民所得は、戦前の水準をはるかに超えることとなる。われわれの生活上の実感よりすれば、このような数字は若干高過ぎると思われるから、このような結論を導いた物価指数が、低きに失しているのではないかという疑念が生ずるわけである。

これとは別に、われわれは生計費調査より実質生計費の比較を行つてみた。戦前の生計費調査は一部に偏したもので、当時の平均あるいは標準とみなすことには相当の問題があらうが、一応この問題をぬきにして単純に比較を行うと、生活水準は昭和9~11年に対し、昭和24年は63%、昭和25年は65%という結果になつた。費目別に見ると戦前の水準をこえているのは光熱費のみで、その他は、食料費(昭和24年は71%、25年は74%)、雑費(両年とも62%)、住居費(両年とも47%)、被服費(昭和24年は33%、25年は49%)となつている。このような点よりいつても第9表に示されている実質所得水準は相当高過ぎるようと思われる。

3. 税制の構成と租税負担について

租税負担は、負担される租税の種類によつて性質を異にするものであることは前に述べた。この問題は結局、租税体系

実質税引国民所得でも、昭和25年は戦前の108%、昭和26年は118%と相当大巾に上廻つている。もちろん、この間において、人口は、昭和9~11年の6,924万人より昭和24年は8,260万人、25年は8,320万人と20%増加しているから、国民一人当りの金額では、次の第9表に示されるとおり増加率は若干低い。しかしそれでもなお、一人当りの実質税引国民所得は、昭和25年で戦前の90%、26年では殆んど戦前水準に近い98%となつている。(第9表)

の構成の問題であるから、普通に行われている直接税・間接税の比較を中心として以下に述べよう。

直接税・間接税の区分は、租税分類中もつとも古い起源を有する。すでに1572年において、ジャンボードンは、フランスの財務行政を觀察するに際しこの分類を用いていたといわれる。以来、租税転嫁論の発達、社会主義思想の擡頭とともに両者の分類は広い論争をひきおこし、間接税は大衆課税であり、その負担は逆進的であると普通にいわれて今日に至つてい。しかしながら、事実上、直接税・間接税の区分はきわめて曖昧であつて、人により分類を異にするのが常である。しかも今日においては、直接税の太宗である所得税と雖も大衆課税となつているから間接税を大衆課税として特色づける従来の見地からすれば、両者を区分する意義は相当減失しており、むしろ他の合理的な分類によることが望ましいのではないかと思われる。直接税・間接税の区分については、おおよそこのような問題があるが、この用語が古くより馴染まれており、広く用いられているから、ここでは一応この区分を基準とすることとした。

(A) 直接税・間接税の区分に関する説

直接税・間接税を区分する基準については次のような諸説がある。

- (イ) 間接税を租税として認めず、直接税のみを租税とみとめる説
- (ロ) 租税の賦課徴収という行政技術上の手続を基準として

区分する説

- (イ) 税源を基準として区分する説
- (ロ) 転嫁の事実を基準として区分する説
- (ハ) 立法者の意思による転嫁可能性により区分する説
- (ニ) (イ)の説は、間接税は、給付能力を標準として分配されないだけでなく、その負担が全く恣意的であつて強制性を欠いているから、租税とみとめられないとするものである。間接税が、価格の背後に隠れてしまうから、担税者は、無意識のうち給付能力とは直接の関係なく負担することは事実であるが、これのみによつて間接税を租税でないとするにはできない。
- (ホ) (イ)の説はフランスの税務官庁において用いられた区分であつて、直接税は確定的なもので、多少とも永続すべき事物または状態により賦課されるもの、間接税は、一時的または偶然的な事物が顕現するに從つて課税するものであるとする説である。したがつて、直接税は台帳税、間接税は従率税ということになるが、この分類はあまりにも租税の外部的技術的特徴を標準にしようとするものであつて、今日の徴税方式と比較してもとりえないところである。
- (ヘ) (イ)は税源たる所得または財産を直接に捕捉する税を直接税とし、所得または財産の支出によつて、間接にその存在を推定して課税するものを間接税とする説である。この区分は所

得税または財産税及び消費税の分類と大差なく、直接税・間接税の区分とはいうことができないだけでなく、消費税中、直接消費税をも間接税に含めることは、妥当なものではない。(イ)は、納税義務者が担税者となるのが直接税であり、その他のものが間接税であるとする説である。租税の転嫁は、他の経済負担の場合と同様に、市場における経済勢力の関係によつて定まるものであり、経済社会の機構の如何によつては同一の租税もあるいは転嫁し、あるいは転嫁しないものである。したがつて、転嫁の事実を基準として区分することには著しい困難が伴う。

(ロ)の説は今日の通説であつて、直接税は国家がその租税を負担せしめようとするものより直接課徴するものであり、間接税は、国家が納税者以外のものに転嫁されることを期待して賦課する租税であるとする説である。もつともこの分類にも多くの困難が伴う。

すなわち、立法者の意思は必ずしも確定しえられず、時には対立する二つの意思も考へうるのみならず、経済社会の実情よりして、必ずしも立法者の意思が実現されるとは限らないから、この分類は租税作用の解明にはあまり効果がないともいふるのである。

直接税・間接税の区分には、このような問題があるが、通説に従ひわが国の国税について区分すれば次のとおりとなる。(第10表)

第10表 直接税 間接税の比率(国税)

(単位千円)

| 年次 | 総額 | | 直接税 | | 間接税 | | その他 | |
|-----------|-------------|-------|-------------|------|-------------|------|------------|-----|
| | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % |
| 昭和 9-11 年 | 1,225,607 | 100.0 | 426,696 | 34.8 | 700,006 | 57.1 | 98,905 | 8.1 |
| 14 | 2,932,494 | " | 1,631,162 | 55.6 | 1,130,744 | 38.6 | 170,588 | 5.8 |
| 16 | 4,931,334 | " | 3,163,220 | 64.1 | 1,516,711 | 30.8 | 251,403 | 5.1 |
| 19 | 12,862,829 | " | 8,375,567 | 65.1 | 3,947,127 | 30.7 | 540,134 | 4.2 |
| 22 | 183,165,115 | " | 99,409,405 | 52.6 | 82,134,880 | 43.4 | 7,620,832 | 4.0 |
| 23 | 445,956,100 | " | 222,743,485 | 49.9 | 190,036,793 | 42.6 | 33,175,822 | 7.5 |
| 24 | 636,067,700 | " | 344,373,683 | 54.1 | 243,445,092 | 38.3 | 48,248,925 | 7.6 |
| 25 | 557,115,473 | " | 304,150,000 | 54.6 | 241,932,473 | 43.4 | 11,033,000 | 2.0 |
| 26 | 557,590,548 | " | 299,554,000 | 53.7 | 248,969,548 | 44.7 | 9,067,000 | 1.6 |

備考

- (1) 税額には、煙草専売益金(燃料局益金は含まない)、北支事件特別税、地方分与税を含むが、財産税等収入金特別会計受入金は含まない。
- (2) 昭和24年までは決算額、25年は補正後予算額、26年は予算額である。
- (3) 直接税・間接税・その他の区分は次のとおりである。

直接税

所得税、法人税、特別法人税、地租、家屋税、営業税、営業収益税、資本利子税、法人資本税、相続税、譲渡区税、財産税、外貨債特別税、取引所営業税、取引所特別税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非戦災者特別税、北支事件特別税、富裕税、再評価税

間接税

酒税、清涼飲料税、砂糖消費税(砂糖特別消費税を含む)、織物消費税、揮発油税、関税、物品税、遊興飲食税、特別行為税、煙草専売益金

その他

取引所取引税、とん税、有価証券移転税、兌換銀行券発行税、通行税、入場税、特別入場税、電気ガス税、広告税、馬券税、取引高税、印紙収入

(B) 国税における直接税間接税の区分の問題点

ここに示された分類のうち、次の租税については問題が生ずるであろう。

(i) 北支事件特別税は、昭和12年に事変費の一部を支弁するため、課税方法の単純な特別附加税の形式によつて、臨時的に設けられたもので、大部分が直接税に対する特別附加税であるが、一部分は、物品特別税として間接税である。しかし本税は臨時軍事費特別会計に含まれ、各年度の決算額は総額のみで、種類別には行われていないから、物品特別税が如何なる比率を占めるのか不明で、便宜上全額を直接税に含ましめたが、物品特別税は間接税であるから、直接税は若干多くなりすぎているといえよう。

(ii) 特別行為税は、特定営業者の取引行為に対して課税されるもので、取引高税に類似しており、個別的取引高税とも解しうるから「その他」に入れることも考えられる。

(iii) 電気ガス税は、納税者は業者であるが、負担するのは消費者であり、また馬券税は、競馬開催者に課税されるが、事実上負担するのは馬券の購買者及び払戻金受領者で

あるから、いずれも間接税に含ましめることが考えられる。(iv) 通行税・入場税・特別入場税は、いずれも直接消費税であるが、徴収義務者が介在することにより、間接税とすることが考えられる。

地方税については、地方税の数がきわめて多く、かつその規定が不備で、各税目の理解が困難であること、地方税に関する統計が不十分であること等の理由によつて、直接税、間接税の区分を行うことはきわめて困難である。地方税の直接税、間接税の区分が、これまでにあまり行われなかつたのはこのような事情のほか、地方税が識者の注意をひく程度が少なく、批判吟味をうける機会が少かつたことや、戦前の地方税は、殆ど直接税のみより構成されており、このような区分を行うことの必要性が、殆どなかつたことなどに基因していると思われる。

このような問題点に留意しつつ、われわれは、備考に示したような区分にしたがつて試算した。そしてこれより、地方税においては、終戦時まで直接税の比率がきわめて高く、総額の90%も占め、昭和23年にいたつて、はじめて70%程度に低落していることを知ることができる。(第11表)

第11表 直接税間接税の比率(地方税) (単位千円)

Table with 10 columns: Year, Total Amount, Total %, Direct Tax Amount, Direct Tax %, Indirect Tax Amount, Indirect Tax %, Other Amount, Other %. Rows for years 9-11, 14, 16, 19, 22, 23, 24, 25, 26.

備考

- (1) 税額は、地方分与税及び市町村分賦額を含んでいない。(2) 昭和16年まで及び22年は決算額、19年は予算額、23年は調定額、24年以降は地方財政委員会の予算推計額である。(3) 直接税、間接税、その他の区分は次のとおりである。

直接税

国税附加税・府県民税・特別地租・家屋税・営業税・段別税・電柱税・漁業権税・狩猟者税・地租・鉱区税・軌道税・事業税・特別所得税・*船舶税・*自動車税・*電話加入権税・*電話税・*雑種税・*段別割・*戸数割・*戸別割・*家屋割・*市町村民税・*扇風機税・*畜税・*犬税・*使用人税・*固定資産税・*舟税・*自転車税・*荷車税・*金庫税・*目的税・*法定外独立税の大部分(*印は所有分のみ・印は附加税をも含む)

間接税

*入場税・遊興飲食税・遊興税・入湯税・芸妓税・電気ガス税・酒消費税・雑種税(一部)・*と畜税・接客人税・*法定外独立税(一部)

その他

*不動産取得税・*木材引取税、*自動車税、*船舶税、*電話加入権税、*電話税、*雑種税(一部) 広告税、*舟税、*自転車税、*荷車税、*金庫税、法定外独立税(一部) (*印は取得分のみ)

地方税の課徴は、国法によつてみとめられる地方税制度に依存するものであるから、地方公共団体は、その財政需要と住民の支払能力に応じて、任意に租税を課徴することを拘束されている。しかし、地方公共団体の場合には、国家の場合とは異り、その財政活動が国民とより直接で密接な関係に

あるから、財政活動に必要な経費は、これにより多く均落しうるものが多く支払うべきであるという応益原則がとられていた。応益原則によるときは、租税を負担するものが不確定な間接税はしりぞけられ、租税を負担するものの明確な直接税が選ばれることは必然である。このような見地から、わが

国においては、地方税の編成が直接税を中心としてなされてきたのであるが、さらに、支那事変以来弾力性に富む有力な間接税は国家に留保されていたから、地方税における直接税の地位は、必然的に高いものとなつたのである。

しかしながら、終戦後、地方自治の拡充に基いて財政需要が激増したのと、急激なインフレーションが擡頭したこと等によつて、収益税を中心としてはいるが、収入に弾力性の乏

しいように組立てられていた地方税体系は崩壊の危機に瀕したので、昭和22年において、遊興税・入湯税・広告税、23年においては、入場税・酒消費税・電気ガス税・木材引取税等の間接税の採用により、その救済が企てられた。この結果直接税の比率は低落している。

以上国税地方税を合計した総額の直接税、間接税の区分は次のとおりである。(第12表)

第12表 直接税間接税の比率(国税、地方税の合計) (単位千円)

Table with 10 columns: Year, Total Amount, Total %, Direct Tax Amount, Direct Tax %, Indirect Tax Amount, Indirect Tax %, Other Amount, Other %. Rows for years 9-11, 14, 16, 19, 22, 23, 24, 25, 26.

備考 第10表及び第11表の備考参照のこと。

この表において明らかな点につき若干述べよう。

(イ) 戦時中における直接税の優位

戦時経済への移行に際しては、何れの国においても、租税負担の公正と購買力の吸収を目的とした臨時利得税の新設、所得税負担の増加が行われた。わが国においても、戦時態勢に於ける租税体系の整備は、支那事変勃発以来急速に行われ、昭和15年の大改正によつて一応完成された。しかし、戦争の緊迫化に伴う国家財政の窮乏は、所得税を中心とした直接税の増徴のみによつてまかないうるものではなく、16年以降は、累年間接税の大巾な増徴が行われた。この結果、間接税の額は、相対的に増加したが、直接税の額の増加がより大きかつたため、直接税の占める比率は依然として大きく、戦前に比し、国税のみでは、30.3%、総額では12.6%も増加している。このように直接税の比率が増加したのは、臨時利得税と所得税の増加に基因するものであつて、(所得税の増加については、後に所得税負担の累年比較の項においてのべる。第22表参照) 所得税納税人員のこの間における増加率は、きわめて大きいものとなつている。所得税の納税人員が激増したにもかかわらず、それほど直接税の比率が増加しなかつたのは、北支事件特別税以来新設された間接税が、臨時税たる性格を脱して固定化したことや、酒税・織物消費税・物品税につき、大巾の増徴が行われたことに基因している。

(ロ) 終戦後に於ける間接税の比率の増大

戦時中に年々増大した直接税の比率は、終戦直前の昭和19、20年において、65%という高率を示したが、終戦後は急激に減少し、昭和23年においては、50%に低落してしまつた。このように直接税の比率が急激に減少した理由としては、臨時利得税が廃止されたこと、生産が減退した結果一人当りの実質国民所得が激減したこと、所得分布が平等化したこと、納税思想が悪化し、また徴税機構が弱体化したこと、インフレーションが急激であつたこと等が考えられる。一人当り実質国民所得の低下と所得分布の平等化は所得税における累進税率の効果を著しく減殺したが、これと財政需要とが相俟つて、低額所得者にまで重い負担が課

せられるようになった。後に第22表に示すとおり、納税者の所得に対する所得税の平均税率は、終戦直前の昭和19、20年は12.6~12.8%であつたのが(総合所得税を含む)、終戦後においては20%を上廻るようになったのである。所得分布の平等度を示す係数として、一般に用いられているバレット係数を見ると、戦前は1.6~1.7であつたのが、終戦直前は、1.7~1.8、終戦後は2.3~2.5となり、極端に平等化していることがわかる(第35表参照)。このように低額所得者にまで重い所得税負担が課せられたにもかかわらず、なお財政需要を充足することができなかつた結果、間接税の増徴が行われ、その比率が相対的に増加せざるを得なかつたのである。

(ハ) 不況期における間接税の優位

第12表においては明らかでないが、一般にいわれる「不況期における間接税の優位」について一言しよう。不況期において、間接税の占める比率が相対的に増大することは第13表にも見られるとおり、各国に共通した現象である。(第13表、第1図)

われわれは、ここで、景気変動をよく反映するバロメーターとして、卸売物価指数をあげた。その結果、第13表及び第1図に見られるとおり、物価指数と直接税の比率との間には、きわめて類似した傾向のあることを知ることができた。このような直接税の比率の相対的な低落は、間接税の比率の相対的な増大を意味するが、しからば何が故にこのような傾向があらわれるのであろうか。

不況期における直接税収入の低落する原因

思うに不況期において直接税の収入は、次の二つの理由よりして低下せざるを得ない。

(i) 名目所得の減少に伴い、税収の絶対額が減少するとともに、直接税負担の累進性がこれによつて著しく減殺される。すなわち、増大する失業と一般の名目所得の低下により、多くのものは課税最低限以下に低落し、ま

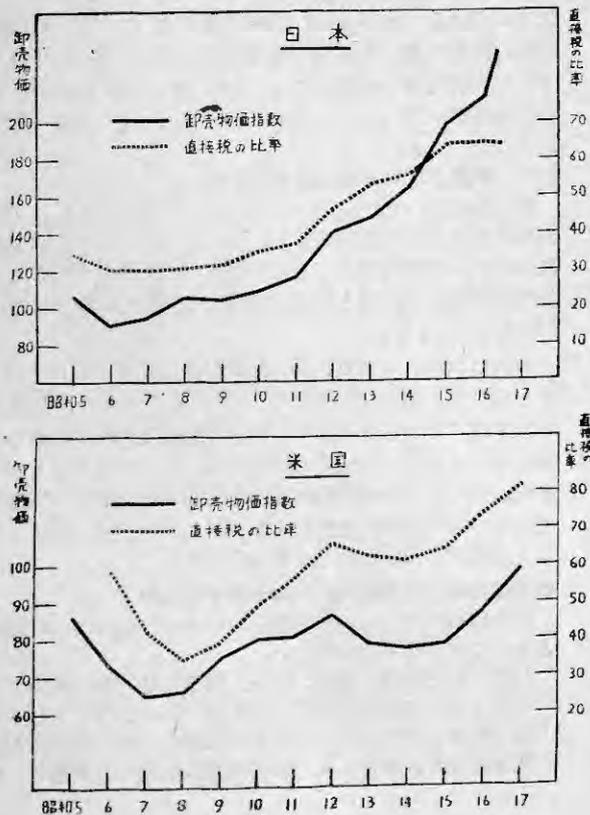
第13表 物価と直接税

| 年次 | 日本 | | 米 国 | | 英 国 | |
|------|--------|--------|------|--------|-------|--------|
| | 卸売実効物価 | 直接税の比率 | 卸売物価 | 直接税の比率 | 卸売物価 | 直接税の比率 |
| 昭和5年 | 106.2 | 34.3 | 86.4 | 68.0 | 100.0 | 58.3 |
| 6 | 89.8 | 30.0 | 73.0 | 58.6 | 87.8 | 59.0 |
| 7 | 94.5 | 29.9 | 64.8 | 41.8 | 85.7 | 53.9 |
| 8 | 105.3 | 30.4 | 65.9 | 33.9 | 85.7 | 52.1 |
| 9 | 104.2 | 31.5 | 74.9 | 39.0 | 83.0 | 51.4 |
| 10 | 108.8 | 35.0 | 80.0 | 49.0 | 89.1 | 51.3 |
| 11 | 115.9 | 37.3 | 80.8 | 56.4 | 94.4 | 51.1 |
| 12 | 139.7 | 46.7 | 86.3 | 65.4 | 108.9 | 53.2 |
| 13 | 147.4 | 53.2 | 78.6 | 62.3 | 101.6 | 55.6 |
| 14 | 162.8 | 55.6 | 77.1 | 60.9 | 102.9 | 55.7 |
| 15 | 197.8 | 63.9 | 78.6 | 64.2 | 136.6 | 57.3 |
| 16 | 213.5 | 64.2 | 87.3 | 73.8 | 152.8 | 61.5 |
| 17 | 273.4 | 63.5 | 98.1 | 81.8 | 159.4 | 62.5 |

備考

- (1) 日本 直接税の比率(国税)は第10表備考参照
- (2) 米 国 及び 英 国 の 直 接 税 の 比 率 は、大蔵省主税局、「税制関係基本統計資料集」(昭和25年版、P116, 148)によつた。
- (3) 卸売物価指数は次のとおりである。
日本 日本銀行卸売実効物価指数(昭和5—9年基準)
英国 Statistical Abstract for the United Kingdom 及び Monthly Digest of Statistics による。(1930年基準)
米 国 Statistical Abstract of the United States による。(1926年基準)

第1図 物価と直接税との関係



たその他のものも、以前よりは低所得水準に引下げられるだろう。かくして、直接税の最も中心を占める所得税は、その効力を喪失し、また名目価値の下落によつて、他の収益税、財産税等の収入も減少するであろう。しかし、このような所得水準の低下は、物価の下落によつてある程度相殺されるとはいえ、担税能力の低下を示すものであるから、控除の引下げや税率の引上げによつて以前と同額の負担を強制することを不可能ならしめるのである。

(ii) 直接税のうち、財産税を課税客体とするものは、その収入をあげることが著しく困難となる。何故ならば不況時代においては、納税者の手許にある貨幣額が減少するだけでなく、市場において財産を換価することがきわめて困難となり、かつその価値が下落するから、財産課税によつて従来の税収と同額を確保しようとするならば、税源を破壊するような結果を招来することとなる。このような理由によつて、直接税収入は減少するのであるが、一方、才出は必ずしも低減するとは限らない。

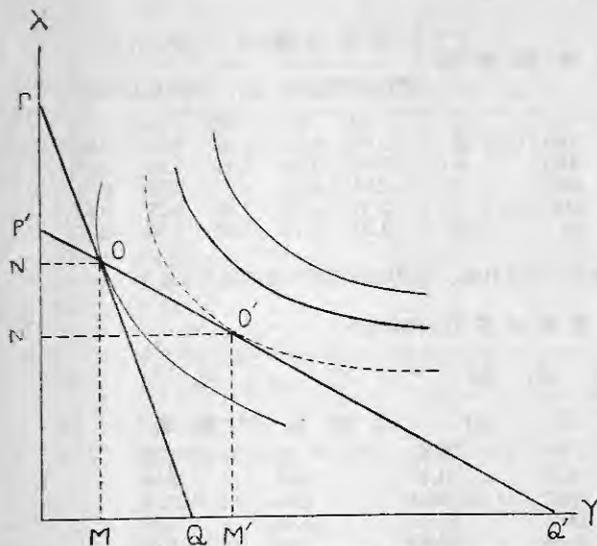
不況期において間接税収入が相対的に増大する理由
この間におつて、間接税は次のような理由により、相対的に優位となるものとみとめられる。

間接税における課税客体は、取引量または取引額である。国家は配分された所得が消費される過程において、租税を課徴するのであり、直接税のように、所得の配分過程において租税を課徴するのではない。不況期において、このような取引量または取引額は、絶体的には減少するであろう。しかしながら平均消費性向は増大するから、その減少は所得の減少ほど急激ではない。したがつて、所得を課税客体とする直接税より、消費を課税客体とする間接税の収入の方が、相対的に増大することは明らかである。

租税負担が直接税中心でなされるか、それとも、間接税中心でなされるかは、個々の経済主体の消費に対して異なる影響を与えるであろう。負担が直接税中心でなされる場合は、個人消費はその総額において規制されることとなり、個々の消費の選択には間接的に影響を受けるのであるが、もし間接税中心の負担がなされるならば、租税負担は物価水準の背後に隠れてしまうから、個々の経済主体は、所得を消費へ配分するに際して、個々に規制されることになり、個々の財の消費を抑制するという性質が強くなるであろう。一般的には、消費性向の理論よりして、直接税も間接税も平均消費性向を大ならしめるといわれる。何故なれば、直接税負担の増加は、可処分所得の減少となるから、平均消費性向は増大せざるを得ず、また間接税負担の増加は、実質所得の低落を意味するから、やはり平均消費性向は増大せざるを得ない。

このように、直接税負担も間接税負担も等しく平均消費性向を増大させるものであるならば、消費者の立場よりして、直接税負担と間接税負担とは何れがより有利であろうか。いま、X、Y二財があり、Y財について間接税が課税されているものとしよう。この場合における消費者の二財に対する選択は、無差別曲線と価格線の接点において決定される。(第2図)

第2図 無差別曲線による税負担の解析



すなわち、第2図において、価格線PQと、無差別曲線との接点Oが均衡点であり、消費者の選択した購入数量は、X財についてOM、Y財についてONということになる。このような均衡状態にあるときにおいて、政府が税制を改正し、Y財に課税されていた間接税を所得税にふりかえたとしよう。そしてこの場合、この消費者について、改正前後における税負担額が等しいとするならば、彼の可処分所得は減少したとはいえず、これはY財の値下りによつて相殺されるから、均衡状態において彼が購入したX、X二財の量、OM、ONは、依然として購入しうるわけである。たとえば、従前10,000円の可処分所得があり、X財を6,000円(20ヶ) Y財を4,000円(10ヶ)購入していたとして考えよう。この場合Y財についての間接税は、500円(1ヶ当り50円)であつたとすれば、全額が所得税として課税されることになれば、彼の可処分所得は500円だけ減少して9,500円となり、一方Y財の価格は、1ヶ当り50円ずつ低落するから10ヶ当りの購入金額は3,500円となる。実際において間接税の廃止は、同率で物価下落となつてあらわれないが、ここでは考察の便宜上、同額だけ下落するものとした。改正後の彼の可処分所得は9,500円であるから、彼はX財を6,000円(20ヶ)、Y財を3,500円(10ヶ)購入することができるわけであり、この購入量は、改正前と同一である。

したがつて、新しい価格線P'Q'は、必ず以前の均衡点Oをとり、かつ図に見られるように、Y軸に対する傾斜はより緩かとなる。何故なれば、彼の可処分所得は減少したからその全額をもつて購入しうるX財の量は減少し、逆にY財はその物価下落によつて、購入しうる数量が増加するからである。しかし、P'Q'はPQとOにおいて接した無差別曲線とは、必ず交わるから、P'Q'と接する無差別曲線は、以前よりより上位の曲線となり、この新たな均衡点O'において購入されるX、Y二財の量、O'M'、O'N'より得られる効用はOM、ONによつて得られる効用よりより大であるというこ

とになる。したがつて、消費者にとつて直接税は間接税に比しより有利である。

4. 間接税負担の逆進性について

間接税は大家課税でありその負担は逆進的であるとは、よくいわれるところである。このような推論がなされるのは、消費支出金額の増加率ほど間接税負担額が増加せず、その絶対額が比較的一定であると思われることに基因している。間接税負担の逆進的傾向を最もよく示した資料としては、英国のColwyn Report(Report of Committee on National Debt and Taxation(1927年))があげられる。同報告によれば、1925年の英国において、16才未満の子3名を有する有配者の間接税負担は次のとおりとなつてゐる。(第14表)

第14表 1925年の英国における間接税負担 (単位ポンド)

| 所得額 | 間接税負担額 | 負担率 |
|--------|--------|-------|
| 100 | 11.88 | 11.9% |
| 1,000 | 29.11 | 2.9 |
| 10,000 | 121.30 | 1.2 |

備考 Colwyn Report. (Report of Committee on National Debt and Taxation; 1927)

本表は納税者が16歳未満の子3名を有する有配者として行つたものである。

このように間接税の負担率は著しく逆進的であり、負担の公平に欠くところがあるから、間接税全廃の議論も起りうるのである。しかしながら、間接税は、比較的多数の国民から国家経費のために納付せしめる有効な方法であり、また直接税の累進性の欠陥を是正しつつ、奢侈の消費の抑制にも有効である等の長所を有するから、このような全廃論は当を得たものではないといえよう。

このような間接税負担の測定は、わが国でも戦前において二、三行われた。一は大内教授の「家計調査にあらわれた給料生活者及び農業者の租税負担」(昭和2年)であり、他は農林省の「農家の消費税負担状況調査」(昭和8年)である。参考までにその結果表を掲げれば次のとおりである。(第15表、第16表)

第15表 家計調査にあらわれた給料生活者及び農業者の租税負担 (昭和2年) (1) 給料生活者

| 所得階級 | 租税負担額 | | | 負担率 | | |
|---------|-------|------|------|------|------|------|
| | 直接税 | 間接税 | 計 | 直接税 | 間接税 | 計 |
| 60 円未満 | 0.31 | 0.61 | 0.92 | 0.57 | 1.12 | 1.69 |
| 80 " | 0.61 | 0.94 | 1.55 | 0.88 | 1.34 | 2.22 |
| 100 " | 0.75 | 1.10 | 1.85 | 0.87 | 1.29 | 2.16 |
| 120 " | 0.90 | 1.23 | 2.13 | 0.87 | 1.20 | 2.07 |
| 140 " | 1.07 | 1.29 | 2.36 | 0.89 | 1.06 | 1.95 |
| 160 " | 1.36 | 1.53 | 2.89 | 1.02 | 1.15 | 2.17 |
| 180 " | 1.66 | 1.55 | 3.21 | 1.09 | 1.01 | 2.10 |
| 200 " | 2.44 | 1.64 | 4.08 | 1.47 | 0.99 | 2.46 |
| 200 円以上 | 3.60 | 1.62 | 5.22 | 1.82 | 0.82 | 2.64 |
| 平均 | 1.41 | 1.34 | 2.75 | 1.13 | 1.08 | 2.21 |

第15表 家計調査にあらわれた給料生活者及び農業者の租税負担(続)

(2) 農 業 者

| 所得階級 | 租税負担額 | | | 負担率 | | | 所得階級 | 租税負担額 | | | 負担率 | | |
|-------|-------|------|------|------|------|------|--------|-------|------|------|------|------|------|
| | 直接税 | 間接税 | 計 | 直接税 | 間接税 | 計 | | 直接税 | 間接税 | 計 | 直接税 | 間接税 | 計 |
| 60円未満 | 0.68 | 0.56 | 1.24 | 1.14 | 0.92 | 2.06 | 160円未満 | 2.10 | 1.13 | 3.23 | 1.51 | 0.81 | 2.32 |
| 80 | 0.94 | 0.67 | 1.61 | 1.24 | 0.88 | 2.12 | 180 | 2.08 | 1.33 | 3.41 | 1.49 | 0.94 | 2.43 |
| 100 | 1.19 | 0.77 | 1.97 | 1.28 | 0.84 | 2.12 | 200 | 2.81 | 1.04 | 3.85 | 2.02 | 0.75 | 2.77 |
| 120 | 1.60 | 0.41 | 2.41 | 1.49 | 0.75 | 2.24 | 200円以上 | 2.19 | 1.07 | 3.26 | 1.29 | 0.63 | 1.92 |
| 140 | 1.80 | 0.81 | 2.61 | 1.43 | 0.64 | 2.07 | 平均 | 1.31 | 0.77 | 2.08 | 1.36 | 0.80 | 2.06 |

備考 大内兵衛 家計調査にあらわれた給料生活者及び農業者の租税負担、大原社会問題研究所雑誌3の7

第16表 農家の消費税負担状況(昭和8年)

| 所得階級 | 平均所得 | 租税負担額 | | | 負担率 | | |
|----------|----------|-------|-------|--------|------|------|-------|
| | | 直接税 | 間接税 | 計 | 直接税 | 間接税 | 計 |
| 300円未満 | 243.67 | 24.24 | 7.22 | 31.46 | 9.95 | 2.96 | 12.91 |
| 600 | 464.05 | 25.69 | 9.45 | 35.14 | 5.54 | 2.04 | 7.57 |
| 900 | 730.40 | 41.91 | 13.54 | 55.45 | 5.74 | 1.85 | 7.59 |
| 1,200 | 1,034.30 | 62.46 | 19.43 | 81.89 | 6.04 | 1.88 | 7.92 |
| 1,200円以上 | 1,433.84 | 93.47 | 21.16 | 114.63 | 6.51 | 1.48 | 7.99 |
| 平均 | 747.66 | 48.38 | 13.71 | 62.09 | 6.53 | 1.83 | 8.30 |

備考 農林省調

これらの算定の結果によれば、わが国の間接税負担も、若干逆進性を有していたといえよう。しかし逆進的であるとはいっても、昭和2年の算定では殆ど比例的という程度で、逆進的傾向は昭和8年の農家の消費税負担状況において明らかに認められるに過ぎない。すなわち、第15表によれば、昭和2年の給料生活者の場合は、間接税負担は最高1.34%より最低0.82%と、少々逆進的傾向にあるが、農業者の場合は、最高0.94%より最低0.63%とその負担率の差も少く、かつ所得階級別にもきわめて不均質な傾向を示している。これに対して、昭和8年の農家における間接税負担の傾向は、第16表にみられるとおり、より顕著な逆進的傾向を示している。昭和2年と8年とでは税制には変化がなく、間接税としては酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、織物消費税、関税、煙草専売益金があつた。これらの諸税の収入額は、昭和2年において676,800千円、昭和8年においては607,266千円であつたから、1戸当りの平均負担額を求めると、それぞれ、56円54銭、46円78銭となる。第15表の数字は1ヶ月を期間とするものであるから、年間における間接税負担額を求めると、給料生活者は平均16円08銭、農業者はこれよりきわめて低く平均9円24銭となり、いずれも1戸当り平均負担額に比して著しく低いことがわかる。これは、間接税負担調査とはいつても、昭和2年のそれは、僅かに酒税と煙草専売益金のみの負担の調査であり、また昭和8年のそれには、当時においては税収が比較的多かつた関税が含まれていないことによつてであるが、しかし、さきに表示した諸税のみでも、1戸当り平均負担額は、昭和2年においては34円69銭(月額にして2円89銭)昭和8年においては38円00銭とまだ相

当高いから、間接税の50%以上は、一般の家計において負担されていなかったということになる。

このようなわが国の間接税負担の傾向は、先のコルウィン報告による英国のそれと比較してみると、奇異に感ぜられるかもしれない。しかし、先のコルウィン報告による場合は、各所得階級とも世帯の規模が一定してただけではなく、所得階級にも大きな変化があり、低所得階級と高所得階級の比率は100倍となつていた。これに対し、わが国の場合は、所得階級の差はそれ程なく、3~4倍程度となつてに過ぎないから、この点よりしても顕著な傾向が現われなかつたものと思われる。

なおこれらの調査においては、負担率はいずれも直接税をも含めた所得に対する比率として算定されている。当時においては、一般家庭における直接税の負担が僅少であつたから間接消費税の負担を配分された個人所得に対して考察するか、それとも直接税負担額を控除した可処分所得に対してみるかという差は殆んどないといえる。しかし、間接税負担は消費の函数と考えられるから、むしろ可処分所得を基準として見るのが妥当ではないかと思われる。ただし、間接税の負担は、そのみを切離して考察するというよりも、直接税の負担と比較考慮するために測定されることが多いから、実際には、直接個人税を控除する前の総所得と比較されるのが普通であり、また便利である。

最近における家計調査より、われわれは昭和25年における間接税の負担を測定してみた。その結果は次表にみられるとおりである。(第17表)

第17表 家計支出階級別の間接消費税負担(昭和25年)

| 一人当り支出階級別 | 世帯数 | 平均世帯員数 | 支出金額(公租公課を除く) | 酒税 | 砂糖消費税 | 物品税 | 煙草専売益金 | 入場税 | 計 | 負担率 |
|-----------|-----|--------|---------------|--------|-------|-------|--------|-------|--------|-----|
| 総数 | 820 | 4.69 | 2,802 | 39.31 | .50 | 9.32 | 62.14 | 9.62 | 120.89 | 4.3 |
| 2,000円未満 | 167 | 5.86 | 1,571 | 14.88 | .29 | 3.58 | 37.85 | 3.47 | 60.07 | 3.8 |
| 3,000 | 275 | 4.89 | 2,436 | 30.74 | .43 | 7.82 | 52.42 | 7.24 | 98.65 | 4.0 |
| 4,000 | 188 | 4.30 | 3,324 | 53.31 | .49 | 9.95 | 75.90 | 12.98 | 152.63 | 4.6 |
| 5,000 | 95 | 3.94 | 4,233 | 55.03 | .86 | 13.56 | 75.80 | 13.24 | 158.49 | 3.7 |
| 6,000 | 46 | 3.78 | 5,224 | 103.44 | 1.14 | 23.85 | 97.20 | 28.66 | 254.29 | 4.9 |
| 8,000 | 33 | 3.48 | 6,246 | 73.06 | 1.16 | 22.18 | 152.74 | 25.85 | 274.99 | 4.4 |
| 10,000 | 10 | 2.90 | 7,004 | 57.65 | 1.81 | 14.79 | 146.64 | 17.76 | 238.65 | 3.4 |
| 10,000円以上 | 6 | 4.00 | 12,413 | 105.31 | .16 | 37.01 | 109.54 | 68.07 | 320.09 | 2.6 |

備考 (1) 本表は、総務府統計局消費者価格調査(CPS)の昭和25年8月分(東京都)について推算した。

(2) 一人当り支出階級別は、公租公課を含んだ支出金額によつては異なるため支出金額(公租公課を除く)の欄の金額とは見合わない。

(3) 間接消費税は、昭和25年8月現在の法律によつては、

この表は、昭和25年8月における東京都の消費者価格調査を特別に集計した資料により推算したものである。もともと、C.P.S.は、独立した家計調査というよりは、C.P.I.として知られている消費者物価指数の調査の付帯調査としての性格が強いから、収支のバランスが全然ないということや消費支出がすべて指数項目に統合されてしまつてゐる等、若干の問題がある。この推算においては、指数項目ごとに購入数量と支出金額を求め、間接税負担額を算定したから、指数項目によつては分類の都合上、若干の過大評価や過小評価がなされているかもしれない。

調査対象の世帯構成を同一にした方が、負担の傾向をよりよく反映すると思われるので、すべての支出階級にわたり、世帯規模を一定とすることが考えられた。しかしながら、このように世帯構成を同一にとるならば、資料の関係上サンプルの数は激減し、各指数項目の頻度は著しく少くなり、偶然的原因の介入する余地が多くなつて、結果に対する信頼度が低くなるから、このような前提を設けることはできなかつた。したがつて、支出階級別の平均世帯員数は、表に見られるとおり、低支出階級において多く、高支出階級になるにつれて減つてゐる。このため、推算の結果は、世帯規模を一定とした場合、支出(所得)階級の相違によつて生ずる負担の差異と、世帯構成の相違によつて生ずる負担の差異とが、一層になつてあらわれていることに、注意しなければならない。

推算の結果は、前表の傾向と同じく、逆進的傾向が微かにあるといふこととどまつた。すなわち、一人当りの支出階級別で、2,000円未満より4,000円未満の階級の間においては、3.8%、4.0%、4.6%と負担は果進的であり、逆進的傾向は、5,000円を超える階級においてあらわれている。このような傾向の生じた理由としては、次のようなことが考えられる。

(1) 現在の間接税負担は、その大部分が酒税及び煙草専売益金である。このことは間接税中に占める両税の比率が、予算においては89.6%であり、この推算の結果におい

ても、負担額の91.2%(国税のみで地方税である入場税を除いた場合)という高率を示すことによつても知りうる。飲酒する者や喫煙者の数は、特別の大世帯を除いては、世帯構成の如何にかかわらずあまり変化がないであろう。何故なれば、この表に示される6~7人世帯程度までのものは、世帯の大部分は子供で、かつ成年者は殆んどいないと推定されるからである。低支出階級ほど平均世帯員が多いから一世帯当りの購入量は一定であつても、世帯員一人当りの購入数量は、支出階級の上昇につれて増える傾向がある。したがつて、このような一人当りの購入量の増加率が、一人当り支出金額の増加率を超える部分においては、負担率の果進的傾向があらわれる。表によつてもわかるとおり、最低支出階級より4,000円未満の階級までの一人当りの支出金額の増加率は、155%及び136%である。かかるに、同じ階級の間における酒税負担額の増加率は、207%及び173%とはるかに高く、また煙草専売益金の負担額の増加率は、138%及び145%とやはり相当高い。2,000円未満や3,000円未満の低支出階級においては、酒、煙草等の嗜好品の消費は、相当強く制限されると思われるから、さきにも述べたような、一世帯当り平均世帯員数の増減によつて生ずる一人当り購入量の増加のほか、一世帯当り消費の絶対的増加があると思われる。したがつて、支出金額の増進に伴い、購入量のこのように急激な増加があらわれるのであろう。

さらに加えて、酒及び煙草については、購入量のみならず、その品質も問題となる。何故なれば、次に見られるとおり、品質別の税負担率は高価なものほど高くなつてゐるから、支出階級の上昇につれて消費する品質の変更が行われ、税負担率は高くなるのである。このような傾向は、嗜好品の消費を強く抑制されている階級において、とくに顕著にみとめられるから、税負担率が果進的になるような結果を招来するわけである。(第18表)

第18表 酒及び煙草の間の税負担額 (昭和25年)

| 酒 | 数量 | 小売価格 | | B/A |
|----------|------|----------|----------|------|
| | | (A) 円 | (B) 円 | |
| 清酒 特級 | 1 升 | 1,175 | 926 | 78.8 |
| " 1 級 | " | 950 | 733 | 77.2 |
| " 2 級 | " | 645 | 463 | 71.8 |
| 合成清酒 1 級 | " | 670 | 509 | 76.0 |
| " 2 級 | " | 500 | 358 | 71.6 |
| 焼酎 | " | 450 | 314 | 69.8 |
| ビール | 1 本 | 132 | 102 | 77.3 |
| 煙草 | 10 本 | 50 | 39.4 | 78.8 |
| 光 | " | 40 | 31.1 | 77.8 |
| いこい | " | 30 | 22.9 | 76.3 |
| しんせい | " | 20 | 15.0 | 75.0 |
| 朝日 | " | 15 | 10.2 | 68.0 |
| みるき | 30 瓦 | 45 | 32.0 | 71.1 |
| ききょう | " | 60 | 44.2 | 73.7 |
| バツト | 10 本 | 15 | 10.8 | 72.0 |

備考 清酒は自由販売酒の価格及び税額である。

このような傾向がみとめられるのは、一定の支出階級までであつて、それ以上の階級においては、事情はこれとは異つてくるであろう。何故なれば、購入し消費する量と品質とは、明らかな限度があるから、一定の支出階級以上のクラスに属する消費者は、概ね同一品質のものを等量だけ消費することになるからである。もつとも、酒については、より上位の支出階級となるにつれて消費量がコンスタントに増加する傾向がみとめられた。しかしそれも、支出総額の増加率に比較するならば、きわめて僅かな増加率に過ぎない。

C.P.S.により勤労者の家計をみれば、4.7人世帯で、一世帯当り一ヶ月の家計支出金額が13,000円の階級は、ちょうど収支が相償つている。この階級は、本表のように一人当り支出階級別にすれば、4,000円未満の階級に属する。このように収支相償つて剰余を残さない階級においては、いまだ消費に対する規制が大きく、嗜好品の消費は相当節減されていると思われる。したがつて、相当に貯蓄する余力をもつたより上の階級において、始めて嗜好品の消費量の増加と、品質の変更とが止むといふであろうから、第17表において、6,000円未満の階級が最高の負担率を示し、これより上の階級において逆進的傾向を示しているのは、わが国の経済事情をよく反映したものであるといえよう。

(ロ) 終戦後年々間接税の増徴が行われ、物品税の課税範囲もこれに伴つて著しく拡大された結果、一時は日用品の多くのものまでも課税される状態にあつた。しかしながら、昭和25年においては、日用品は殆んど非課税となり、奢侈課税の性格が強くなつて、一般家庭で普通に購入される課税物品は、マッチ、飴、清涼飲料、はちみつ、障子

紙、腕時計、万年筆、服飾品、化粧品及び化粧用具、がま口財布、ライター等であつた。このように、間接税が日用品に課税されないようになり、奢侈品課税の性格を強めるに従つて、その負担の逆進的傾向はなくなる。われわれの推算の結果によれば、物品税の負担率は、最低の2,000円未満の階級において、0.2%、6,000円未満の階級において、0.5%、10,000円以上の階級において0.3%と、やはり他の諸税の負担と同じ傾向を示した。昭和26年においては、さきにあげた物品のうち、半数は非課税となつたから、現在の物品税の負担は、あまり逆進的ではないということができよう。

(ハ) 砂糖消費税の負担額については、あるいは奇異の感が抱かれるかもしれない。砂糖に対する統制は、いまだ撤廃されておらず、配給によつて購入される一人当り数量は等しいから、砂糖消費税の負担額は、各支出階級とも等額にならなければならないはずである。われわれは資料の都合上、砂糖の購入量のうちどれだけが配給によるもので、どれだけが非配給ルートによるものであるかを明らかにしえなかつた。もちろんこれについては、一ヶ月一人当りの規定された配給量によつて算定することが考えられるが、さきに一の(1)において実効負担として述べたように、非配給ルートの砂糖の価格は、砂糖消費税を含んだ配給価格に対して相対的關係にあるから、配給品の場合と同額の税を、実効負担として負担しているものとして算定した。したがつて、砂糖消費税の負担額が、支出階級別に通増しているような結果が生じたのである。

5. 租税と消費及び貯蓄との関係

前項において、われわれは、消費と租税との関係を間接税負担の逆進性という観点より考察した。しかし租税と消費との関係の問題は、これにつぎるものではない。間接税負担の問題であるが、これより一步遡つて、所得の配分過程において負担せしめられた租税は、如何なる経済的性質を有するかが問題となる。この問題の一として、租税と消費及び貯蓄との関係の問題がある。もつとも、消費性向や貯蓄性向は、国家経費が如何なる用途に向けられているかによつて、あるいはまた、景気変動によつても非常に異つてくるのであるが、ここでは問題を租税との間にだけ限つて考察することとしよう。

消費性向とは、いうまでもなく、所得を消費に配分する際に選択される一般的な心理的態度であり、平均消費性向は、可処分所得に対する消費総額の比率として、限界消費性向は、可処分所得の増分に対する消費支出の増分の比率として算定され、また貯蓄性向はこれらの逆数として算定される。一般的にいつて、所得の増加は消費の増加を伴うのであるが、増加した所得は、その全額が消費されるものではない。何故なれば、消費による慾望充足がある限度をこえるときは、蓄財の動機がより強くなる傾向がある。したがつて所得の水準が上昇するにつれて、所得と消費との差は大となる

傾向がある。

このような消費性向及び貯蓄性向が具体的に如何になつていくかを測定することは、税制の企画立案にとり不可欠の前提をなすものである。何故なれば、合理的な税制を樹立するためには、租税負担が、国民の消費や貯蓄に対して如何なる影響を与えるかという問題も、その前提として解明されていなければならないからである。

(註) 現に、昭和25年の個人所得税の改正に際しては、改正による負担軽減が、国民の資本蓄積を如何に促進するかということをも具体的に測定することが強く要請されたのであつた。しかしながら、わが国においては、これまでに消費性向の測定が行われたことがなく、かつこれに必要な統計資料も全くない状態であつたから、われわれは、このため種々の仮定と推定とを用いることによつて、昭和26年において見込まれた個人所得税の減税額630億円のうち、約200億円が貯蓄に向けられるものと推算したのであつた。結果的にいうならば、この推算の結果は若干過大であつたということができよう。何故なれば、最近われわれが試みた測定によれば、わが国における限界貯蓄性向は、25%であるからである。

これまでわが国においては、収入と支出とを同時に見た家計調査はなかつた。しかし25年10月、C.P.S.の調査方法の改正によつて、従来の勤労者世帯収入調査(F.I.S.)は、C.P.S.と結合されたから、勤労者については、収入と支出とのバランスを見ることができるようになつた。われわれは昨年10月より最近得られた4月までの7ヶ月の平均によつて、勤労者の消費性向と貯蓄性向とを測定してみた。用いた資料が1年間ではなく7ヶ月であるため、家計において特殊な事情のみとめられる12月及び1月の影響が過大にあらわれているのではないかという危懼が生ずる。しかし、月別に可処分所得と消費及び貯蓄との関係を比較してみた結果、12月には家計支出の絶体的な増加はみとめられるが、このような傾向は各階層とも同様であつて、限界消費性向や限界貯蓄性向については殆んど差異がみとめられなかつた。測定の結果は第19表にみられるとおりである。(第19表)

第19表 勤労者の消費性向及び貯蓄性向 (昭和25年10月—26年4月平均)

| 実収入階級 | 世帯数 | 実収入総額 (A) | 公租公課 (B) | 可処分所得 (C)=(A)-(B) | 消 費 | | 貯 蓄 | | | |
|------------|--------|--------------|-------------|----------------------|--------|---------|-------|---------|-----|-------|
| | | | | | 消費(D) | (D)/(C) | 貯蓄(E) | (E)/(C) | | |
| 総 数 | 15,176 | 14,781 | 1,637 | 13,144 | 13,181 | 100.3 | (-) | 33 | (-) | 0.3 |
| 4,000 円未満 | 904 | 1,326 | 179 | 1,147 | 8,562 | 746.5 | (-) | 7,358 | (-) | 641.5 |
| 6,000 " | 767 | 5,036 | 247 | 4,789 | 7,459 | 155.8 | (-) | 2,652 | (-) | 55.4 |
| 8,000 " | 1,352 | 6,999 | 365 | 6,634 | 7,999 | 120.6 | (-) | 1,371 | (-) | 20.7 |
| 10,000 " | 1,718 | 8,941 | 570 | 8,371 | 9,358 | 111.8 | (-) | 992 | (-) | 11.9 |
| 12,000 " | 1,914 | 10,912 | 817 | 10,095 | 10,649 | 105.5 | (-) | 553 | (-) | 5.5 |
| 14,000 " | 1,666 | 12,912 | 1,065 | 11,847 | 11,988 | 101.2 | (-) | 145 | (-) | 1.2 |
| 16,000 " | 1,561 | 14,919 | 1,404 | 13,515 | 13,441 | 99.5 | | 82 | | 0.6 |
| 18,000 " | 1,185 | 16,910 | 1,686 | 15,224 | 14,540 | 95.5 | | 655 | | 4.3 |
| 20,000 " | 966 | 18,917 | 2,026 | 16,891 | 15,859 | 93.9 | | 1,021 | | 6.0 |
| 22,000 " | 750 | 20,836 | 2,417 | 18,419 | 16,809 | 91.3 | | 1,605 | | 8.7 |
| 24,000 " | 511 | 22,984 | 2,690 | 20,294 | 18,358 | 90.5 | | 1,991 | | 9.8 |
| 26,000 " | 416 | 24,929 | 3,162 | 21,767 | 19,512 | 89.6 | | 2,184 | | 10.0 |
| 28,000 " | 324 | 26,928 | 3,696 | 23,232 | 19,848 | 85.4 | | 3,397 | | 14.6 |
| 30,000 " | 217 | 28,931 | 4,128 | 24,803 | 21,332 | 86.0 | | 3,496 | | 14.1 |
| 30,000 円以上 | 925 | 40,747 | 7,506 | 33,241 | 26,558 | 79.9 | | 6,660 | | 20.0 |

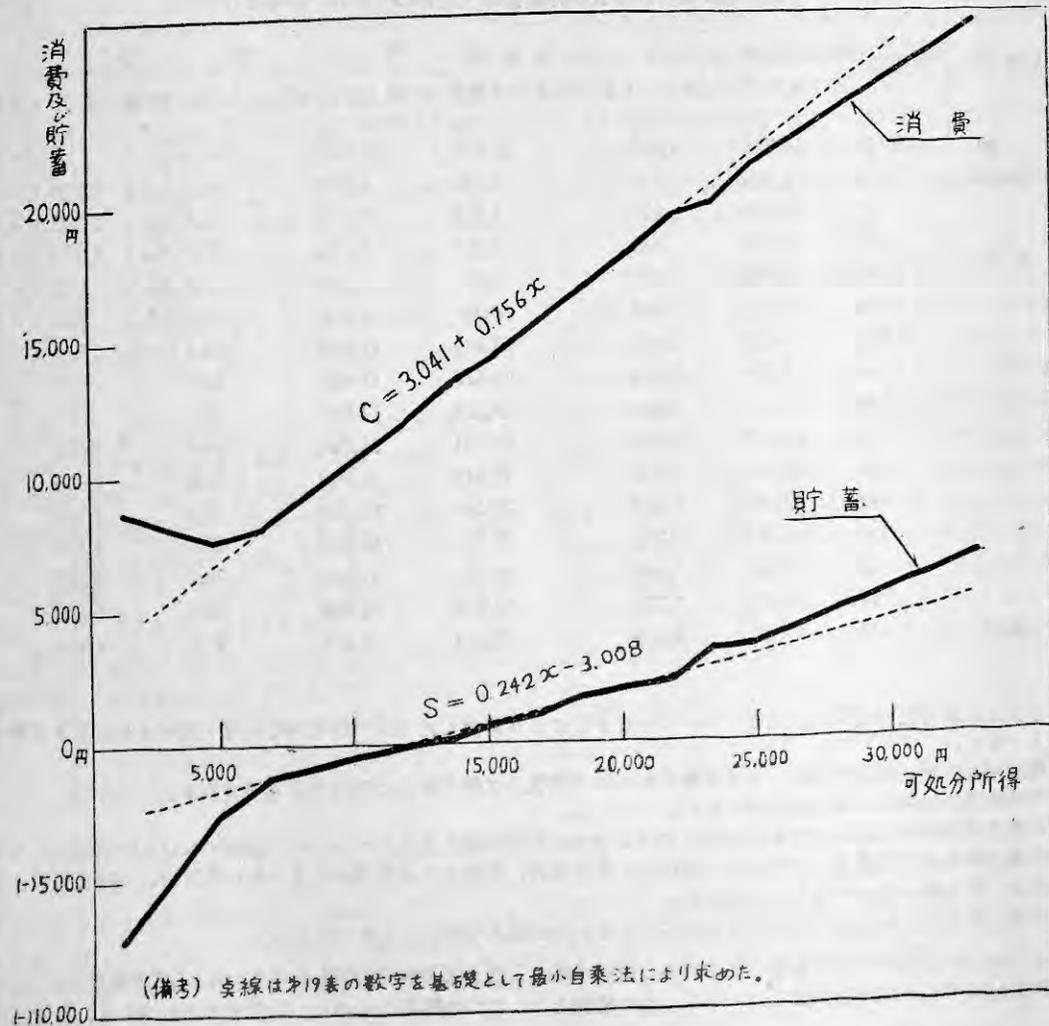
備 考

- (1) 本表は総務府統計局調の勤労者についてのCPSにより算定したもので昭和25年10月—26年4月の7ヶ月平均(月額)である。
- (2) 階級別は実収入金額を基礎として区分したもので実収入は勤労収入の外財産収入等である。
- (3) 公租公課は直接個人税の負担額である。
- (4) 消費は家計消費である。CPSにおいてはこの中に公租公課が含まれているがこの表においては差し引いてある。
- (5) 貯蓄は純貯蓄額で翌月への繰越金、預貯金、借金返済、貸金の正の貯蓄と前月よりの繰越金、予貯金引出、貸金返済受入、借入金の負の貯蓄との差である。
- (6) 消費と貯蓄との合計額が可処分所得に符合しないのは記入不備があるためである。

この表において、最低の二つの階級、すなわち、実収入が4,000円未満と6,000円未満の階級においては、他の階級と若干異なる傾向が現われている。(第3図参照)これは、この二つの階級のもの、勤労者とはいつても、勤労収入で家計

消費の50%をまかなうことができないもので、普通の勤労世帯とはその性質を異にしているためと思われる。実収入の総額より直接個人税負担額を控除した可処分所得に対する平均消費性向は、勤労者総数の平均で、殆ど100%を示している。したがってその平均貯蓄性向は、殆ど0%となつている。実収入階級別に見るならば、8,000円未満の階級では、平均消費性向は120.6%となつている。もつとも、この階級においてこのような家計の赤字が現われるのは収入の絶体的不足によるもので、公租公課の負担がないものとしても、平均消費性向は114.3%となり、依然として高い。公租公課が家計の赤字と等しくなるのは、概ね10,000円~12,000円の階級においてである。表によつてわかるとおり、この階級における世帯数は、すべての階級を通じて最も多い。したがって、実収入10,000円~13,000円の階級においては、租税負担が家計の赤字の直接の原因となつており、このような階級に属する勤労者の世帯数は、総数の20%を占めているというこ

第3図 勤労者の貯蓄性向及び消費性向 (昭和25年10月~26年4月平均)



(備考) 点線は第19表の数字を基礎として最小自乗法により求めた。

とができよう。もちろんこれ以下の階級においても、家計の赤字を租税負担が大きくしていることは事実である。しかし、租税負担が家計の赤字の50%以上を占めるのは、8,000~10,000円の階級においてであつて、これ以下の階級においては、収入の絶体的不足が、家計における赤字のより強い原因となつているといえよう。

実収入階級で、13,000円の階級を超えるならば、家計の赤字は消滅し、階級の上昇につれて平均消費性向は通減する。表にみられるとおり、24,000円未満の階級では平均消費性向は90%となり、30,000円以上の階級では80%となつている。

しかしながら、先に述べたように、減税による貯蓄の増加額を測定するというような場合には、このような平均消費性向や平均貯蓄性向ではなくして、限界貯蓄性向が問題となる。われわれは、第19表を図式化して第3図を得た。(第3図)

すなわち、可処分所得を横軸に、消費及び貯蓄を縦軸に目盛つた場合、その傾向は図にみられるとおり、顕著な直線的傾向として現われる。そして、われわれが今問題にしている限界貯蓄性向と限界消費性向は、この直線の方向係数にほかならない。何故なれば、限界貯蓄性向は、所得の増分に対する貯蓄の増分の比率、すなわち、所得が増加した場合、そのうちより貯蓄に向けられる部分の比率であり、図においてはこれが直線のなす角度の正切として現われるからである。

もつとも、直線的傾向とはいつても、さきにも述べた最低の二つの階級、及び最高の階級においては、若干異つた傾向が認められた。貯蓄性向についていえば、傾向は大部分は直線的ではあるが、可処分所得が20,000円をこえる階級においては、直線的というよりも、横軸に凸な、きわめて緩やかな曲線の傾向を示しているといえる。このように、限界貯蓄性向が通増する傾向にあるということは、貯蓄性向の性質よりも預推しうるところであるが、この調査に用いられた資料では、この部分のサンプルの数がきわめて少く、かつ階級区分にも問題があるから、ここではこのような通増の傾向が認められるということに注意するとどめなければならなかつた。後に1935~36年の米国における消費性向の測定について述べるが、(第4図参照)米国の場合は、きわめて高額所得階層まで資料があり、このような曲線の傾向は、きわめて顕著にみとめられた。

われわれは最小自乗法によつて、この直線的傾向を数式化した。かくして消費と可処分所得との関係を示す数式として、
 $C = 3,041 + 0.756x$
 $C = \text{消費}$ $x = \text{可処分所得}$
 を得た。方向係数はxの係数であるから、これによつて、限界消費性向は0.756、すなわち75.6%であるという結論に到達した。

同様にして、貯蓄と可処分所得とについては、
 $S = 0.242x - 3,008$
 但し $S = \text{貯蓄}$ $x = \text{可処分所得}$
 を得、限界貯蓄性向は0.242、すなわち、24.2%という結論を得た。

先にも述べたが、当初において見込まれた昭和26年の個人所得税の減税額630億円のうち、われわれは、その約3分の

第20表 米国消費者の収支バランス (1935~36) (単位百万ドル)

| 所得階級別 | 世帯数 | 個人所得 | 直接個人税 | 可処分所得 (A) | 消費 (B) | (B)/(A) | 貯蓄 (C) | (C)/(A) |
|--------------|--------|--------|-------|-----------|--------|---------|--------|---------|
| 780 \$ 未満 | 13,153 | 6,190 | 171 | 6,019 | 7,226 | 120.1 | (-) | 1,207 |
| 1,450 " | 13,153 | 14,154 | 516 | 13,638 | 13,890 | 101.8 | (-) | 252 |
| 2,000 " | 5,974 | 10,035 | 409 | 9,626 | 9,164 | 95.2 | | 462 |
| 3,000 " | 4,434 | 10,577 | 465 | 10,112 | 9,043 | 89.4 | | 1,069 |
| 5,000 " | 1,818 | 6,644 | 343 | 6,301 | 5,125 | 81.3 | | 1,176 |
| 15,000 " | 749 | 5,839 | 413 | 5,426 | 3,529 | 65.0 | | 1,897 |
| 15,000 \$ 以上 | 178 | 5,820 | 750 | 5,070 | 2,237 | 44.1 | | 2,833 |
| 計 | 39,459 | 59,259 | 3,067 | 56,192 | 50,214 | 89.4 | | 5,978 |

備考 National Resources Committee, Consumer Expenditures in the United States, Estimates for 1935~36 による。

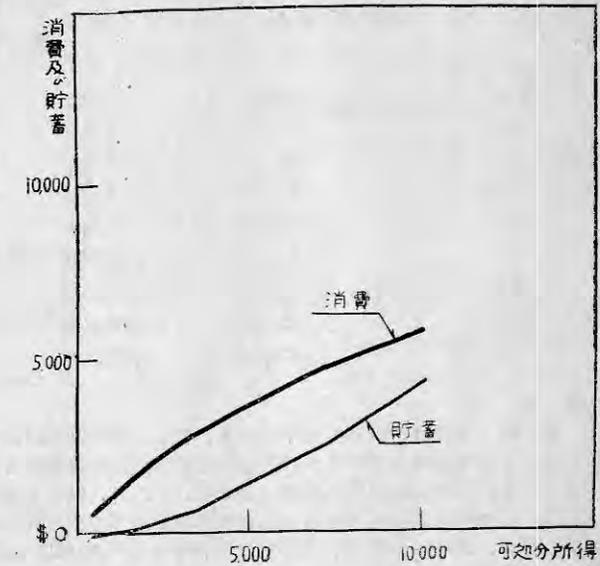
1が、資本蓄積に向けられるものと推算したのであつた。しかし、以上の測定の結果によれば、勤労者の場合の限界貯蓄性向は、24.2%で約4分の1であり、かつ、個人業主の場合も、限界消費性向にはあまり差異がないと思われるから、3分の1が資本蓄積に向けられるとした推算は、若干過大であつたといえよう。

今日においては、所得税の諸控除額は著しく引上げられており、所得税を課税されるものは、概ね家計収支のバランスがとれて、赤字がないものとなつていると思われるから、もし、直接個人税の減税が行われるならば、その25%相当部分は貯蓄に向けられるものと推定することは、大体において正しいのではないかと思われる。

このような性向を諸外国と比較することは、資料の関係上著しく困難である。われわれは、1935~36年(昭和10~11年)における米国の所得階級別収支バランスによつて、米国における消費性向の測定を試みた。算定の基礎となつた資料は次のとおりである。(第20表)

この資料により、われわれは、一世帯当たり平均の可処分所得、消費及び貯蓄を求め、グラフを描いた。(第4図)

第4図 米国における消費性向と貯蓄性向 (1935~36年)



これによれば、消費性向も貯蓄性向も、ともに相当彎曲した曲線の傾向を示している。したがって、これらの性向を単純に算定することはできないのであるが「5,000ドル未満」以下の階級においては、比較的曲線の彎曲度が緩く、かつ、これらの階級に属する世帯数は、総数の98%を占めるので、この部分について直線趨勢線をあてはめてみた。その結果、限界消費性向は75.2%、限界貯蓄性向は24.8%という結論を得、わが国の場合と殆んど差異がないことを知ることができた。

景気変動は、平均消費性向や平均貯蓄性向に対しては顕著な影響を及ぼすが、限界消費性向や限界貯蓄性向は、それほど変化するものとは思われないから、ここに測定された75.2%及び24.8%という数字は、大体において、米国における消費者の選択の度合を示すものではないかと思われる。

第3章 直接個人税負担の測定

租税はすべて国民によつて負担されるものであるが、このうち間接税（流通税を含む）は、市場における価格の背後に隠れ、直接の負担を構成しないから、国民にとつては、それほど大きな負担の感受度を与えないであろう。これに比して所得税・財産税・住民税・固定資産税等の直接個人税は、納税者の直接納付によつて負担されるから、これの与える負担

の感受度は、きわめて大である。とくに近時においては、直接税の太宗である所得税につき、負担の公正の観点より、相当高率の累進税率が採用されているから、納税者の負担の感受度はより強くなつてきているといえよう。戦前戦後における直接個人税負担の変遷は、第21表に見られるとおりである。（第21表）

第21表 食料費を除いた個人所得に対する直接個人税の負担額 (単位百万円)

| 年次 | 個人所得(A) | 食料費 | 食料費を除いた個人所得(B) | 直接個人税負担額(C) | 負担率 | |
|---------|-----------|-----------|----------------|-------------|-------|-------|
| | | | | | C/A | C/B |
| 昭和9-11年 | 13,007 | 4,052 | 8,955 | 645 | 5.0% | 7.2% |
| 14 | 22,515 | 6,270 | 16,245 | 1,236 | 5.5% | 7.6% |
| 16 | 28,394 | 6,804 | 21,590 | 2,320 | 8.2% | 10.7% |
| 19 | 41,777 | 8,126 | 33,651 | 5,199 | 12.4% | 15.4% |
| 22 | 1,139,300 | 648,598 | 490,702 | 100,644 | 8.8% | 20.5% |
| 23 | 2,148,200 | 1,048,000 | 1,100,200 | 240,365 | 11.2% | 21.8% |
| 24 | 2,792,000 | 1,233,500 | 1,558,500 | 374,170 | 13.4% | 24.0% |
| 25 | 3,172,000 | 1,270,800 | 1,901,200 | 361,646 | 11.4% | 19.0% |
| 26 | 3,647,000 | 1,333,300 | 2,313,700 | 345,924 | 9.5% | 15.0% |

備考

- (1) 個人所得は、経済安定本部推計、但し、昭和25年以降は分配国民所得を基準として算定した。
- (2) 食料費は昭和19年までは経済安定本部国民所得統計による。昭和22年以降は個人消費支出とC. P. S. 及び農家経済調査によるエンゲル係数とにより算定した。
- (3) 直接個人税負担額は国税及び地方税を過す次の諸税の個人分で、国税は昭和24年までは決算額、25年は補正後予算額、26年は予算額、地方税は昭和16年まで及び22年は決算額、19年は予算額、23年は決算見込額、24年以降は予算推計額である。
 国税 所得税、地租家屋税、営業税、営業収益税、相続税、臨時利得税、資本利子税、増加所得税、非戦災者特別税、富裕税、再評価税
 地方税 地租附加税、営業収益附加税、所得税附加税、鉱業税附加税、特別地租及び同附加税、家屋税及び同附加税、営業税及び同附加税、戸数割、段別割、家屋割、不動産取得税、道府県民税、市町村民税、事業税及び同附加税、特別所得税及び同附加税、自動車税及び同附加税、電話税及び同附加税、舟税、自転車税、荷車税、法定外立立税、都市計画税、水利地益税、共同施設税、その他

個人所得に対する直接個人税の負担率を見るに際し、われわれは、第6表においてみたように、生活費の基本となる食料費を除いた部分に対する負担率をもならべてみた。戦前の昭和9~11年における直接個人税の負担率は、僅かに5.0%にすぎなかつた。そして当時においては、食料費は僅かに個人所得の30%を占めるにすぎなかつたから、食料費を除いた個人所得に対する負担率も7.2%にとどまっていた。今日にお

いては、所得税のみの負担率でもこの数字を上廻る状態であるから、個人所得税のみに限らず、すべての直接個人税をあわせての場合の負担率がこのように低いということは、現在におけるわれわれの負担と比較してみても、驚異的ではある。当時の所得税は、今日の法人税である第一種所得税、利子所得などに対する第二種所得税、利子所得以外の個人所得に対する第三種所得税となつていた。第三種所得税の免税点

は当時においては1,200円であつたから、今日の物価水準に換算すれば約25万円となる。1,200円といえば、当時でも相当高額の所得であつたから、第三種所得税の納税者は、所得を合算された同居親族を含めても95万人に過ぎず、当時の人口6,924万人の僅か1.4%にすぎなかつた。また、税率の累進性もきわめて弱く、最低0.8%より最高36%までであつたから、たとえ所得税を課税されるものでも、その負担率はきわめて低かつた。この間の事情は、本報第2号、第19号及び次の第22表にみられるとおりである。

直接個人税の負担は、前に戦時中における直接税の優位として説明したように年々増加した。しかし、個人所得に対する食料費の割合は、昭和9~11年の30%より逆に低下し、16年は、24.0%、19年には僅か19.5%と減少したから、食料費を除いた個人所得に対する負担率は、それほど増加を示してはいない。さきに国民所得に対する租税負担率をみた場合（第5表参照）、昭和19年の租税負担率が29.8%と各年を通じて最高であることは、われわれの実際生活上の負担の感じよりいつても、疑問が抱かれるということ述べたが、このような関係は、この表においてきわめて明らかである。すなわち、直接個人税の名目的負担率は、昭和19年においては12.4%であつて、戦後の22年の8.8%及び23年の11.2%より高くなつてきている。しかし、食料費の占める割合は、昭和19年の19.5%に比し、22年は56.9%、23年は48.9%と、2.5倍~3.0倍近くの比率となつてきている結果、食料費を除いた個人所得に対する直接個人税の負担率は、昭和19年の15.4%に比し、22年は20.5%、23年は21.8%と、いずれも相当高く

なつてきている。すなわち、昭和19年においては、単に食料費の比率が低いだけでなく国民は消費する機会をもつていなかつた。これに対し、戦後においては、国民は消費しうる充分なだけの所得をもつていなかつたのである。

直接個人税負担額は、昭和24年においては3,742億円と、実に9~11年の580倍に増加し、個人所得に対する負担率も、13.4%と最高を示した。しかし、それでも、食料費を除いた個人所得に対する負担率が24.0%であるというの、あるいは些か軽すぎる結論があらわれているように感じられるかもしれない。実質的に租税であつた強制寄附金を含めても、この数字はさらに2.5%程度増加するにすぎない。しかし表によつてもわかるとおり、同年における個人所得に対する食料費の比率は、まだ44.2%という高率を示している。総理府統計局消費者価格調査によれば、全都市平均の一世帯当り家計支出金額は、昭和24年度において、142,618円、24年度においては143,983円で、その食料費は、それぞれ86,815円、86,012円となつてきているから、エンゲル係数は60.9%及び59.7%とやはりまだ相当に高い。このように食料費の比率が相対的に大きい結果、他の支出項目は強く圧迫されていると思われるから、食料費を除いた個人所得に対する負担率が低くても、負担の感受度は強かつたわけである。

1. 所得税負担の変遷

直接個人税負担のこのような推移は、その太宗である個人所得税の負担の推移に基くものである。次に所得税の納税人員、総所得金額及び税額の変遷を見よう。（第22表）

第22表 所得税の納税人員所得金額及び税額の比較

| 年次 | 納税人員(A) | | 総所得金額(B) | | 税額(C) | | 納税者一人 当り税額 | 総所得金額 に対する税額 の比率 |
|---------|----------|-------|-----------|--------|----------|---------|---------------|------------------------|
| | 人員 指数 | 千人 | 金額 指数 | 百万円 | 金額 指数 | 百万円 | | |
| 昭和9-11年 | 950 | 100 | 2,513 | 100 | 112 | 100 | 118 | 4.5% |
| 14 | 1,880 | 198 | 5,044 | 201 | 442 | 395 | 255 | 8.7% |
| 16 | 4,912 | 517 | 11,565 | 460 | 1,008 | 900 | 204 | 8.7% |
| 19 | 12,432 | 1,309 | 27,017 | 1,075 | 3,396 | 3,032 | 273 | 12.6% |
| 22 | 19,783 | 2,082 | 52,715 | 20,880 | 111,098 | 99,195 | 5,616 | 21.2% |
| 23 | 20,534 | 2,161 | 1,412,730 | 56,217 | 235,164 | 209,968 | 11,452 | 16.6% |
| 24 | 21,875 | 2,303 | 2,081,213 | 82,818 | 334,959 | 299,071 | 15,313 | 16.1% |
| 25 | 16,370 | 1,723 | 2,033,343 | 80,913 | 234,552 | 209,421 | 14,328 | 11.5% |
| 26 | 15,307 | 1,611 | 2,071,267 | 82,422 | 227,989 | 203,562 | 14,894 | 11.0% |

備考

- (1) 所得金額は基礎控除、勤労控除等の諸控除前の金額で税額は課税額（賦課額）である。
- (2) 昭和9~11年及び14年の計数は第三種所得税のみで人員は同居親族を含む納税者総数である。
- (3) 昭和16年及び19年の計数は分類所得税及び総合所得税について次の通り算定した。
 (イ) 人員は分類所得税賦課課税分の当初決定人員と甲種勤労所得及び甲種退職所得の実際納税人員（推計）の合計である。
 (ロ) 所得金額及び税額は分類所得税賦課課税分と甲種勤労所得及び甲種退職所得との合計額である。
- (4) 昭和22年以降は申告納税分と源泉課税分とにより算定した。但し利子配当所得、退職所得及び丙種事業所得に対応する貸金、原稿料及び外交員集金人等の人員、所得及び税額は含まない。
- (5) 昭和24年までは税務統計による当初決定額、25年は補正後予算による見込額、26年は予算の見込額であり、25年以降は人員中には同居親族を含まない。

第23表 国民所得の種類別構成の比較

(単位百万円)

| 年次 | 国民所得 | | 資産所得 | | 勤労所得 | | 個人業主所得 | | 法人留保所得 | |
|---------|-----------|-------|---------|------|-----------|------|-----------|------|-----------|---------|
| | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % |
| 昭和9-11年 | 13,465 | 100.0 | 2,913 | 21.6 | 5,154 | 38.3 | 4,694 | 34.9 | 332 | 2.5 |
| 14 | 23,825 | " | 4,475 | 18.8 | 8,734 | 36.7 | 8,872 | 37.2 | 1,059 | 4.4 |
| 16 | 30,813 | " | 5,553 | 18.0 | 11,923 | 38.7 | 10,075 | 32.7 | 2,258 | 7.3 |
| 19 | 45,996 | " | 8,368 | 18.2 | 21,388 | 46.5 | 10,619 | 23.1 | 4,303 | 9.4 |
| 22 | 1,128,700 | " | 18,200 | 1.6 | 400,500 | 35.5 | 714,300 | 63.3 | (-) 1,600 | (-) 0.1 |
| 23 | 2,165,300 | " | 35,400 | 1.6 | 977,500 | 45.1 | 1,123,900 | 51.9 | 29,100 | 1.3 |
| 24 | 2,874,700 | " | 59,500 | 2.1 | 1,275,900 | 44.4 | 1,412,100 | 49.1 | 100,500 | 3.5 |
| 25 | 3,314,000 | " | 117,000 | 3.5 | 1,472,000 | 44.4 | 1,583,000 | 47.8 | 104,200 | 3.1 |
| 26 | 3,804,000 | " | 143,000 | 3.8 | 1,676,000 | 44.1 | 1,820,000 | 47.8 | 126,100 | 3.3 |

備考

(1) 国民所得は経済安定本部推計分配国民所得で、昭和19年までは暦年、22年以降は年度の計数である。

(2) 所得の種類別は次のとおりである。

資産所得 個人貸付子所得、配当及び重役賞与

勤労所得 勤労所得

個人業主所得 個人業主所得

法人留保所得 法人留保所得(法人税を含む)

(3) 各種別所得金額の合計額が国民所得に符合しないのは、このほか官公企業所得、海外事業労働利益があるためである。

これは、国策遂行のため強制貯蓄が強力に推進されたのと、経済統制と物資の欠乏から、国民は配分された所得を消費する機会をもつことがあまりできず、この点より、貯蓄する傾向がより強められたことに基因するものと思われる。

戦前及び戦時中を通じ、勤労所得は、昭和14年を除いては、個人業主所得よりも多く、その国民所得に占める比率は37~39%であったが、終戦直前の昭和19年においては、個人業主の配置転換、強制徴用により、その比率は一挙に10%近くも増加して、46.5%となった。国民所得統計によれば、農林水産業を除く一般産業の被傭者数は、昭和9~11年は988万人、14年は1,227万人、16年は1,282万人、19年は1,319万人となっており、とくに昭和19年において激増したという傾向はないから、このような、国民所得に占める勤労所得の比率の著増は、一人当たり賃金の増加と、個人業主所得の相対的下落に基因するものであるということができよう。

個人業主所得の相対的下落は、主としてその業主数の減少に基因している。国民所得統計によれば昭和9~11年においては、農林水産業を除いた一般産業の個人業主数は、418万人であった。しかし昭和14年においては386万人と32万人減少し、16年にはさらに64万人減少して322万人となり、戦争末期の19年には、250万人と9~11年の60%に減少してしまつた。そしてまた、戦時生産の拡大は、大企業を潤したとはいえ、大部分の個人業主はその影響を受けず、むしろ配給統制によつて、一業主当りの取引量は減少したから、一業主当りの平均所得も、物価騰貴の割合に比して相対的に減少せざるを得なかつた。したがつて、国民所得中に占める比率も、相対的に著しく減少しなければならなかつたのである。

法人留保所得が著増した原因としては、配当制限による社内留保の増加や、個人業主所得の相対的減少に伴う会社利潤の増加等が考えられるが、より主要な原因としては、戦時生産の拡大があげられるべきであろう。

しかし戦後における経済変動は、このような関係を一変させてしまつた。急激な物価騰貴は、預貯金の価値を完全に破壊するとともに、資産より生ずる用役の価値をも減退せしめたが、また人件費の暴騰や生産不振によつて配当も激減したため、資産所得の占める比率は、以前の比率の10%程度に下落してしまつた。最近では、家賃の引上げや、有配会社の増加により、若干回復してはいるものもまだまだ低い。

これに対し、個人業主所得は、戦後において著しく膨脹した。昭和22年における個人業主所得の比率は、63.3%と戦前の約2倍、19年に対しては3倍近くにまで増加した。インフレーションは個人業主を潤した。昭和22、23年における所得種類別の構成比率は、インフレーションが、国民の如何なる部分に有利であつたか、如何なる部分に不利であつたかを、最も端的に示すものといえよう。しかし経済の安定にとともに、個人業主所得の比率は年々減少している。それでもなお、昭和26年の47.8%という比率は、戦前に比して1.4倍で相当に高い。

勤労所得は熾烈な賃上げ闘争があつたにもかかわらず、あまり増加しなかつた。何故ならば、賃金の引上げは常に物価の騰貴を追いかけて行われ、しかも物価の騰貴はより激しかつたのである。

戦時中において、雇用量の増大は飽和点に達し、遊休労働力まで動員されていた。戦後復員や引揚げによつて増加した

は廃止され、総合課税一本に改正されるとともに、劃期的な申告納税制度が採用された。昭和22年における納税人員は、9~11年に対して21倍に過ぎなかつたが、終戦後のインフレーションにより、名目価値は著しく膨脹した結果、実質所得は低落しているにもかかわらず、納税者の総所得は209倍と膨脹し、税額は実に992倍にも増大した。税額のこのような激増は、低い基礎控除額と、最低20%より最高85%にも及ぶ急激な累進税率とに基因するもので、平均税率は21.2%と各年を通じて最高となつている。

22年以後は24年を除き、年々控除額の引上げと税率の引下げとが行われたのであるが、生産の増加による実質所得の増加と、物価騰貴による名目所得の増加とが相俟つて、納税者数はあまり増加しないにもかかわらず、総所得金額は著しく増加し、ために税額の増加を見たのである。しかし控除額の引上げと税率の引下げにより、平均税率が年々低下したことは表によつて明らかである。

昭和25年における控除額の大巾の引上げにより、所得税を課税されない失格者の数は著増した。この結果、9~11年以来年々増加の一途を辿つてきた納税者数も、始めて減少することとなつたのである。

さらに、税率の大巾の引下げにより、所得金額は殆ど違わないにもかかわらず、税額は、24年に対して30%かた減少し、23年と殆ど同額となつた。しかし、昭和9~11年に比較すれば、納税者数はまだまだ多く、有業者の大部分はまだ所得税を負担しなければならない状態にあり、またその負担率も2倍以上になつているから、所得税の負担はまだまだ重いといわなければならない。

2. 所得種類別の負担

次に所得税負担の変遷を所得の種類別に見てみよう。このような考察にあつては、まず、国民所得の構成が、如何に変化してきたかを見るのが前提とならう。わが国における国民所得の種類別構成の変遷は、次表に見られるとおりである。(第23表)

すなわち、個人純利子所得、個人貸付料所得、個人配当所得及び重役賞与の合計額(資産所得)は、戦前及び戦時中は、国民所得の一定割合を占め(18~22%)その比率にはあまり変動がなかつた。戦時中配当制限があつたにもかかわらず、資産所得の比率が安定していたのは、個人純利子所得がとくに預貯金利子の増加が大であつたことに基因している。すなわち、国民所得総額は、昭和9~11年の135億円より16年には308億円と2.3倍、19年には460億円と3.4倍となつた。そして資産所得のうち、個人貸付料所得は、9~11年の1,533百万円が16年は2,404百万円(1.6倍)、19年は2,730百万円(1.8倍)、個人配当所得(重役賞与を含む)は、9~11年の625百万円が16年には1,293百万円(2.1倍)、19年には1,566百万円(2.5倍)と、いずれも国民所得の増加率を下廻っている。これに対し個人純利子所得は、9~11年の759百万円が16年は1,856百万円(2.4倍)、19年は4,072百万円(5.4倍)といずれも国民所得の増加率を上廻っている。

戦時中と戦後を通じて、所得税の大改正は二度行われた。その一は昭和15年の改正であり、他は昭和22年の改正である。その概略は、本報第2号、所得税の税率及び控除の変遷に示されている。

昭和11年までの第三種所得税は、免税点は1,200円で、税率は0.8~36%あまり高くない累進税率であつた。したがつて、昭和9~11年においては、納税者の数や総所得金額が少なかつただけでなく、表に見られるとおり、平均税率も4.5%ときわめて低かつたから、納税者一人当りの税額は118円と低かつた。昭和12年の租税増徴に次ぎ、昭和13年には、免税点が1,000円に引下げられた。この結果、納税人員は188万人、総所得金額は50億4,400万円と、それぞれ約2倍に増加した。同時に税率も最低10%より最高50%と、以前に比して相当高い累進税率に改正されたから、平均税率も8.7%と約2倍になり、税額は約4倍と大巾に増加した。

昭和15年において、従来の第一種、第二種、第三種所得税は廃止され、第一種所得税は法人税となり、第二種及び第三種所得税は分類所得税及び総合所得税に改正された。同時に分類所得税においては、従来の免税点の考え方は廃止され、今日と同様の基礎控除が取入れられた。分類所得税の特色は、総合所得方式の劃一的課税によつて生ずる負担の不公平を避け、所得種類別の租税負担能力に応じて税率を決定することにある。現に昭和15年においては、税率のみならず基礎控除にも所得種類別の差等が設けられ、勤労所得は720円、退職所得は10,000円、事業所得及び山林所得は500円となつており、資産所得については控除が認められず、その税率も高かつた。

このような改正の結果、昭和16年においては、納税人員は9~11年の5.2倍に増加した。しかし免税点がより低い基礎控除額に改正されて、低額所得者まで課税されることとなつた結果、総所得金額の増加率は人員の増加率に及ばず、4.6倍にとどまつた。平均税率が昭和14年と同率の8.7%であるというのは、些か奇異に感ぜられるが、分類所得税において基礎控除が採用され、かつその税率が比較的lowかつたことと、総合所得税において、税率は最低10%より最高65%までの累進税率に引上げられたとはいへ、その免税点は5,000円と、なお相当高かつたことによつて理解されよう。平均税率がこのように不変であつたため、税額は9~11年に比しては9倍となつたが、14年に対しては総所得金額の増加率と同様に2.3倍となつている。

昭和17年の基礎控除引下げと税率の引上げに続き、昭和19年にはさらに税率の引上げが行われた。この結果、納税者数は、16年に対して2.5倍となり、9~11年に対しては13.1倍と激増した。総所得金額は16年に対して2.3倍の増加にとどまつたが、平均税率が12.6%と大巾に高くなつた結果、総税額は、16年に対して3.4倍、9~11年に対しては30.3倍と大巾に増加した。このような戦時中における年々の所得税の増徴が、戦時中における直接税の優位となつてあらわれたことについては、前述したとおりである。

終戦後の昭和22年において、分類総合二本建の課税方式

労働力は、このように強制されていた就労者と交代するか、過去の地位に復帰するかしなければ、失業するはきはなかつた。何故なれば、大部分の企業は、戦時中において労働力の貧困からきわめて非能率的な労働力をもやむなく抱えこんでしまつてた。そしてまた物資の極度の欠乏と生産設備の破壊とによつて、生産は著しく低下していたから、生産の拡大は、何ら新たな雇用量の増加を必要とせず、従来雇用量でもありあまるほどであつたからである。したがつて、雇用量の増加はあらわれるべくもなく、逆に企業は経営の合理化のため、雇用量を減少してより効率的に稼働せしめなければなら

らなかつたのである。この点にも、戦後の勤労所得が、相対的にあまり増加しなかつた原因があり、そしてまた個人業主数とその所得が飛躍的に増加した原因がある。何故なれば、非自発的失業を余儀なくされた労働力は、生活のために物資の欠乏を利したブローカーのような個人業主へと多く化していつたからである。

このような国民所得の構成の変動は、当然所得税納税者の所得の構成に變動を与えずにはやまない。戦前戦後における個人所得税の納税者の所得及び税額の種類別構成は、第24表に見られるとおりである。(第24表)

第24表 所得税納税者(個人のみ)の所得及び税額の種類別構成の比較 (単位百万円)

(1) 金額

| 年次 | 総額 | | 資産所得 | | 勤労所得 | | 個人業主所得 | |
|--------|-----------|---------|--------|-------|-----------|---------|---------|---------|
| | 所得 | 税額 | 所得 | 税額 | 所得 | 税額 | 所得 | 税額 |
| 昭和9-11 | 2,752 | 124 | 1,109 | 67 | 740 | 21 | 858 | 34 |
| 14 | 5,532 | 479 | 1,988 | 243 | 1,561 | 88 | 1,869 | 143 |
| 16 | 10,448 | 1,207 | 2,764 | 560 | 3,538 | 221 | 4,023 | 410 |
| 19 | 30,464 | 3,899 | 3,602 | 1,047 | 17,936 | 1,381 | 7,251 | 1,286 |
| 22 | 560,948 | 120,954 | 2,299 | 654 | 274,335 | 30,856 | 276,263 | 81,116 |
| 23 | 1,346,478 | 236,794 | 2,965 | 725 | 729,074 | 81,318 | 602,203 | 140,301 |
| 24 | 1,908,054 | 340,667 | 6,113 | 1,596 | 1,141,583 | 153,370 | 740,749 | 169,125 |
| 25 | 2,007,209 | 233,916 | 15,442 | 1,856 | 1,261,787 | 112,799 | 710,153 | 110,201 |
| 26 | 2,041,841 | 226,983 | 19,219 | 2,159 | 1,291,446 | 109,129 | 713,610 | 112,111 |

(2) 構成比率

| 昭和年 | 所得 | 税額 | 資産所得 | 勤労所得 | 個人業主所得 |
|------|-------|-------|------|------|--------|
| 9-11 | 100.0 | 100.0 | 40.3 | 26.9 | 31.2 |
| 14 | " | " | 35.9 | 28.2 | 33.8 |
| 16 | " | " | 26.5 | 33.9 | 38.5 |
| 19 | " | " | 11.8 | 58.9 | 23.8 |
| 22 | " | " | 0.4 | 48.9 | 49.2 |
| 23 | " | " | 0.2 | 54.1 | 44.7 |
| 24 | " | " | 0.3 | 59.8 | 38.8 |
| 25 | " | " | 0.8 | 62.9 | 35.4 |
| 26 | " | " | 0.9 | 63.2 | 34.9 |

備考

- 所得及び税額は個人分のみで各年につき次のとおり算定した。
昭和9~11及び14年 第三種所得税、第二種所得税の個人分
昭和16年及び19年 分類所得源泉課税分の個人分、分類所得脱税課税分、総合所得税
昭和22年 源泉所得税の個人分、申告所得税、甲種勤労所得、甲種退職所得、丙種事業所得、源泉課税課税分、増加所得税
昭和23年以降 源泉所得税の個人分、申告所得税
なお、源泉課税を受けたものの申告分、及び総合所得税課税分については二重計算を避けるため、税額(源泉徴収税額控除後)のみを掲げ所得は掲げていない。
- 所得及び税額は、昭和24年までは税務統計による当初決定額、25年は補正後予算の見込額、26年は予算の見込額である。
- 所得の区分は次のとおりとした。
資産所得 不動産所得、利子配当所得
勤労所得 給与退職所得
事業所得 農業所得、営業所得、その他の事業所得
- 各種別別の金額の合計額が総額に符合しないのは、その他の所得(山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得)があるためである。

戦前の納税者の所得の中では、資産所得が圧倒的に多かつた。昭和9~11年において、資産所得は40.3%を占め、勤労所得の26.9%、個人業主所得の31.2%に比し、相当に高かつたのである。これは、高額所得者ほどより多く資産所得をもつていて、平常の経済事情における当然の帰結に基いている。国民のうちでも高額所得者である所得税納税者が、より多く資産所得をもつていただけでなく、納税者のうちでもより高額な所得者がより多くをもつていたことは、所得階級別にみた種類別構成によつても明らかである(第25表参照)。この表からも推定しうるところである。すなわち、累進税率が採られている限りにおいて、高額所得者ほど、より多額の税額を負担しなければならぬから、所得の構成比率と税額の構成比率とを比較した場合、税額の比率の方がより大であれば、所得は高い階級に多く存在していることになり、したがつて、高額所得者ほどその所得をより多くもつてことになる。これに反して、所得の比率が税額の比率より大である場合は、低所得階級に多くの部分があるわけである。

昭和9~11年において、資産所得の比率は40.3%であつたが、その負担税額は、54.0%とはるかにこれを凌駕していた。これに対し、勤労所得においては、所得の比率は26.9%と全体の約4分の1を占めてはいたものの、その負担した税額は、16.9%と全体の6分の1にすぎなかつた。個人業主所得は、所得の比率と税額の比率との間にあまり差がない。したがつて、これより当時の所得階級別種類別構成は、勤労所得は低所得階級において多く、個人業主所得は大体各階級に平均的に分散しており、資産所得は高所得階級において多かつたという推論をなすことが出来る。次の第25表に見られるとおり、この推論はきわめて正しいものとなつてい

前。この推論はきわめて正しいものとなつてい。前に述べたような国民所得の種類別構成の変動によつて、納税者の所得の構成も年々変動した。資産所得は、9~11年の40.3%より14年35.9%、16年26.5%と漸減し、19年には11.8%と激減している。これに対し勤労所得は著しく増加し

た。9~11年においては26.9%であつたのが、16年には33.9%、19年には53.9%と激増している。個人業主も国民所得における推移と大体同様の変遷を辿り、19年において23.8%と減少した。しかし16年と19年につき、所得の比率と税額の比率とを比較するにあつては、当時は分類総合式課税方式がとられ、所得種類別の負担率が異なるようになっていたということに注意しなければならない。当時においても、高額所得者ほど資産所得をより多くもつており、勤労所得は低所得階級により多かつたのであるが、資産所得は重課されていたから、資産所得の税額の比率は、相対的にはより一そう多くなつてい

た。戦後において、資産所得は、国民所得の場合におけると同様に激減した。そしてその負担税額も、概ね同率にまで低落した。戦後においても、資産所得はより高額の所得者によつて所有されている。(第25表参照)しかしその所得に占める比率はきわめて僅かであるから、税額の占める比率にはあまり変化がない。

これに対し、申告所得税は、殆んど個人業主所得によつて占められている。勤労所得の比率は相対的に多くなつたとはいえ、源泉課税を受けるものが多く、申告する必要のある高額所得者の数は少いから、その負担税額の比率は、所得の比率に比して著しく少い。戦後高額所得者は、個人業主である。このことは、個人業主所得においては、所得の比率より税額の比率が著しく大きいことによつても推定しうるところである。

国民所得統計によれば、終戦後はいずれの年においても、個人業主所得が勤労所得よりも多い。しかるに、所得税課税の場合は、勤労所得が遙かに多くなつてい。このことは源泉所得税と申告所得税の税率の比率によく反映されているところである。

戦前戦後における所得階級別種類別の構成は、第25表のとおりである。(第25表)

第25表 所得階級別種類別構成の比較 (単位百万円)

(1) 昭和14年度

| 所得階級別 | 総額 | | 資産所得 | | 勤労所得 | | 事業所得 | |
|-------|-------|-------|-------|------|-------|------|-------|------|
| | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % |
| 万円以下 | | | | | | | | |
| 0.5 | 2,740 | 100.0 | 545 | 19.9 | 1,099 | 40.1 | 1,036 | 37.8 |
| 万円超 | | | | | | | | |
| 0.5 | 724 | " | 225 | 31.1 | 164 | 22.7 | 315 | 43.5 |
| 1 | 966 | " | 385 | 39.9 | 188 | 19.5 | 366 | 37.9 |
| 5 | 225 | " | 104 | 46.2 | 47 | 20.9 | 69 | 30.7 |
| 10 | 234 | " | 153 | 53.9 | 56 | 19.7 | 71 | 25.0 |
| 50 | 106 | " | 88 | 83.0 | 7 | 6.6 | 10 | 9.4 |
| 計 | 5,045 | 100.0 | 1,500 | 29.7 | 1,561 | 30.9 | 1,867 | 37.0 |

第25表 所得階級別種類別構成の比較(續)

(単位百万円)

(2) 昭和24年度

| 所得階級別 | 総 額 | | 資 産 所 得 | | 勤 労 所 得 | | 事 業 所 得 | |
|-------|---------|-------|---------|-----|---------|------|---------|------|
| | 金 額 | % | 金 額 | % | 金 額 | % | 金 額 | % |
| 万円以下 | | | | | | | | |
| 10 | 295,899 | 100.0 | 709 | 0.2 | 42,837 | 14.5 | 248,446 | 84.0 |
| 万円超 | | | | | | | | |
| 10 | 465,998 | " | 1,242 | 0.3 | 122,258 | 26.2 | 337,813 | 72.5 |
| 25 " | 143,433 | " | 597 | 0.4 | 38,683 | 27.0 | 102,133 | 71.2 |
| 50 " | 44,274 | " | 273 | 0.6 | 6,516 | 14.7 | 36,896 | 83.3 |
| 100 " | 17,929 | " | 254 | 1.4 | 1,558 | 8.7 | 15,460 | 86.2 |
| 計 | 967,533 | 100.0 | 3,076 | 0.3 | 211,850 | 21.9 | 740,749 | 76.6 |

備 考

- 昭和14年は第三種所得税、24年は申告納税分について算定した。
- 所得階級別は納税者(所得合算の場合は合算後)の総所得金額により区分している。
- 所得の種類別は次の通りである。
 資産所得 不動産所得、利子配当所得
 勤労所得 給与退職所得
 事業所得 事業所得
- 各種別所得の合計額が総額に符合しないのはこの外山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得があるためである。

この表を作るにあたっては、昭和9~11年に対する24年の物価倍率を約200倍として、摺ね等価値になるように階級区分を行い、比較を便ならしめることが考えられた。しかし、物価倍率を200倍とするならば、昭和14年当時の免税点1,000円ですら約20万円となり、24年の100万円は、僅か5,000円となってしまうから、階級構成は著しく不均齊となる。したがって、それぞれの年について、適当な区分を行うだけにとどめなければならなかつた。また、両年とも総合課税方式を原則としており、所得種類別の納税人員を算定することは、きわめて困難であるから、所得金額の構成を見るのみで満足しなければならなかつた。

この表に見られる結果は、前表について推定されたところと同じである。両年とも分類課税方式はとられていなかったから、ここに見られるような種類別階級別構成が、資産所得重課の傾向と、勤労所得軽課の傾向とを生ぜしめたのである。

このように、所得種類別にみた納税者の所得と負担税額とを、われわれは国民所得と比較してみた。その結果は次表のとおりである。(第26表)

このような比較に際しては、所得の計算期間を、国民所得と納税者の所得について等しからしめることが先決問題となる。昭和21年までのわが国の所得税法は、前年実績課税の方法によつていた。前年実績課税は、所得の計算基準を前年の実績所得に求め、これによつて計算した税額を、当年分の税額として課税する方法であるから、国民所得と比較する場合には、課税された年の国民所得と比較すべきか、それとも所得計算の基準となつた年の国民所得と比較すべきかが問題となる。実際問題として、この表に示される昭和9~11年及

び16年においては、年々の国民所得の差があまりなく、いづれによるかによつてあまり差は生じないのであるが、われわれは、前年実績課税方式は、単に所得計算の基準を前年の所得に求めるだけのものであつて、当年分の所得と同額と推定するものであり、税額を負担するもの、あくまで当年分所得であるという立論に基づき、当該各年の国民所得と比較する方法を選んだ。

勤労所得について源泉課税が行われるようになってからは、税務統計にあらわれる勤労所得の計算期間は、相当複雑になつてきている。この点についての調整を簡単に行うことはできないから、われわれは、勤労所得の計算期間については、原則として会計年度によることにした。ただし昭和16年の国民所得は暦年の計数のみで、年度の計数はないから、やむを得ず、暦年の計数によらなければならなかつた。もつとも当時においては、賃銀の変動はあまりなく、かつ被傭者数の増減も、暦年と会計年度との間ではあまりないと思われるから、所得には殆んど変りはないといふのである。またその税額については、昭和16年においては総合所得税課税分、22年以降においては申告所得課税分があるが、この表では源泉課税分の税額のみを掲げている。したがって税負担率は、実際の負担率に比して若干低くなつている。

これに反し、個人業主所得についての所得の計算期間は常に暦年であつた。しかし昭和25、26両年の国民所得については、資料の都合上暦年の計数を得ることができないから、やむを得ず会計年度の計数によつた。最近における物価や生産の推移によれば、歴年と年度のずれによる所得の絶対額の差は、昭和16年当時よりは大きいとはいつてもそれほど大きなものでなく、大体の傾向にはそれほど差がないも

第26表 所得種類別に見た国民所得と所得税負担

(単位億円)

| | 国民所得 (A) | 納税者の所得 (B) | 負 担 税 額 | | 所 得 税 の 負 担 率 | | | | |
|-----------|-------------|---------------|---------|--------|---------------|------|------|------|------|
| | | | 課税額(C) | 納税額(D) | B/A | C/A | D/A | C/B | D/B |
| 1 勤労所得 | | | | | % | % | % | % | % |
| 昭和9-11年 | 51.54 | 7.40 | 6.21 | 0.21 | 14.4 | 0.4 | 0.4 | 2.8 | 2.8 |
| 16 | 119.23 | 34.54 | 2.09 | 2.09 | 29.0 | 1.8 | 1.8 | 6.1 | 6.1 |
| 22 | 4,005 | 2,703 | 272 | 271 | 67.5 | 6.8 | 6.8 | 10.1 | 10.0 |
| 23 | 9,775 | 7,235 | 740 | 740 | 74.0 | 7.6 | 7.6 | 10.2 | 10.2 |
| 24 | 12,759 | 11,137 | 1,344 | 1,255 | 87.3 | 10.5 | 9.8 | 12.1 | 11.3 |
| 25 | 14,720 | 12,418 | 1,136 | 1,132 | 84.4 | 7.7 | 7.7 | 9.1 | 9.1 |
| 26 | 16,760 | 12,691 | 1,005 | 993 | 75.7 | 6.0 | 5.9 | 7.9 | 7.8 |
| 2 個人業主所得 | | | | | | | | | |
| (1) 農 業 | | | | | | | | | |
| 昭和9-11年 | 19.31 | 0.36 | 0.00 | 0.00 | 1.9 | 0.0 | 0.0 | 1.1 | 1.1 |
| 16 | 43.33 | 8.27 | 0.35 | 0.35 | 19.1 | 0.8 | 0.8 | 4.2 | 4.2 |
| 22 | 2,074 | 1,246 | 314 | 204 | 60.1 | 15.1 | 9.8 | 25.2 | 16.4 |
| 23 | 4,387 | 2,540 | 391 | 385 | 57.9 | 8.9 | 8.8 | 15.4 | 15.2 |
| 24 | 6,042 | 3,017 | 451 | 432 | 49.9 | 7.5 | 7.1 | 14.9 | 14.3 |
| 25 | (6,640) | 2,884 | 224 | 236 | 43.4 | 3.4 | 3.6 | 7.8 | 8.2 |
| 26 | (7,430) | 2,469 | 181 | 189 | 33.2 | 2.4 | 2.5 | 7.3 | 7.7 |
| (2) 営 業 | | | | | | | | | |
| 昭和9-11年 | 23.10 | 6.81 | 0.29 | 0.29 | 29.5 | 1.3 | 1.3 | 4.3 | 4.3 |
| 16 | 48.68 | 28.61 | 3.49 | 3.49 | 58.8 | 7.2 | 7.2 | 12.2 | 12.2 |
| 22 | 3,516 | 1,287 | 504 | 256 | 36.6 | 14.3 | 7.3 | 39.2 | 19.9 |
| 23 | 5,361 | 2,637 | 712 | 611 | 49.2 | 13.3 | 11.4 | 27.0 | 23.2 |
| 24 | 6,248 | 3,360 | 941 | 698 | 53.8 | 15.1 | 11.2 | 28.0 | 20.8 |
| 25 | (8,020) | 3,644 | 794 | 746 | 45.4 | 9.9 | 9.3 | 21.8 | 20.5 |
| 26 | (9,460) | 4,036 | 861 | 798 | 42.7 | 9.1 | 8.4 | 21.3 | 19.8 |
| (3) その他事業 | | | | | | | | | |
| 昭和9-11年 | 4.53 | 1.41 | 0.04 | 0.04 | 31.1 | 0.9 | 0.9 | 2.8 | 2.8 |
| 16 | 8.74 | 3.35 | 0.26 | 0.26 | 38.3 | 3.0 | 3.0 | 7.8 | 7.8 |
| 22 | 390 | 229 | 51 | 26 | 58.7 | 13.1 | 6.7 | 22.3 | 11.4 |
| 23 | 726 | 540 | 96 | 85 | 74.4 | 13.2 | 11.7 | 17.8 | 15.7 |
| 24 | 1,087 | 656 | 128 | 101 | 60.3 | 11.8 | 9.3 | 19.5 | 15.4 |
| 25 | (1,170) | 574 | 84 | 86 | 49.1 | 7.2 | 7.4 | 14.6 | 15.0 |
| 26 | (1,310) | 631 | 80 | 85 | 48.2 | 6.1 | 6.9 | 12.7 | 13.5 |

備 考

- 国民所得は経済安定本部推計分配国民所得で、勤労所得は、昭和9~11年及び16年は暦年、22年以降は年度、個人業主所得は、昭和24年までは暦年、25、26年は年度による。
- 納税者の所得及び負担税額は、昭和9~11年は第三種所得税、昭和16年は分類所得税及び総合所得税、昭和22年以降は、源泉所得税及び申告所得税について算定した。昭和25、26年は予算による数字である。

〇と思われる。所得計算期間の如何にかかわらず、納税期間は会計年度であるから、納税額による実際の負担率は、会計年度の国民所得と対比して求められなければならない。この表においては、国民所得は勤労所得については年度、個人業主所得については暦年によるのを原則としたから、この点について若干の問題があろう。

資産所得については、分類の問題や所得計算方法の問題のほか、譲渡所得や山林所得について特殊な問題があるから、ここでは除いてある。

表において B/A をもつて示される数値は、国民所得のうち課税を受けた範囲を示すものである。昭和9~11年当時は、所得税の課税を受ける範囲がきわめて狭かつたことは、

これによつても明らかであろう。「その他事業」において、この比率が31.1%と、同年における最高率を示しているのは、自由職業者が多く課税されていたことに基いている。営業所得は29.5%とこれに次ぎ、勤労所得はその半分の14.4%に過ぎず、さらに農業所得は僅か1.9%が課税されるに過ぎなかつた。

昭和15年の税制改正の結果、課税範囲は著しく拡大したが、とくに農業は、9~11年の課税人員が殆どない程その課税範囲が狭かつたため、1.9%より19.1%と10倍にも拡大した。

戦後における課税範囲の推移は、所得種類別に一定していない。すなわち、勤労所得は昭和24年において87.3%と最高を示し、農業所得においては、昭和22年が60.1%と最高、営業所得においては、戦後の各年はいずれも16年の58.8%に及ばず、24年の53.8%が最高、その他の事業は23年が74.4%と最高になつている。農業所得の課税範囲が昭和22年において最も拡大したのは、種々の事情に基くのであるが、当時の景気の所在と以後の景気の移り行きをも反映したものであるといえよう。

しかし戦後においては、各年を通じて勤労所得の比率が最も高い、これは、勤労所得は源泉課税を受け、所得の捕捉がきわめて容易であるのに比して、個人業主所得の場合は種々の事情により充分であるとはいひ難い現状にあることや、勤労者の平均扶養親族数は個人業主の場合に比して少く、とくに低所得階級には独身者が多いから、勤労控除があるにもかかわらず失格者の数は比較的少いこと等の理由に基因しているものと思われる。

しかし昭和25年の税制改正によつて、課税範囲は相当に縮小された。勤労所得は87.3%より84.3%と3.0%減、農業所得は49.9%より43.4%と6.5%減、営業所得は53.8%より45.4%へと8.4%減、その他の事業所得は60.3%より49.1%と11.2%の減となつている。そしてさらに昭和26年の改正によつて、課税範囲は一層縮小されている。

C/Aをもつて示される数列は、課税額による負担率、D/Aは実際に納付された徴収額による負担率、C/B、D/Bは、それぞれ納税者の所得に対する負担率である。戦前においては、税の滞納は殆どなかつたから、課税額による負担率は、直ちに納税額による実際の負担率を意味した。しかし戦後においては、勤労所得は源泉課税を受けているから、比較的滞納税額が少かつたが、申告納税分の滞納は、あまりにも果進度の高い税率や納税思想の低下等によつて、著しく増加した。したがつて、課税額による税法上の負担率は、表にも見られるとおり相当に高いものとなつたが、徴収額による実際の負担率は、それ程高くはなつていない。たとえば、昭和22年における営業所得の負担税額は、課税額では504億円であつたが、このうち256億円が実際に納付されたに過ぎなかつたから、国民所得に対する負担率は14.2%より7.2%へと、また納税者の所得に対する負担率は39.2%より19.9%へと、それぞれ半減している。このように累積した滞納税額は、経済の安定と税制改正により漸次整理されつつある。し

かしその額は、今なお巨額に達しており、この点につき残された問題は多いといえよう。負担の真実の公正を図るためには、このような滞納による負担のずれと、課税の不当な回避とは徹底的に是正されなければならない。

(イ) 勤労者の税負担

前項においては、国民所得と所得税負担との関係を見たのであるが、次に、所得税のみならず、住民税、地租家賃税(固定資産税)をもあわせた直接個人税の負担を、最近の数値について見てみよう。(第27表)

第27表 国民所得と直接個人税負担との関係

| 年次 | 直接個人税負担額 | | | | 負担率 | | |
|-------|----------|--------|-----|----------|-------|-----|------|
| | 国民所得(A) | 所得税(B) | 住民税 | 地租家賃税(C) | B/A | C/A | |
| 昭和22年 | 4,005 | 271 | 24 | 4 | 299 | 6.8 | 7.5 |
| 23 | 9,775 | 740 | 65 | 9 | 814 | 7.6 | 8.3 |
| 24 | 12,759 | 1,255 | 71 | 18 | 1,344 | 9.8 | 10.5 |
| 25 | 14,720 | 1,132 | 221 | 56 | 1,409 | 7.7 | 9.6 |
| 26 | 16,760 | 993 | 235 | 56 | 1,284 | 5.9 | 7.7 |

備考 税額は昭和23年の地方税のみは調定額、他は徴収額である。所得税は、源泉分のみで申告分を含まない。

昭和24年までは、勤労者の負担していた地方税は、あまり多くはなかつた。地方税のうち主要な住民税、地租家賃税について見ると、その負担額は、昭和22年は23億円、23年は74億円、24年は89億円となつており、所得税負担額に対する比率は、22、23年は、10%、24年は大分下つて7%となつている。しかし、昭和25年の地方税改正により、勤労者の負担する住民税、固定資産税(地租、家賃税)はそれぞれ3倍に増加し、前者は221億円、後者は56億円、合計277億円となつたから、その所得税負担額に対する比率は、約25%に増加した。したがつて、24年までの勤労者の直接個人税負担総額は、所得税負担額の110%であつたのが、25年には125%になつた。このような地方税負担は、昭和26年においてさらに増加し、125%は130%と増加している。

したがつて直接個人税の負担を見れば、所得税の相当大市な軽減があつたにもかかわらず、これは地方税負担の増加によつて相殺され、25年においては24年に比して、僅か0.9%の負担軽減にとどまつた。この推算において、地租家賃税の負担額は、勤労者の所有している土地、家賃のみについて算定した。しかし現実の問題として、借地借家の場合にも、地租家賃税の増徴は賃料の騰貴として負担されるから、実際の負担としては、25年においては殆ど軽減されなかつたともいふことができよう。

前項においては、所得種類別の国民所得と所得税負担との関係を、そして以上において、直接個人税の負担を見た。しかし、負担の公正が実現されているかどうかを考察するためには、単に実際に税を負担している率のほかに、課税が如何

になされているかを見なければならぬ。国民所得と税負担との関係を見る場合には問題はあまりないが、国民所得と所得税課税との関係を考察するにあつては、すでに本報の第8号において述べたように、両者における所得の概念と範囲とは、相当な差異があるということに注意しなければならない。

勤労所得については、国民所得と所得税課税の場合における本質的な差異はない。国民所得統計においては、当然に所得に含まれる現物給与等のごときも、課税上は原則として所得とみなされ、課税されることになつている。ただ課税技術上の理由よりして、ある種の現物給与は、その額が僅少であるならば課税されないことになつているが、もちろん、このような現物給与の額は大きなものではなく、個々の数字に変動を与えたりするものではない。

勤労所得についての唯一の差異は、所得の計算期間が、国民所得と課税の場合とは異つているということである。ここに掲げられた国民所得は、会計年度を期間としたものである。現在の所得税法と課税の実情とによれば、課税年度は、公務員の場合は会計年度と一致するが、民間産業の大部分については、会計年度と1ヶ月のずれがあり、3月~翌年2月の1年間が課税年度になつているものと推定されるから、賃金の慢性的上昇がみとめられる今日においては、国民所得と所得税の課税を受けた所得との間には、若干の差異が生ずる。このような差異は、とくに賃金の上昇が急激であつた昭和22、23年ごろにおいては、相当の額に上つたと思われる。われわれの行つたきわめて大まかな推算によれば、このような期間のずれによつて生ずる差額は、各年において次のごとくなるものと思われる。すなわち、この額だけ、国民所得の方が多くなつているのである。

| | 差額 | 国民所得に対する比率 |
|-------|-------|------------|
| 昭和22年 | 264億円 | 6.6% |
| 昭和23年 | 596 " | 6.1% |
| 昭和24年 | 115 " | 0.9% |
| 昭和25年 | 131 " | 0.9% |
| 昭和26年 | 0 " | 0% |

第28表 勤労所得のバランス(昭和24年)

| 所得階級別 | 世帯数 | 所得 | | | | | | | 可処分所得 | 消費 | 貯蓄 |
|--------|-------|-----------|--------|-----------|---------|--------|--------|---------|-----------|------------|--------|
| | | 勤労所得 | その他 | 計 | 国税 | 地方税 | その他 | 計 | | | |
| 10円以下 | 2,227 | 243,715 | 12,620 | 256,335 | 9,765 | 2,853 | 3,418 | 16,036 | 240,299 | 248,928(-) | 8,629 |
| 10 " 超 | 3,221 | 452,366 | 12,041 | 464,407 | 29,088 | 4,539 | 5,621 | 39,248 | 425,159 | 413,643 | 11,516 |
| 15 " " | 1,366 | 254,104 | 6,185 | 260,289 | 32,110 | 2,543 | 3,405 | 38,058 | 222,231 | 218,326 | 3,905 |
| 20 " " | 829 | 216,367 | 3,058 | 219,425 | 43,624 | 1,953 | 2,359 | 47,936 | 171,489 | 164,840 | 6,649 |
| 30 " " | 252 | 100,737 | 1,494 | 102,231 | 29,089 | 1,044 | 1,266 | 31,399 | 70,832 | 73,380(-) | 2,548 |
| 計 | 7,895 | 1,267,289 | 35,398 | 1,302,687 | 143,676 | 12,932 | 16,069 | 172,677 | 1,130,010 | 1,119,117 | 10,893 |

備考

- (1) 本表は大蔵省主税局が昭和24年について実施した「勤労者の租税負担実態調査」の結果表より推計したものである。同調査は、勤労者世帯収入調査(F.I.S.)のサンプルより1,000戸を抽出して行なつたものである。
- (2) 勤労所得は、経済安定本部推計の国民所得(昭和24年)に合致せしめてある。

(註) 昭和26年において差額が0となつているのは、国民所得の予測に際して基準とした賃金の見直しにおいては、期間のずれによる差は原則としてないようになつてからである。

このような差異のほかに、税務統計の実際より生ずる差異も考慮されなければならない。すなわち、国民所得には所得として含まれるが、所得税法第38条並びに施行規則第42条の規定により源泉課税を受けず、したがつて、税務統計では普通の勤労所得に含まれない家事使用人の所得がある。このような家事使用人の総所得は、その人数と一人当り賃金の相乗積として求めることができる。家事使用人の人数は、国勢調査や労働力調査による産業別雇用者数の推移によつて、相当正確に推計することができるが、その賃金は既存の賃金統計によつては知ることができない。

さらに国民所得と所得税課税との関係を考察するにあつては、失格者の所得を考慮しなければならない。

「失格者の所得」は、所得税法の規定によつて失格するものの所得である。元來税務統計には、失格者の人員及び所得は示されていないから、失格者の数が幾らあるか、その一人当り平均所得及び総所得は、幾何になつているかを推算することは、きわめて困難である。

われわれは、勤労所得について失格者の平均所得の算定を試みた。その算定は、昭和24年の所得階級別、扶養親族数別の人員の分布を基礎とし、「統計資料、給与所得実態調査結果表(昭和24年参照)」昭和24年分と昭和26年分について行われたが、算定の結果得られた失格者の平均所得は、昭和24年は36,601円、26年は64,097円となつている。

勤労者全体についてのこのような租税負担が、その家計の収支に如何なる影響を与えているかについては、さきに消費性向と貯蓄性向の測定を試みた際に若干述べた。(第19表、第3図参照)これとは別に、われわれは、昭和24年について当局が行つた租税負担実態調査にもとづき、勤労者の収支バランスを試算してみた。結果は次表のとおりである。(第28表)

この調査は、総理府統計局の行っている世帯収入調査(F・I・S)のサンプルより無作為抽出によつて選定した世帯と、消費者価格調査(C・P・S)の調査都市のうち高崎市を選定し、同市のサンプルとなつていて勤労者世帯より同様に無作為に抽出して得られた世帯について、昭和24年1ヶ月間における収入支出、租税負担額、世帯の構成を調査したものである。われわれの選定したサンプルの数は、1,308戸であつた。そして有効回答数は、76.5%の1,000であつた。

回答された調査原票について検討した結果、低所得階級においては、所得税負担額がきわめて過大に申告されていることを発見した。調査票に記入された勤労収入と世帯の構成とをもつてすれば、所得税法上負担すべき税額は、明確に算定することができる。もつとも、年末調整やその他の特殊事情によつて、実際には若干異つた所得税額が負担されているかもしれない。しかしながら、かかる特殊事情に基づく差は、普通にはきわめて小さいものであり、税負担総額にはあまり変化がないといふ。勤労収入が10万円以下及び10万~15万円の階級において申告された所得税額は、所得税法上当然あるべき負担額に比してきわめて大きかつた。これらの階級に属する調査世帯のうち、50%以上のものは、3倍以上の過大申告を行つており、極端なものは、10倍以上にも及ぶ税額を申告していた。その結果、これらの階級の平均では、約2.5倍に申告されていることになつた。このため、われわれは、個々の原票について精査し、記入された世帯の構成と勤労収入とより、妥当と思われる税額に修正した。

このように不正確な回答が多くあらわれたのは、この調査が、租税負担の実態調査であるということ、回答者が意識しすぎたためではないかと思われる。現在わが国においては、多くの統計調査が行われているが、もしこのような回答者の作爲がよく行われているとすれば、それは恐るべきことである。

かかる修正によつて得られた結果表も、後に述べるような種々の問題をもつているが、一応このような問題点は措いて、これを勤労者全体に延長した場合には如何なる結果を生ずるかを試算してみた。すなわち、経済安定本部の国民所得統計によれば、昭和24年における勤労所得総額は1兆2,673億円となつているから、これを基準として原調査の勤労所得の金額がこれに合致するような比率により各項目をそのまま延長したのである。

この表における所得階級区分は、世帯主の勤め先からの収入を基準としたもので、世帯の総所得や世帯主の総所得を基準としたものではない。所得税法上の給与所得は、収入金額より所定の勤労控除(昭和24年においては、勤労控除は勤労収入金額の25%であつた)を差引いた額であるが、ここでは、国民所得と同様に、給与の収入をそのまま所得としている。

公租公課は、国税のみならず、地方税をも通じた一切の直接個人税負担額であり、かつ市町村割当寄附金、新制中学寄附金、P・T・A寄附金、消防団寄附金、警察寄附金、諸会費、社会事業寄附金等の公課負担を含んでいる。

この表においては、まず、勤労者世帯総数の7,895千戸が妥当であるかどうか問題となる。わが国の世帯総数は、昭和24年12月末現在においては、16,652千戸となつており、勤労者世帯は、このうち約半数と推定されているから、7,895千戸という数字は、若干少いかもしれないが、概ね当を得ているといふことができよう。

公租公課の負担額は、国税において1,437億円、地方税において129億円、その他の公課負担金は161億円で、合計1,727億円となつている。

国税は、その殆どすべてが所得税である。昭和24年中における源泉所得税の収入額は1,381億円で、このうち勤労所得に見合った税額は1,350億円と推定されている。

この表によれば、国税負担額は1,437億円となつており、勤労所得税の収入額(推定額)に比して287億円(6.4%)多い。国税で所得税以外の直接個人税といへば、当時は相続税のみであり、かつその年間における税収総額は約30億円にすぎないから、1,437億円という数字は、若干高すぎるように思われる。

地方税は、主として住民税と地租家屋税である。第27表において、われわれは、勤労所得者が昭和24年度において負担した両税の額は、71億円と18億円で、合計して89億円であることを見た。この表による地方税負担額は129億円となつており、上の数字より40億円だけ多い。昭和24年度における地方税収入見込額は、地方分与税を除いて1,525億円であり、このうち住民税と地租家屋税とは443億円で29.0%に過ぎないが、勤労者の負担する税はこのほかにあまり考えられず、あつたとしてもその税額はあまり多くはないと思われるから、会計年度と暦年の相違ということをもあわせて、この表に見られる129億円という地方税負担額は、相当多過ぎるように思われる。

以上によつてみると、この表による公租公課負担総額1,727億円は、相当過大となつており、実際には、これより100億円程度少ないのではないかと思われるのであるが、このことは、調査対象が都市の勤労者のみに限られているということにも、相当に基因しているようである。

F・I・Sや改正後のC・P・Sによれば、大都市、中都市、小都市間における収入支出の差は比較的一定しており、大都市ほど収入金額も公租公課負担額も家計消費も多くなつている。このような都市階層別の傾向は、都市と町村の間にも同様にあり、都市の方がこれらの金額が多いと思われるから、都市のみの平均によつて勤労者全体を推すならば、すべての項目について過大評価となる傾向があるのではないかと思われる。

結果表に見られるとおり、30万円超の階級においては、租税負担はマイナスの貯蓄によつてまかなわれている。しかし、このような傾向は、他の所得階級における貯蓄や改正後のC・P・Sと比較考量するならば、著しく不可解といふべきではない。何故なれば、公課負担までも含めた租税負担率は、15万円超の階級では14.6%、20万円超の階級では、21.8%、30万円超の階級では30.7%となつており、それはど

までに急激な負担の増加の傾向はみとめられない。しかも、一世帯当りの家計消費は、これら三つの階級において、それぞれ16万円、19万9千円、29万1千円となつており、30万円超の階級において著増しているから、マイナスの貯蓄は、租税負担のためというよりは、むしろ家計消費が過大になつてい

るために生じているといふことができよう。これに反し、最低の10万円以下の階級におけるマイナスの貯蓄は、勤労収入の絶対的不足ということにも基因しているが、主として、租税負担に基因しているといふことができる。そして、とくにこのような傾向は、地方税や公課負担金の比例的な負担によつて助長されているといふことができよう。すなわち、所得総額に対する地方税と公課負担金の負担率は、最低の10万円以下の階級では、2.4%、10万~15万円の階級では、2.2%、20万~30万円の階級では2.2%、最高の30万円超の階級では2.3%と、その負担率はきわめて比例的であるから、低所得階級にとつては、負担は相対的に重いと

いえよう。
(ロ) 農業者の税負担
農業所得における国民所得と直接個人税負担との関係は、次のとおりである。(第29表)

第29表 国民所得と直接個人税負担との関係(農業所得) (単位億円)

| 年次 | 国民所得(A) | 直接個人税負担額 | | | | 負担率 | | |
|-------|---------|----------|--------|--------|----------|-----|-----|------|
| | | 所得税(B) | 事業税(C) | 住民税(D) | 地租家屋税(E) | B/A | C/A | |
| 昭和22年 | 2,074 | 204 | — | 14 | 10 | 228 | 9.8 | 11.0 |
| 23 | 4,387 | 385 | 29 | 37 | 22 | 473 | 8.8 | 10.8 |
| 24 | 6,042 | 432 | 36 | 58 | 45 | 571 | 7.1 | 9.5 |
| 25 | 6,640 | 236 | — | 91 | 141 | 468 | 3.6 | 7.0 |
| 26 | 7,430 | 189 | — | 97 | 141 | 427 | 2.5 | 5.7 |

備考 税額は地方税の昭和23年のみは調定額、他は徴収額による。

農業者についての事業税は、昭和22年において新設された。しかし、農業所得の大部分を占める主食の生産は、事業税の課税対象より除外されていたため、その負担税額は多くはなく、昭和23年は29億円、24年は36億円に過ぎなかつた。そして農業所得に対する事業税は、昭和25年の地方税改正によつて全面的に廃止された。

これに反し、農家の負担していた住民税は比較的多かつた。このことは、農業所得者よりも所得の多い営業所得者の負担していた住民税が、昭和22年は13億円、23年には35億円、(第32表参照)となつているのに対し、農業所得者の負担していた住民税は、昭和22年は14億円、23年は37億円となつており、いずれも、農業所得者の場合の方が多いことによ

つても明らかである。もつとも、農業所得者数は営業所得者数の2倍ちかくもあるから、一世帯当りの負担額では営業所得者の方が多いためであるが、その所得の割合よりすれば、一世帯当り所得に対する負担率でも総体の所得に対する負担率でも、農業所得者の場合の方が負担は重くなつている。農業所得者の負担していた住民税が比較的高かつたのは、町村が、住民の数や経済力に比して割高な財政を維持しなければならなかつたという事情を、よく反映しているものといえよう。

このように、相対的に重い住民税をすでに負担していたことと、昭和25年の国税の改正の結果、農業所得者の所得税負担がもつとも大巾に軽減されたことに原因して、昭和25・26年における農業所得者の住民税負担の増加率は、比較的少くして落んだ。すなわち、昭和25年における住民税負担額は91億円、26年は97億円であつて、24年の58億円に比し、それぞれ、56.9%、67.2%増加している。しかし、この増加率は、勤労者の場合は211.3%増と231%増となつており、(第27表参照)また、営業者の場合は168.4%増と185.5%増と、(第32表参照)いずれも昭和24年の2.7~3.3倍となつているから、農業所得者の場合は、相対的にいつて負担の増加率が少かつたといふことができよう。

地租家屋税(固定資産税)の負担額は、農業所得者の場合には比較的多い。このことは、農業経営には広大な農地が不可欠であるという自明の理に基いているが、しかし、農村における賃貸価格は低いから、土地の面積や家屋の建坪の割合より見れば、このような地租家屋税(固定資産税)の負担額は、若干割安であるといふことができよう。昭和25年における地租家屋税(固定資産税)の負担額は、141億円となつており、昭和24年の45億円の3倍に増加している。しかし、税額の算定基礎となつた賃貸価格には変化はないから、地租家屋税(固定資産税)のこのような増加は全国一律で、勤労所得者や営業所得者の場合にも殆ど同様であり、所得の種類別による差は、あまりみとめられない。

農業所得者の場合にも、昭和25年における国税の改正の効果は、勤労所得者の場合と同様に、地方税の増徴によつて著しく減殺されているといふことができる。すなわち、国民所得に対する所得税の負担率は、昭和25年の改正の結果、7.1%より3.5%と50%方低落した。同時に、事業税の廃止によつて36億円の負担はなくなつたといへば、住民税で33億円、地租家屋税(固定資産税)では96億円が増徴された結果、直接個人税総額の負担率は、昭和24年の9.5%よりその4分の1にあたる2.5%しか減少しなかつた。しかし、農業所得者の場合には、勤労所得者や営業所得者の場合に比して税負担率は軽い。このような傾向を生ぜしめた原因は、所得税の負担が農業所得者の場合は軽いということであろう。もちろん、これは農業所得者の実質的な租税負担率についていつている

のではない。農家の一戸当り所得は、営業所得者に比してははるかに低く、また勤労所得者に比しても低いのに対し、その平均世帯人員は相当に多いから、形式的な負担率においては低くても、実質的な負担率においては、それほど低くないだけでなく、逆に高いともいえるのである。

この表においては、事業税及び事業用固定資産に係る地租家屋税（固定資産税）と国民所得との関係に注意しなければならない。所得税法上、所得を計算するにあつては、住民税は控除されないが、事業税（特別所得税を含む）及び事業用の固定資産（土地・家屋・償却資産）に課税された地租家屋税（固定資産税）は、事業収入を得るために必要な経費とみなされ、収入金額より控除されることになつてゐる。このような事業税及び地租家屋税（固定資産税）は、酒税、物品税、遊園飲食税、入場税等の消費税のごとく、価格体系の中に完全に入りこんで、事業の取引額を構成するものと異り、一応、所得の発生や資産の所有を基準として課税されるもので、直接個人税であるが、見方の如何によつては、一種の間接事業税的なものとみなされないことはない。

現在の国民所得統計では、これらの諸税は純然たる直接個人税として扱われ、国民所得の計算上所得より控除されていない。しかし経済安定本部では、ちかく国民所得における所得の計算方法を改訂し、所得税法における所得の計算方法と一致せしめる意向にあるときいてゐるから、今後においてこのような比較を行うに際しては、この点に注意する必要がある。

農業所得について国民所得と所得税課税との関係を考察するにあつては、次のような点に注意しなければならない。

所得税法における農業所得の計算期間は、勤労所得の課税年度の場合とは異つて、1月～12月の暦年1年間であるから、比較の基準となる国民所得も暦年の計数でなければならない。

「非課税、免税所得」としては、さきにも述べたように事業税及び事業用固定資産に係る地租家屋税（固定資産税）がある。直接個人税負担額としては、地租家屋税の課税の基準となつた土地家屋について、事業用であるのか非事業用であるのかの区別をする必要はなく、現実に負担された総額を掲げればよい。しかし、所得税法上、非事業用の土地家屋に係る地租家屋税（固定資産税）は、必要経費として控除されず、所得より支払われるべきものとされているから、非課税、免税所得とはならない。また、所得税法上において必要経費として控除される税額は、課税額であつて実際の納税額ではないから、所得税課税上の「非課税、免税所得」として考慮すべき税額は、当然に課税額による額でなければならない。

資料の都合上、失格者の平均所得について、勤労者の場合のような検討をすることはできない。しかし、農業所得者や

営業所得者の場合には、勤労所得者の場合のような傾向は生じないであらう。

何故なれば、勤労所得者の場合は、所得階級別の平均扶養親族数には顕著な差異があり、低所得階級には独身者が多いから平均扶養親族数はきわめて少く、所得階級の上昇につれて急激に増加する傾向にある。しかし、税務統計の所得種類別表によれば、事業所得者の場合は、所得階級別の平均扶養親族数が概ね一定しているから、失格するものは扶養親族数の多いものであることを考慮するならば、大体において失格者の平均所得は、勤労所得者の場合に比して、より多くなるのではないかと思われる。

このほか農家における生産物の自家消費分の評価方法についての差異も考慮されなければならない。すなわち、国民所得統計では、このように自家消費した生産物は、消費時の生産者価格によつて評価されるのに対し、所得税課税上は、収穫時の生産者価格によつて評価することになつてゐる。農業バリエイ指数や農作物価調査等によつてもわかるとおり、農業生産物の価格の変動は、今もつて相当に大きいから、評価の基準時のこのような差異は、所得の絶対額に大きな差を生ぜしめずにはおかない。そしてその差は、生産者価格の変動の如何によつて決定されるわけで、常にいずれか一方が多くなるということはあるのである。

さらに、国民所得の算定の基礎となつてゐる農林省調「農家経済調査」においては、所得の計算方法はすべて現金主義によることになつてゐる。これに対し、課税上は権利確定主義がとられているから、これによつても両者の間には差が生ずる。

次の第30表においても述べるが、農家経済調査の母集団には、第二種兼業農家の多くのものは含まれていないということよりして、この調査による農家一戸当り平均所得と、第二種兼業農家をも含んだ総農家戸数とによつて算定された国民所得は、過大評価に陥つてゐるということができよう。

われわれは、このような事情に基く差額が幾何であるかを具体的に示すことはできない。

勤労所得の場合と同様の収支バランス表を、昭和24会計年度についての農林省調「農家の租税負担実態調査結果表」によつて算定すれば次のとおりである。（第30表）

この表における所得階級別は、農業所得のみではなく、各世帯の総所得を基準としたもので、勤労所得の場合のそれとは異つてゐるが、他の項目は勤労所得の場合と同様で、公租公課は実際に負担した納税額によるものである。

最初われわれは、勤労所得の場合と同様に、結果表による

第30表 農業所得のバランス（昭和24年）

（単位百万円）

| 所得階級別 | 世帯数 | 所得 | | | 公租公課 | | | | 可処分所得 | 消費 | 貯蓄 |
|-------|-------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|---------|---------|------------|---------|
| | | 農業所得 | その他 | 計 | 国税 | 地方税 | その他 | 計 | | | |
| 5万円以下 | 154 | 4,930 | 1,031 | 5,961 | 641 | 594 | 501 | 1,736 | 4,225 | 12,956(—) | 8,731 |
| 5万円超 | 293 | 14,073 | 3,685 | 17,758 | 1,047 | 1,175 | 1,026 | 3,248 | 14,510 | 27,582(—) | 13,072 |
| 7 " | 689 | 46,659 | 12,283 | 58,942 | 3,961 | 3,203 | 2,649 | 9,813 | 49,129 | 77,054(—) | 27,925 |
| 10 " | 1,206 | 100,985 | 37,705 | 138,690 | 11,699 | 6,914 | 6,434 | 25,047 | 113,643 | 170,684(—) | 57,041 |
| 15 " | 893 | 119,995 | 34,862 | 154,857 | 15,422 | 6,998 | 6,348 | 28,768 | 126,089 | 159,212(—) | 33,123 |
| 20 " | 655 | 123,741 | 30,124 | 153,865 | 18,231 | 6,384 | 6,226 | 30,841 | 123,024 | 146,185(—) | 23,161 |
| 30 " | 242 | 81,681 | 9,750 | 91,431 | 13,187 | 3,733 | 3,556 | 20,476 | 70,955 | 72,235(—) | 1,280 |
| 計 | 4,132 | 492,064 | 129,440 | 621,504 | 64,188 | 29,001 | 26,740 | 119,929 | 501,575 | 665,908(—) | 164,333 |

備考

本表は農林省調「農家の租税負担実態調査」結果表より算定したものである。

調査農家の農業所得を、昭和24会計年度における国民所得6,317億円に合致するようにして各項目を延長した。その結果、世帯数は5,304千戸、農業収入中供出代金は3,017億円、税務署の所得更正決定額は4,900億円、公租公課負担総額は1,530億円、この内所得税負担額は808億円となつた。しかし、このよな結果は、他の各種統計によるこれら各項目の金額に比して、著しく過大となつてゐる。すなわち、世帯数の5,304千戸は、第二種兼業農家をも含んだものとするならば、そう過大であるとはいえないにしても、昭和24会計年度中において、現実に農家に支払われた供出代金は2,350億円、農業所得についての税務署の所得更正決定額は、当初決定額で3,064億円、（実際の決定額は審査減等によつて3,017億円となつてゐる）所得税負担額は、第29表において見たとおり432億円となつており、前記の数字は、いずれもきわめて過大になつてゐる。

農家の場合は、これら各項目のうち、供出代金収入が最も基準になると思われたので、農業所得額の如何は問わず、総供出代金収入を基準としてとり、これが2,350億円に一致するような調整倍率を乗じた結果、第30表に見られるとおりの収支バランス表が出来た。

この表によれば、世帯数は4,132千戸であり、国民所得における農家数5,909千戸に比して1,777千戸少い。昭和22年の農林省調査では、第二種兼業農家は950千戸、第一種兼業農家は1,684千戸あるから、この表の数字では、第一種兼業農家の50%は除かれていることになる。これらの除外された農家にも、供出代金収入はあるわけで、この点より、第30表は矛盾しているように思われる。しかし、この点についてさらに調整を行うことはまったく不可能であるから、これらの農家は、農家とはいつても飯米農家が少なく、したがつて、その供出代金収入はあつたにしてもきわめて少いであらうという推定に基き、われわれは、各項目の金額は一応そのままと

し、検討してみることにした。

農業所得は4,921億円、国民所得に比しては22.1%少くなつてゐる。第29表の説明の際に、国民所得統計における農業所得は過大評価されているのではないかということ述べたが、このような点よりしても、過大評価ではないかという推定は、正当化されるように思われる。

国税負担額は642億円（内所得税は629億円）で、さきの432億円（第29表参照）より相当に多いが、税務署の所得更正決定額は3,818億円、税務統計による数字に相当接近してきてゐる。しかしそれでもなお、この数字は実際の金額を24.6%も上廻つており、国税負担額のごときは、48.6%も過大となつてゐるのである。昭和24年において、農業所得者の負担した国税と地方税の比率は大体2対1であり、（第29表参照）勤労所得者の場合の10対1に比して、地方税の比率が著しく高くなつてゐることは、この表においても明かである。このような傾向は、とくに低所得階級において顕著であり、10万円以下の階級においては、両者の比率は1対1になつており、さらに殆んど同額に及ぶ公課負担金のあることがわかる。所得階級別に見るならば、地方税の負担が、勤労所得者の場合にはまだ比例的傾向にあつたのが、農業所得者の場合には著しく逆進的になつてゐること、公課負担金の負担額は、各階級とも地方税負担額と概ね同額であり、これまた逆進的な負担を構成していることが顕著である。

すなわち、地方税の農家総所得に対する負担率は、最低の5万円以下の階級より順次に10.0%、6.6%、5.4%、5.0%、4.5%、4.1%、4.1%と著しく逆進的になつており、その他の公課負担金も同様の傾向にある。したがつて、所得税負担の累進性は相殺され、全体の租税負担率は、最低の5万円以下の所得階級で29.1%ともつとも高く、7万～20万円の階級では20%を下廻り、最高の30万円超の階級において、22.4%と僅かに上昇しているにすぎない。

このような傾向を生じめた主な理由としては、さきに述べたような所得の計算方法の差異と、これに基づいて生じた税務署所得更正決定額と農業所得との差異、及び地方税の課税標準の非弾力性等が考えられる。

この表においては明かでないが、同調査による税務署所得更正決定額と農業所得あるいはまた農家総所得との比率は、所得階級別に著しく異なっている。すなわち、農家総所得に対する税務署所得更正決定額の比率は、最低の5万円以下の所得階級においては130%となっており、この比率は所得階級が上昇するにつれて遞減し、最高の30万円超の所得階級においては、50%となっている。このような差異は所得の計算方法の差異にも基くものであるが、同時に、現在用いられている所得標準率は、平均的な農業経営について算定されたものであり、零細規模の農業所得者にとつてはきつく、より大規模な経営を行つているものについては比較的ゆるいように思われる点があるから、この点よりして、所得階級別のアンバランスが生じているのではないとも思われるのである。

このように農家総所得と税務署所得更正決定額との間に差があり、かつこの差が所得階級別に不均斉であるならば、税務署所得決定額を基準として課税された所得税、事業税、住民税等の負担は、農家総所得に対しては相当異つた負担の傾向としてあらわれなければならない。表において、所得階級別に見た場合の租税負担率が不均斉であるのは、一つにはこのような理由に基いている。

さらに、住民税等の場合によく反映されているように、地方税の課税標準は、必ずしも所得額の多少に比例しているとは限らない。たとえば、昭和24年までの住民税は、均等割が20%、資産割、所得割がそれぞれ40%の割合で構成されていた。一般には、高額所得者ほど資産をより多く所有しているから、住民税のこのような構成は、所得に概ね比例するものであるということができよう。しかし、農村の場合には、所得の絶対額が低いだけでなく、その分布も他の個人業主に比してより平等であり、所得の大小や資産の多寡の差も比較的少いと思われるから、低額所得者といえども相当重い負担に耐えなければならないことになる。表に見られる地方税の

第31表 勤労者と農業者における一世帯当り所得と家計消費の比較 (単位円)

Table with 7 columns: 所得階級, 勤 勞 者, 農 業 者, 一 世 帯 当 り 所 得, 一 世 帯 当 り 消 費, 比 率. Rows include 10万円以下, 20万円, 30万円, 30万円超.

(備 考) 第28表及び第30表の備考参照。

逆進的傾向は、このような理由によつても促進されていると思われる。

農業所得者の税負担のこのようなアンバランスは、種々の問題はあるにしても、地方税や公課負担金の負担に多く基因しているということが出来る。この点に地方公共団体、とくに町村の財政の赤裸々な実態が物語られているのではないかと思われる。すなわち、地方自治の拡充により、地方公共団体の行政活動は、以前に比してきわめて広範囲にまでわたるようになった。しかし、劃一的行政によつて、6・3制の実施、自治体警察の設置等が行われなければならない、とくに経済力の貧困な農村地方の町村においては、このような劃一的行政によつて増加した財政支出をまかなうために、その住民は、重い地方税負担と多額にわたる寄附金とに耐えることを余儀なくされたのである。このことは、寄附金等も含めた税負担率が、都会に多い勤労者の場合は13.3%であつたのが、同年の農業者の場合は、19.3%とより高くなつてきていることによつても、裏付けられるところである。

このように相対的に重い税負担は、各所得階級におけるバランスが、マイナスの貯蓄としてあらわれているということによつても裏付けられるように見える。しかしながら、このような家計収支の赤字が存在するというのみをもつて、早急な結論を下すことはできない。何故なれば、それはあるいは所得の絶対的不足により多く基因するかもしれないからである。表によれば、15万円以下の所得階級においては、租税負担額は家計赤字の50%に充たないから、所得の絶対的不足が、より多く赤字の原因になつていっているといえるであろう。そして、かかる階級に属する世帯数は234万戸で、総世帯数の50%をこえており、この点に、零細規模経営と過剰人口とを特色とするわが国の農業の、宿命的な姿があるのではなからうか。

消費水準の差異を比較するために、さきの勤労所得の収支バランスにおける一世帯当り平均所得と家計消費と、農業所得者のこれらの数字とを比較してみた。その結果は次表のとおりである。(第31表)

勤労者の場合、所得階級区分は世帯の総所得ではなく、世帯主の勤め先からの収入を基準としていたから、一世帯当り平均所得は表に見られるとおり、階級区分とは若干符合していない。しかし、勤労者と農業者とを比較すれば、農業者の方が所得の割合に消費支出が大きく、総所得に対する平均消費性向は、いずれの階級においてもきわめて高いことがわかる。(平均消費性向は、さきにも述べたとおり、普通には可処分所得に対する消費の比率として算定される。ここでは比較の便宜上、総所得に対する比率として見たが、農業者の場合は直接個人税負担率がより高いから、可処分所得はより減少するわけで、したがつて平均消費性向はより大きくなるであろう。)C・P・Sの物価地域差指数によれば、物価水準は大都市ほど高く、小都市ほど低くなつていいるから、町村と都市

とでは、前者の方が物価水準は低いと思われる。それにもかかわらず、このように消費が農業者において相対的に大きいのは、世帯の構成が農家ではより大きいということに基因しているといえよう。

したがつて、農家の租税負担は相対的に重く、とくに地方税や公課負担金の負担が重いといえるが、同時に、零細規模経営と過剰人口という相矛盾した二つの性格をもつていいるわが国の農業の宿命的な性格が、このような傾向をより一そう助長していることも見逃がしてはならない。

(ハ) 営業者の税負担

営業者の場合の国民所得と直接個人税負担との関係は、次のとおりである。(第32表)

第32表 国民所得と直接個人税負担との関係 (営業所得) (単位億円)

Table with 10 columns: 年 次, 国民所得 (A), 直 接 個 人 税 負 担 額, 負 担 率. Rows include 昭和22年, 23, 24, 25, 26.

備 考

- (1) 税額は地方税の昭和23年のみは調定額、他は徴収額による。
(2) 昭和22年の事業税の欄の税額は営業税及同附加税である。

この表における営業者総体についての所得税負担率は、相対的にいつて大分低いと思われる。何故なれば、営業者の一人当り平均所得は、勤労者や農業者よりはるかに高いから、累進税率によつてその負担税額は相当に多く、したがつてその負担率も高くなければならないからである。先に第26表において述べたように、営業者の課税額による所得税負担率は高いが、滞納が多く収入歩合は他の業種に比して最も低いから、実際の納税額による負担率はそれほど高くなつていなかつた。この表における税額は、徴収額による実際の負担率であるから、B/Aによつて示される所得税負担率は、比較的低いように感ぜられるわけである。税制改正による大巾な負担軽減があるにもかかわらず、昭和25・26年における所得税負担率が、それほどの低下を示していないのは、営業所得者は比較的一人当り所得が高いものが多く、改正により失格するに至るものが少いことや、高額所得者は、基礎控除額や扶養控除額の引上げによる負担軽減率が相対的に小さいことなどにも基因してはいるが、過去において累積した滞納税額の整理が見込まれている結果、改正による負担軽減の効果が、直ちにあらわれないということに、より多く基因して

正によつて、営業所得者の負担する住民税は、勤労所得者の場合と同様に著しく増加した。すなわち、営業所得者の負担した住民税は、昭和24年においては76億円であつたが、昭和25年には2.7倍の204億円に増加した。同一時期において、勤労所得者の負担した住民税は、71億円より221億円と3.1倍に膨脹し、営業所得者の場合の増加率よりも高くなつていいるが、これは、従前の住民税は均等割の部分が多く、所得割と資産割に重点が置かれて課税されていた結果、資産をより多くもつていいる営業所得者には重く、資産をあまり所有してない勤労所得者の場合は、軽い負担となつていたことに基いていられると思われる。これに対し、地租家屋税(固定資産税)の負担の増加率は、さきにも述べたように、業種による差はあまりないのであるが、営業所得者の場合は、償却資産に対する固定資産税が若干あるから、昭和24年より25年への増加率は3.7倍と、他の業種に比して若干高くなつていいる。

以上の結果を総合すれば、営業所得者の直接個人税負担は昭和22年以降年々増加し、24年には16.8%と最高を示したこと、25年の改正による所得税負担の軽減は、既往年度の滞納税額が多いためあまり明確にあらわれず、逆に住民税・地租家屋税(固定資産税)の大巾な増徴によつて、地方税の負担額は所得税負担額に著しく接近し、総負担率では16.3%と24年の負担率を僅か0.5%下廻るにとどまつたこと、26年においては、所得税・地方税ともに負担率は僅かに減少し、直接

営業所得者の多い都市や町では、事業税その他の税収が相当にあることや、その他の種々の理由に基いて、昭和24年までの住民税は、比較的少い負担で済んでいた。昭和25年の改

個人税の総負担率は、14.9%と微落したこと、等ということになる。

なおこの場合にも、農業所得の場合と同様に、事業収入を得るための必要経費となる公租公課を、如何に比較するかの問題が残されている。

営業所得について国民所得と所得税課税との関係を考察するにあたり注意すべき点は次のとおりである。「非課税、免税所得」は農業者の場合と同様である。

国民所得統計と税務統計における産業分類は、他の業種ではあまり異つていないが、営業所得の場合には、大きな差があるということに注意しなければならない。現在の国民所得統計が依つている産業分類は、日本標準産業分類である。しかし、税務統計の依つている産業分類は、その沿革的理由に基き、標準産業分類とは相当大きな差を有する独特の産業分類である。そしてこの差は、課税上の営業所得には含まれない自由業をめぐつてとくに大きいから、(課税上、自由業は「その他の事業」に含まれ、「営業」には含まれない)この表における両者の有業人員は、必ずしもその範囲を一にしているわけではない。このような産業分類の差異を調整することは、事実上不可能である。

現在国民所得統計の営業所得の算定基礎となつているの

第33表 所得階層別にみた戦前戦後における所得分布の比較(その1)

| 区分 | 昭和10年 | | | | | 昭和24年 | | | | |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | 所得階層 | | 人員 | | 所得 | 所得階層 | | 人員 | | 所得 |
| | 千円超 | 千人 | % | 百万円 | % | 万円超 | 千人 | % | 百万円 | % |
| I | 30 | 4.5 | 0.7 | 320 | 14.2 | 500 | 0.3 | 0.0 | 2,445 | 0.3 |
| II | 5 | 74.8 | 11.0 | 700 | 30.9 | 100 | 9.6 | 0.1 | 15,484 | 1.6 |
| III | 1.2 | 600.0 | 88.3 | 1,243 | 54.9 | 25 | 490.2 | 6.4 | 187,707 | 19.4 |
| IV | — | — | — | — | — | 10 | 2,928.8 | 38.5 | 465,997 | 48.2 |
| V | — | — | — | — | — | 万円以下 | — | — | — | — |
| 計 | — | — | — | — | — | 10 | 4,181.0 | 55.0 | 295,899 | 30.5 |
| | | 679.3 | 100.0 | 2,263 | 100.0 | | 7,609.9 | 100.0 | 967,532 | 100.0 |

備考

- (1) 昭和10年は第三種所得税、昭和24年は申告所得税(源泉分は申告分に含まれるもののみを含む)について算定した。
- (2) 所得階層は、昭和10年に対する昭和24年(暦年)の物価倍率を約200倍と推定し、概ね等価値になるように区分した。経済安定本部の算定によれば、昭和9~11年に対する昭和23暦年の実効物価倍率は156.1倍となつているから、これを昭和23暦年でC・P・Iにリンクすれば昭和24年(暦年)は215.1倍となる。
- (3) 人員は実際納税人員で同居親族を含まない。

第34表 所得階層別にみた戦前戦後における所得分布の比較(その2)

| 区分 | 昭和10年 | | | | | 昭和24年 | | | | | 比率 B/A |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|---------|-------|-----------|
| | 所得階層 | | 人員 | | 所得 | 所得階層 | | 人員 | | 所得 | |
| | (A) | 千円超 | 千人 | % | 百万円 | (B) | 千円超 | 千人 | % | 百万円 | |
| I | 30 | 4.5 | 0.7 | 320 | 14.2 | 1,400 | 5.0 | 0.0 | 12,266 | 1.3 | 46.7 |
| II | 5 | 74.8 | 11.0 | 700 | 30.9 | 480 | 82.5 | 0.1 | 55,760 | 5.8 | 96.0 |
| III | 1.2 | 600.0 | 88.3 | 1,243 | 54.9 | 220 | 661.8 | 8.7 | 197,274 | 20.4 | 183.3 |
| IV | — | — | — | — | — | 85 | 3,430.3 | 45.1 | 482,372 | 49.8 | — |
| V | — | — | — | — | — | 千円以下 | — | — | — | — | — |
| 計 | — | — | — | — | — | 85 | 3,430.3 | 45.1 | 219,860 | 22.7 | — |
| | | 679.3 | 100.0 | 2,263 | 100.0 | | 7,609.9 | 100.0 | 967,532 | 100.0 | — |

備考

- (1) 昭和10年は第三種所得税、昭和24年は申告所得税(源泉分は申告分に含まれるもののみを含む)について算定した。
- (2) 人員は実際納税人員で同居親族を含まない。昭和24年の人員は昭和10年の階層別人員に有業人口の増加率110.3%(経済安定本部国民所得統計による)を乗じて算定した。
- (3) 所得階層は(2)によつて求められた人員に対応するように算定した。

経済安定本部の算定によれば、昭和9~11年に対する昭和23暦年の消費財の実効価格倍率は、156.1倍になることはさきに述べた。この倍率を、昭和23暦年基準のC・P・Iにリンクすれば、昭和24暦年の物価倍率は215.1倍となる。したがつて、この物価倍率を一応の目安として、所得階層を概ね等価値ならしめれば、第33表に見られるとおりの区分となる。

昭和10年当時の第三種所得税における免税点1,200円は、昭和24年の物価に換算すれば約25万円となる。25万円といえば、昭和24年においては、中所得階級の上の部に属している。これ以上の所得者(課税分)の数は、昭和10年においては67万9千人あつたが、昭和24年においては50万人となり、73.6%に減少している。昭和24年の分布は、資料の都合上申告納税分のみに限られ、勤労所得者の分布は勘案されていないが、勤労所得者でも収入24万円以上のもの、及び2ヶ所以上より給与の支払を受けるものや所得の合算があるもので、収入が8万円以上のものは、確定申告書を提出する義務を有し、申告納税することとなつていたので、この25万円以上の所得階層には、勤労所得者も含まれており、昭和10年の場合と異つていない。したがつて、両者を比較するに際しては、このような事情を考慮する必要はなく、高所得階層における昭和24年の人員の減少は、絶対的減少と解して差支えないわけである。

昭和10年において、3万円超の高額所得者は4,500人あり、その所得は320百万円であつた。しかし、昭和24年においては、これと概ね等価値になる500万円超の階級の所得者は僅かに300人で、昭和10年の6.7%にすぎず、その所得も昭和24年の価格で2,445百万円にすぎない。物価騰貴は、両年の間において約200倍となつているから、名目所得の8倍の増加は、実質所得の25分の1への減少を意味している。したがつて最高の所得階級においては、人員は15分の1、そしてその所得は実質的には25分の1に減少しているということになる。

このように、人員の減少率に対して所得の減少率が激しいのは、昭和10年においては、当時の価格で100万円をこえる所得階級のもの数人いたのに比し、これを昭和24年の物価に換算した2億円以上という所得者は、まったく1人もおらないといつたことによつてもよく理解されるところである。

これに反して、これより下の所得階級では、人員の減少率と実質所得の減少率との間には、それほど差はない。すなわち、第IIの階級では、人員は8分の1に減少したのに比して、実質所得は9分の1となつており、また第IIIの階級では人員は1.2分の1に減少したのに比し、その実質所得は1.3分の1に減少しているにすぎない。このような傾向が生ずるのは、これらの階級においては、階級の上限と下限とがきまつているため、等価値に換算した場合の平均所得が、概ね一致していることに基因している。

第33表は、所得階層を等価値ならしめた場合の人員の分布状況を比較したものであるが、これとは逆に、人員を等しく

層別した場合の所得の変動は、第34表に見られるとおりでである。

国民所得統計によれば、昭和10年に対する昭和24年の有業人口の比率は、110.3%となつている。したがつて、総有業人口中に占める比率を同一ならしめるならば、昭和10年のある所得階層においてあつた所得者数は、昭和24年においては、10.3%だけ増加していなければならない。そして、このような人員に対応する所得階層を求め、これを比較してみるならば、所得分布の変動が如何にあつたかが明かとなる。

すなわち、昭和10年における3万円超の所得階級の人員は、4,500人であつた。しかし、総有業人口の自然増加率を加味するならば、昭和24年においては、それは5,000人となつていなければならない。そして、この人員に対応する所得階層は「140万円超」となり、昭和10年の「3万円超」に対して46.7倍となつているわけである。

昭和9~11年に対する24暦年の実効物価倍率は、第8表について述べたように、若干低過ぎると思われるにしてもなお215.1倍となつている。しかるに、同一の人員層に対応する所得階層は、この表において明かなように、最高の階層においては僅かに46.7倍であり、戦前の納税者総数と等しい部分においてすら、183.3倍と僅かに及ばない。しかし、所得は単純に物価の指数ではなく、同時に生産の指数でもある。G・H・Q調の鉱工業生産指数は、昭和7~11年を基準として24暦年平均は77.2であり、9~11年平均基準に換算すれば69.5となるから、物価指数との相乗倍率は149.5倍となる。この所得の増加率は、国全体について見たものであるから、一人当たり所得の平均増加率は、これを有業人口の増加率110.3%で除した135.5倍ということになる。

この一人当たり所得の平均増加率135.5倍を基準とするならば、中所得階級における183.3倍という数字は、相当高いものであるといふことができる。したがつてわれわれは、この表の一般的帰結として次のごとくいいうるのである。

所得を、消費の点を基準としてその購買力で見るならば、所得の増加率は全體的に低く、とくに高所得階級ほどこの傾向は強い。しかし、一人当たり所得の平均増加率を基準としてみるならば、高額所得階級のみが低く、所得階級が低下するにしたがつて、所得の増加率は通増している。したがつて、戦前と戦後とを比較した場合、戦後においては高額所得が著しく減少し、中所得階級及び低所得階級は増加し、所得分布はより平準化したといふことができる。

このように、戦後において高額所得者が相対的に少くなつた原因としては、種々のことが考えられるであろう。しかし、この点について、租税負担がきわめて大きな原因となつてきたことも事実である。昭和22年以降24年までの所得税の税率は、最低20%より最高85%にまで及ぶ急激な累進税率であつたことはさきに述べた。したがつて、高額所得者は、単に従前に比して相対的に高い税を負担しなければならなかつただけではなく(本月報第2号及び第19号、等価値計算による所得税率の変遷参照)資本を蓄積し、所得を拡大再生産することができないほどの、絶対的に高い税を負担しなければ

らなかつた。そして、戦後における高所得者は専業主業者であり、単にこのように高い所得税を負担しなければならなかつただけでなく、さらに、高額な事業税をもあわせて負担しなければならなかつたのである。この点についての計数は「各種所得者の国税及び地方税を通ずる総合負担」として、これまでに、本報に屢々示されたとおりである。

このように重い税負担は、比較的税負担の軽い法人企業への転換としてよくあらわれている。このような個人企業の法人成は、昭和24年まではきわめて多く、そして、個人の高額所得者をさらに一そう減少せしめたのであつた。

所得分布の測定に際して常に問題となるのは、分布の平等度であり、そして、分布の平等度を示すパラメーターとしてよく用いられるのは、バレート係数である。わが国におけるバレート係数は、次のとおりとなつている。(第35表)

第35表 バレート係数の推移

| 年次 | バレート係数 | 年次 | バレート係数 |
|------|--------|----|--------|
| 昭和5年 | 1.66 | 15 | 1.62 |
| 6 | 1.71 | 16 | 1.68 |
| 7 | 1.59 | 17 | 1.70 |
| 8 | 1.60 | 18 | 1.72 |
| 9 | 1.65 | 19 | 1.76 |
| 10 | 1.68 | 20 | 1.78 |
| 11 | 1.66 | 21 | 2.15 |
| 12 | 1.65 | 22 | 2.25 |
| 13 | 1.55 | 23 | 2.39 |
| 14 | 1.59 | 24 | 2.51 |
| | | 25 | 2.25 |

備考 昭和5～14年は第三種所得税、15～21年は総合所得税、22年以降は申告納税分について算定したもので、昭和20年までは汐見教授の算定、以後は当局の算定による。

今日一般に、バレートの法則は「バレート常数 α がより大となればなる程、所得の分配は平等となり、 α がより小となればなる程、より不平等となる」と解されている。しかしながら、バレートがその法則を定立したときは「 α がより大となればなるほど所得分配の不平等は増加し、 α が小となればなるほど不平等は減少する」と、まったく正反対の解釈を行つている。このように正反対の二つの解釈が生ずる理由は、バレートは、所得分配の均斉状態を前提とした故に、 α は不平等の散布度を示すものと解釈したのであるが、 α を一般の測度として用いるためには、バレートのいう意味を逆にして、 α をもつて分配の平等の散布度を示すものとしなければならないという解釈が行われたことに基いている。すなわ

ち、両者の差異は、平等・不平等に関する解釈の相違に帰着するといえよう。

しかしながら、所得分配の不平等度は、度数分布について見れば、ある場合には散布度の大小によつて左右され、またある場合には、その歪度、すなわち非対称度の大小によつて左右されるのであつて、もしも歪度が相等しければ、散布度によつて不平等度を測定することが可能であり、また、もしも散布度が相等しければ、歪度によつてこれを測定することが可能となる。現実の社会における所得の度数分布の比較にあつては、歪度が相等しくして散布度のみの相違するとか、あるいは、散布度が相等しくして歪度のみの相違するということが、もちろんありうるはずがなく、散布度及び歪度の両者がともに相違しているのが常である。しかるに不平等度は、常に両者によつて左右されるから、不平等度は、実際には、散布度のみのによつても、歪度のみのによつても測定しえないのであり、両者を同時に測定しうる方法のみが、これを正しく測定しうるといわなければならない。この点についてバレートの法則は、散布度が大となる場合には、常に歪度も大となることを予想しているから、散布度と歪度とが、それぞれ自由に変化することを認めることは、その法則を否認することにほかならない。したがつて、所得分配の不平等度をバレート線によつて測定するためには、このような与件の分析を前提として必要とするわけである。

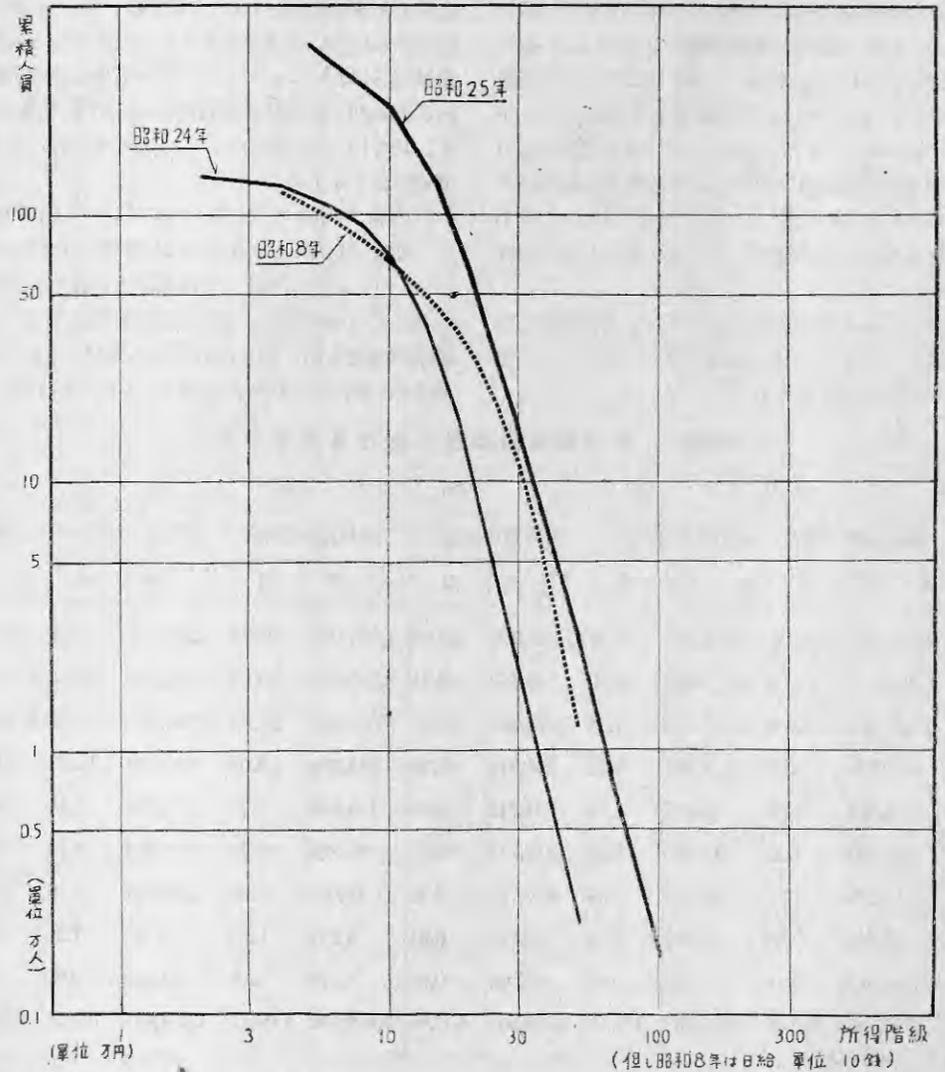
以上のような問題があるにしても、現実の問題として、バレート係数の数値は、所得分配の平等度をよく反映しているといふことができる。第35表によつてみれば、わが国の戦前におけるバレート係数の数値は、1.55～1.70の間を上下しており、とくに大きな変動は示していない。しかし、各年を通じて最低の1.55である昭和13年以後は、数値は年々増加し、昭和17年においては1.70となり、18年は1.72、19年は1.76、終戦の年である20年には1.78となつた。このような所得分配の平等化の原因としては、やはり、戦時経済の特性が最大のものとして挙げられよう。何故なれば、戦時においては、租税負担の増加によつて資本蓄積が阻害され、所得の拡大再生産が困難になるだけでなく、企業は経済統制によつて直接の制約を受け、また、戦時インフレーションその他の戦時経済に特有な経済事情によつて、資産所得は減少し、高額所得者が相対的に低落するのに対し、賃金統制等によつて、低所得階級は相対的に上昇してくるからである。

しかし、所得分配の平準化は、戦後においてとくに著しい。終戦直後の21年においては、バレート係数は2.15となり、しかもその後年々増加し、昭和24年においては2.51という高い数値を示すに至つた。戦前におけるわが国のバレート係数は1.6～1.7程度であり、かつ、「現代の国家において、常数 α は大體1.5前後の値をとることが計算される」というバレートの言葉を思いあわせるならば、戦後における所得分布

の平等化が如何に異常なものであるかがわかるであろう。昭和25年において、所得分配の不平等度は増大した。バレート係数は2.25となり、昭和22年の水準と同一になつている。昭和25年におけるこのような傾向は、経済の安定によつて通常の経済状態に復帰しつつあることを物語るものであろう。そしてこのことは、賃金が、生活給より次第に能率給に切換えられつつあることによつても、裏付けられるところである。

この表における戦後の分は、申告納税分のみについて算定したもので、勤労所得者は、申告納税したもののみが含まれているものであることはさきに述べた。勤労所得のみについてのバレート係数は、資料の都合上、昭和24・25の両年のみしか判明しない。しかし、両年の係数とも、申告納税分に比しては、さらに一そう異常な平等度を示している。(第5図)

第5図 勤労所得のバレート線



すなわち、第5図は、昭和8・24・25年の勤労所得のバレート線である。昭和8年は、労働統計実地調査報告工場の部総数について見たもので、賃金は日給を基準としたものである。昭和24・25年の分は、国税庁の実施した給与所得実態調査結果表によつて見たもので、各年とも暦年間の収入合計額を基準としている。両年の結果表は、参考表として巻末に掲

げてある。図表作成上の理由よりして、昭和8年における所得階級の単位は大巾にずらしてあるから、所得階級を比較するにあつては、この点に注意しなければならない。しかし、われわれが今問題にしている所得分布の平等度は、バレート線が横軸となす角度であるから、座標軸の移動は全然関係ないわけ

である。

昭和8年における賃金分布は、著しく彎曲したパレート線となつてあらわれている。すなわち、第5図に見られるとおり、パレート線は、日給40銭超の階級より緩やかなカーブを描いて1円超の階級にいたり、次第に彎曲度を増し、2円超の階級の附近においては、もつとも彎曲している。

しかし、それよりは、所得階級の上昇につれて彎曲度が弱まり、3円超の階級よりは、ほとんど直線となつてあらわれている。

これに対し、昭和24年における分布は、10万円以下の部分を除くならば、きわめて明確な直線の傾向を示している。そして、昭和25年においては、より低い所得階級においても直線的傾向に接近している。しかし、昭和24年と25年のこのような傾向を比較するに際しては、両年における調査の母集団が異つており、24年は常備使用人30人以上の事業所の被働者のみについてのものであるのに対し、25年は、30人以下の中小企業の被働者をも含んだものであることに、注意しなければならない。

昭和8年と24・25年とを比較した場合には、所得階級については若干問題があるにしても、戦後の分布の方がより平準化しているといふことができよう。

昭和8年のパレート線は、階級全般にわたつて彎曲しているため、われわれは、パレート方程式の算定を断念しなければならず、したがつて、分布の平準化の程度を、計数的に示すことはできなかつた。

昭和24・25両年のパレート線も、低所得階級においては相当彎曲している。したがつて、最小自乗法によりパレート方程式を求めるとあたつては、範囲をいずれの部分に限定するかが問題となる。しかし、さきに第38表に示した戦前のパレート係数は、比較的高い所得階級について算定されたものであることや、戦後のパレート係数は、パレート線が直線をなす部分のみについて算定されたものであること(戦後各年の申告納税分において、パレート線が明確な直線の傾向を示すのは、概ね10万円以上の所得階級においてである。)等を勘案し、10万円以上の部分について最小自乗法により、方程式を算定した。そして

昭和24年 $\log N = 26.6117 - 4.0892 \log x$
 昭和25年 $\log N = 23.7482 - 3.3970 \log x$

但し N は累積人員、x は所得階級を得ることができた。申告納税分についてのパレート係数は昭和24年は2.51、25年は2.25であつた。しかし、勤労所得の場合は、それぞれ4.09、3.40とさらに一そう高くなつている。

第36表 所得税課税前後における所得分布 (単位人)

| 所得階級 | 昭和23年 | | | | 昭和24年 | | | | 昭和25年 | | | |
|-------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|
| | 課税前の分布 | | 課税後の分布 | | 課税前の分布 | | 課税後の分布 | | 課税前の分布 | | 課税後の分布 | |
| | 人員 | % |
| 5万円以下 | 2,219,176 | 29.99 | 2,721,118 | 36.77 | 1,227,308 | 16.13 | 1,821,058 | 23.93 | 256,242 | 5.95 | 293,964 | 6.83 |
| 5万円超 | 3,185,337 | 43.05 | 3,471,840 | 46.92 | 2,953,663 | 38.81 | 3,272,390 | 43.00 | 1,304,200 | 30.31 | 1,471,113 | 34.18 |
| 10 " | 1,135,472 | 15.34 | 878,848 | 11.88 | 1,664,563 | 21.87 | 1,658,896 | 21.80 | 1,348,745 | 31.33 | 1,492,203 | 34.67 |
| 15 " | 421,402 | 5.69 | 201,388 | 2.72 | 805,575 | 10.59 | 614,908 | 8.08 | 674,868 | 15.68 | 603,423 | 14.02 |
| 20 " | 172,804 | 2.34 | 74,396 | 1.01 | 458,712 | 6.03 | 131,658 | 1.73 | 277,509 | 6.45 | 228,543 | 5.31 |
| 25 " | 102,800 | 1.39 | 18,795 | 0.25 | 217,049 | 2.85 | 59,282 | 0.78 | 147,825 | 3.43 | 95,119 | 2.21 |
| 30 " | 115,892 | 1.57 | 28,222 | 0.38 | 207,181 | 2.72 | 46,066 | 0.60 | 205,831 | 4.79 | 102,436 | 2.38 |
| 50 " | 25,843 | 0.35 | 3,684 | 0.05 | 45,932 | 0.61 | 4,212 | 0.06 | 54,362 | 1.26 | 10,760 | 0.25 |
| 70 " | 21,061 | 0.28 | 1,496 | 0.02 | 29,957 | 0.39 | 1,470 | 0.02 | 34,435 | 0.80 | 6,456 | 0.15 |
| 計 | 7,399,787 | 100.00 | 7,399,787 | 100.00 | 7,609,940 | 100.00 | 7,609,940 | 100.00 | 4,304,017 | 100.00 | 4,304,017 | 100.00 |

備考
 (1) 本表は各年の申告納税分につき、所得種類別表によつて算定した。
 (2) 人員は、実際納税人員であるが所得合算のあつた同居親族は差引いている。

戦前のパレート係数の数値やパレートの言葉よりして、戦後の申告納税分についてみた数値が異常に高く、所得配分の平等化が如何に激しいものであるかを述べたが、しかし、

勤労所得についてはこれよりさらに異常に高く、これによつても、現在の勤労所得の分布が、如何に平準化しているかわかるであろう。なお今日の賃金が、生活給より能率給へと

次第に切換えられつつあることは、パレート係数が、昭和24年には、4.09であつたのが、25年においては3.40と減少していることにも反映されているといふことができよう。

(ロ) 所得税課税の所得分布に及ぼす影響

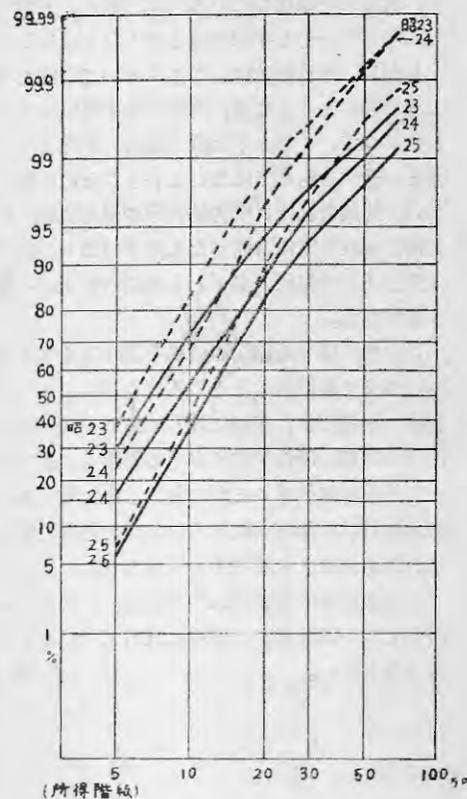
所得の分布に対して所得税の負担が与える影響は、高度の累進税率が用いられているときにおいて、とくに顯著にあらわれる。前項において、われわれは、所得分布が戦後におい

て著しく平準化していることを述べた。このように課税前所得の分布が平準化しているならば、戦前に比してより高度の累進税率がとられていることよりして、所得税課税後の分布は、より一そう平準化していることが考えられる。われわれは、昭和23年以後の申告納税分について、所得税課税前後の分布を測定してみた。その結果、このような推定を計数的に確かめることができた。(第36表、第6図、第7図)

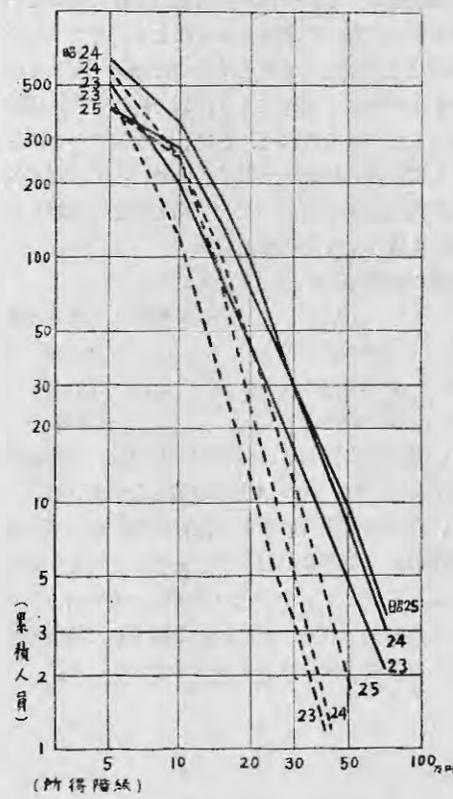
所得税課税前後の所得分布

—— 課税前の分布
 課税後の分布

第6図 デブラ線



第7図 パレート線



すなわち、課税前の所得が50万円以上のものは、

| | 人員 | 納税者総数に対する比率 |
|-------|----------|-------------|
| 昭和23年 | 46,904人 | 0.63% |
| 昭和24年 | 75,889 " | 1.00 " |
| 昭和25年 | 88,797 " | 2.06 " |

であつた。しかし、高度の累進税率により、所得税を負担した後において、なお50万円以上の所得を有するものは

| | 人員 | 納税者総数に対する比率 |
|-------|----------|-------------|
| 昭和23年 | 5,180人 | 0.07% |
| 昭和24年 | 5,682 " | 0.08 " |
| 昭和25年 | 17,216 " | 0.40 " |

と、いずれの年においても激減し、前者に対する後者の比率は、昭和23年は11.0%、24年においては、実に7.5%となつている。このことによつても、当時の累進税率が、如何に急激なものであつたか、そしてまた、地方税の負担をも加えるときは、如何に重い負担が負わされていたかが推察されよう。しかし、シャウブ勧告に基いて、昭和25年の所得税の税率の累進度は著しく調整された。したがつて、課税前の所得50万円超のものうち、19.4%のものは、課税後にもなお50万円以上の所得を所有することができるようになった。名目所得に若干の増加はあるにしても、昭和25年における課税後の所得50万円超の人員は、昭和24年に比して3倍となつてい

るのである。昭和26年においては、さらに控除の引上げと税率の調整が行われたから、このような傾向は、一そう強くなつていられる。

これに反し、課税前の所得が10万円以下のものは、

| | 人員 | 納税者総数に対する比率 |
|-------|-------------|-------------|
| 昭和23年 | 5,404,513人 | 73.04% |
| 昭和24年 | 4,180,971 " | 54.94 " |
| 昭和25年 | 1,560,442 " | 36.26 " |

であつた。昭和25年において人員が急激に減少しているのは、名目所得の増加により、低額所得者の数が減少したことにもよつていられるが、基礎控除が大巾に引上げられたこと、扶養控除が所得控除になり、やはり相当の引上げになつてきたこと、扶養親族の範囲が、従来の年齢による区分ではなくして、所得の有無を基準とすることになつた結果、若しく広範囲に及ぶようになつたこと等により、10万円以下の所得者には、失格するものが多くなつたことに、主な原因があると思われる。とくに、扶養親族数が多く、また、その所得が比較的low額である農業所得者において、失格者の数が激増したことは、さきにも述べたところである。

そして課税後の所得が10万円以下のものは、

| | 人員 | 納税者総数に対する比率 |
|-------|-------------|-------------|
| 昭和23年 | 6,192,958人 | 83.69% |
| 昭和24年 | 5,093,448 " | 66.93 " |
| 昭和25年 | 1,765,077 " | 41.01 " |

となつており、課税前に比して、昭和23・24年は、納税者総数に対する比率において、10%以上の増加となつている。

このように、所得税の課税は著しく高額所得者数を減少せしめ、低額所得者を増加させ、所得の分布をより一そう平等化せしめている。このような平等化の度合は、第7図のパレート線によくあらわれている。われわれの算定した課税前後におけるパレート方程式は、次のとおりとなつている。

☆ ☆ ☆ ☆ ☆

| | |
|----------|------------------------------------|
| 昭和23年課税前 | $\log N = 18.2723 - 2.3873 \log x$ |
| 課税後 | $\log N = 21.5903 - 3.1276 \log x$ |
| 昭和24年課税前 | $\log N = 19.2081 - 2.5109 \log x$ |
| 課税後 | $\log N = 26.1600 - 3.9244 \log x$ |
| 昭和25年課税前 | $\log N = 17.7419 - 2.2489 \log x$ |
| 課税後 | $\log N = 22.4295 - 3.1792 \log x$ |

但し N は累積人員 x は所得階級

すなわち、パレート係数は、昭和23年においては、課税前には2.39であつたのが課税後は3.13となり、24年においては、課税前の2.51が課税後は3.92、25年においては、課税前の2.25が課税後は3.18と、いずれも相当大きく増加しており、異常に平準化している所得分布は、所得税の課税によつて、さらに一そう平準化せしめられていることがわかる。

しかし、われわれは、ここにおいて取扱われた税額はすべて課税額によるもので、実際の納税額によるものではなく、したがつて、このような課税後の分布は、必ずしも実際の分布と一致するものではないということに注意しなければならない。何故なれば、申告納税分の滞納税額がきわめて多いことは、これまでも述べたとおりであり、課税額によるいわば税法上の負担は、必ずしも実際の負担と一致してはいないからである。

この点に関する戦前の資料を算定しえなかつたのは、われわれの深く遺憾とするところである。しかし、戦前における税率の累進度は、戦後に比して著しく緩かであつたから、所得税の課税が所得分布に与える影響も、より小さかつたということを推論することができる。そしてさらに、他の直接個人税の負担をあわせて見るならば、戦前と戦後との間における負担の差はより拡大するであろう。

税負担は年々改善されつつある。しかし、現在われわれが直面している負担は、戦前に比してまだまだ重いといわなければならない。(主税局調査課)

所得税関係統計

1. 所得階級別表

(申告納税分)

| 所得階級 | 番号 | 昭和22年 | | 昭和23年 | | 昭和24年 | |
|---------|----|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|
| | | 人員 | 所得金額 | 人員 | 所得金額 | 人員 | 所得金額 |
| 1 万円以下 | 1 | 411,522 | 3,543,554 | — | — | — | — |
| 1.5 " | 2 | 629,045 | 8,949,588 | — | — | — | — |
| 2 " | 3 | 944,389 | 18,105,417 | 269,886 | 4,841,715 | 118,253 | 2,519,371 |
| 3 " | 4 | 1,499,122 | 41,745,107 | — | — | — | — |
| 4 " | 5 | 1,309,649 | 47,716,682 | 1,148,042 | 39,260,417 | 552,110 | 21,113,171 |
| 5 " | 6 | 983,168 | 45,475,954 | — | — | — | — |
| 7 " | 7 | 754,140 | 46,186,859 | 2,308,921 | 135,999,637 | 1,694,158 | 106,245,284 |
| 9 " | 8 | 359,685 | 30,318,938 | — | — | — | — |
| 10 " | 9 | — | — | 1,677,664 | 144,928,872 | 1,816,450 | 166,021,516 |
| 12 " | 10 | 185,521 | 19,271,749 | — | — | — | — |
| 15 " | 11 | 84,420 | 11,470,234 | 1,135,472 | 140,288,981 | 1,664,563 | 217,018,660 |
| 20 " | 12 | 59,635 | 10,402,118 | 421,402 | 74,679,249 | 805,575 | 143,877,405 |
| 25 " | 13 | 27,621 | 6,312,510 | 206,260 | 46,395,807 | 458,712 | 105,101,345 |
| 30 " | 14 | 17,096 | 4,874,136 | 91,931 | 25,732,841 | 217,049 | 60,247,639 |
| 50 " | 15 | 17,281 | 6,902,962 | 96,066 | 37,725,513 | 207,181 | 83,184,936 |
| 70 " | 16 | — | — | 23,967 | 14,534,441 | 45,932 | 27,577,729 |
| 100 " | 17 | 6,672 | 4,753,121 | 12,175 | 10,167,479 | 20,080 | 16,696,381 |
| 200 " | 18 | — | — | 6,345 | 8,679,335 | 7,911 | 10,664,145 |
| 500 " | 19 | 1,952 | 3,741,563 | 1,460 | 4,194,370 | 1,689 | 4,819,650 |
| 500 万円超 | 20 | — | — | 196 | 1,836,404 | 277 | 2,445,427 |
| 計 | 21 | 7,290,918 | 309,770,493 | 7,399,787 | 689,265,060 | 7,609,940 | 967,532,659 |

2. 所得税申告書

Table with columns for '区', '番号', '昭 和 22 年', '人員', '所得金額', '税 額'. Includes sub-sections for '利配臨時退山讓一' and '事業の内訳'.

源泉課

Table with columns for '区', '番号', '昭 和 22 年', '昭 和 23 年', '人員', '所得金額', '税 額'. Includes sub-sections for '利子所得, 配当所得' and '源泉課税選択'.

額 表 税 分

Table with columns for '昭 和 23 年', '昭 和 24 年', '人員', '所得金額', '税 額'. Includes sub-sections for '人員' and '所得金額'.

税 分

Table with columns for '昭 和 24 年', '昭 和 25 年', '人員 (延)', '所得金額', '税 額'. Includes sub-sections for '人員 (延)' and '所得金額'.

3. 所得種 (昭和14年第)

| 区 分 | 番 号 | 1,200 円 以下 | | 1,200 円 超 | | 1,500 円 超 | | 2,000 円 超 | |
|---------|-----|---------------------|-----------|---------------------|-----------|---------------------|-----------|---------------------|-----------|
| | | 人 員 | 所 得 | 人 員 | 所 得 | 人 員 | 所 得 | 人 員 | 所 得 |
| 不動産所得 | 1 | 188,081 | 46,513 | 187,613 | 54,658 | 196,383 | 72,676 | 172,976 | 83,758 |
| 利子配当所得 | 2 | 100,787 | 16,408 | 110,532 | 20,183 | 123,498 | 29,065 | 113,895 | 37,470 |
| 勤 勞 所 得 | 3 | 418,540 | 247,105 | 341,614 | 227,597 | 297,790 | 224,386 | 209,113 | 192,601 |
| 事 業 所 得 | 4 | | | | | | | | |
| 農 業 所 得 | 5 | 159,181 | 51,826 | 119,724 | 41,079 | 95,605 | 33,537 | 57,792 | 20,160 |
| 營 業 所 得 | 6 | 119,890 | 111,940 | 103,216 | 111,000 | 99,926 | 138,707 | 87,633 | 163,730 |
| その他事業所得 | 7 | 13,629 | 13,164 | 10,918 | 14,372 | 13,273 | 19,805 | 13,403 | 26,287 |
| 小 計 | 8 | 292,700 | 176,930 | 233,858 | 166,451 | 208,804 | 192,049 | 158,828 | 210,177 |
| その他の所得 | 9 | 10,654 | 2,877 | 11,230 | 3,145 | 12,038 | 4,154 | 10,746 | 4,847 |
| 山林の所得 | 10 | 10,423 | 4,779 | 9,706 | 5,797 | 9,559 | 7,428 | 7,839 | 8,619 |
| 合 計 | 11 | 内 76,568 434,046 | 内 494,612 | 内 82,366 363,209 | 内 477,831 | 内 85,696 334,349 | 内 529,758 | 内 68,755 259,625 | 内 537,472 |

| 区 分 | 番 号 | 15,000 円 超 | | 20,000 円 超 | | 30,000 円 超 | | 50,000 円 超 | |
|---------|-----|-------------------|-----------|-------------------|-----------|-------------------|-----------|------------------|-----------|
| | | 人 員 | 所 得 | 人 員 | 所 得 | 人 員 | 所 得 | 人 員 | 所 得 |
| 不動産所得 | 12 | 17,832 | 36,805 | 15,625 | 44,835 | 9,849 | 37,173 | 3,373 | 15,675 |
| 利子配当所得 | 13 | 18,180 | 37,798 | 16,466 | 51,623 | 11,602 | 63,401 | 4,320 | 37,748 |
| 勤 勞 所 得 | 14 | 13,661 | 39,914 | 12,167 | 47,695 | 8,356 | 46,907 | 3,056 | 23,626 |
| 事 業 所 得 | 15 | | | | | | | | |
| 農 業 所 得 | 16 | 1,084 | 501 | 853 | 457 | 367 | 189 | 90 | 40 |
| 營 業 所 得 | 17 | 6,691 | 68,958 | 5,360 | 77,155 | 3,456 | 75,996 | 1,065 | 36,026 |
| その他事業所得 | 18 | 794 | 6,880 | 490 | 5,869 | 205 | 4,012 | 58 | 1,825 |
| 小 計 | 19 | 8,569 | 76,339 | 6,703 | 93,481 | 4,028 | 80,197 | 1,213 | 37,891 |
| その他の所得 | 20 | 1,112 | 1,064 | 801 | 1,285 | 524 | 991 | 190 | 415 |
| 山林の所得 | 21 | 648 | 4,175 | 567 | 4,643 | 400 | 5,201 | 119 | 2,129 |
| 合 計 | 22 | 内 8,163 19,458 | 内 196,095 | 内 7,789 17,367 | 内 233,560 | 内 5,729 11,843 | 内 233,870 | 内 2,079 4,082 | 内 117,485 |

| 区 分 | 番 号 | 300,000 円 超 | | 500,000 円 超 | | 700,000 円 超 | | 1,000,000 円 超 | |
|---------|-----|--------------|----------|-------------|----------|-------------|----------|---------------|----------|
| | | 人 員 | 所 得 | 人 員 | 所 得 | 人 員 | 所 得 | 人 員 | 所 得 |
| 不動産所得 | 23 | 257 | 2,680 | 64 | 372 | 38 | 1,602 | 28 | 254 |
| 利子配当所得 | 24 | 410 | 31,593 | 101 | 12,393 | 110 | 22,152 | 63 | 12,772 |
| 勤 勞 所 得 | 25 | 261 | 9,899 | 73 | 3,140 | 78 | 2,213 | 36 | 640 |
| 事 業 所 得 | 26 | | | | | | | | |
| 農 業 所 得 | 27 | 2 | 0 | 1 | 0 | — | — | — | — |
| 營 業 所 得 | 28 | 46 | 10,034 | 7 | 2,691 | 3 | 1,512 | 7 | 6,073 |
| その他事業所得 | 29 | 4 | 441 | 1 | 2 | — | — | — | — |
| 小 計 | 30 | 52 | 10,475 | 9 | 2,693 | 3 | 1,512 | 7 | 6,073 |
| その他の所得 | 31 | 20 | 300 | 6 | 207 | 7 | 10 | 2 | 0 |
| 山林の所得 | 32 | 7 | 131 | 2 | 24 | 1 | 2 | 1 | 70 |
| 合 計 | 33 | 内 203 348 | 内 55,078 | 内 63 96 | 内 18,830 | 内 57 90 | 内 27,491 | 内 49 59 | 内 19,809 |

類 別 表 (三種所得税)

| 人 員 | 所 得 | 3,000 円 超 | | 5,000 円 超 | | 7,000 円 超 | | 10,000 円 超 | | 番 号 |
|---------------------|-----------|--------------------|-----------|--------------------|-----------|--------------------|-----------|------------|-----|-----|
| | | 人 員 | 所 得 | 人 員 | 所 得 | 人 員 | 所 得 | 人 員 | 所 得 | |
| 183,559 | 122,405 | 77,146 | 69,211 | 55,632 | 67,381 | 36,996 | 63,365 | 1 | | |
| 130,298 | 61,917 | 59,874 | 41,621 | 46,537 | 46,362 | 33,502 | 50,328 | 2 | | |
| 166,271 | 206,960 | 56,831 | 88,337 | 39,355 | 75,271 | 25,086 | 53,997 | 3 | | |
| 40,950 | 14,881 | 11,566 | 3,815 | 6,165 | 2,062 | 3,363 | 1,247 | 4 | | |
| 84,557 | 236,846 | 35,093 | 139,087 | 23,694 | 130,092 | 14,778 | 111,504 | 5 | | |
| 13,689 | 38,919 | 5,555 | 22,152 | 3,344 | 18,289 | 1,931 | 13,402 | 6 | | |
| 139,196 | 290,646 | 52,214 | 165,054 | 33,203 | 150,443 | 20,072 | 126,153 | 7 | | |
| 10,983 | 6,126 | 4,543 | 3,280 | 3,158 | 2,501 | 1,984 | 1,641 | 8 | | |
| 7,825 | 12,299 | 3,127 | 7,348 | 2,149 | 7,341 | 1,497 | 7,372 | 9 | | |
| 内 69,105 237,853 | 内 700,353 | 内 28,736 88,813 | 内 374,851 | 内 21,549 61,718 | 内 349,299 | 内 15,919 40,327 | 内 302,856 | 10 | | |

| 人 員 | 所 得 | 70,000 円 超 | | 100,000 円 超 | | 150,000 円 超 | | 200,000 円 超 | | 番 号 |
|------------------|-----------|------------------|-----------|--------------|----------|--------------|----------|-------------|-----|-----|
| | | 人 員 | 所 得 | 人 員 | 所 得 | 人 員 | 所 得 | 人 員 | 所 得 | |
| 2,070 | 12,616 | 1,369 | 8,889 | 602 | 3,907 | 478 | 4,656 | 12 | | |
| 2,910 | 38,003 | 1,981 | 41,557 | 897 | 27,539 | 690 | 32,136 | 13 | | |
| 2,095 | 23,029 | 1,536 | 22,401 | 600 | 11,647 | 479 | 12,306 | 14 | | |
| 38 | 16 | 23 | 8 | 2 | 1 | 9 | 4 | 15 | | |
| 589 | 30,344 | 348 | 26,940 | 157 | 18,357 | 93 | 13,234 | 16 | | |
| 23 | 722 | 12 | 731 | 8 | 487 | 8 | 489 | 17 | | |
| 650 | 31,082 | 383 | 27,679 | 167 | 18,845 | 110 | 13,727 | 18 | | |
| 124 | 333 | 86 | 323 | 39 | 148 | 39 | 194 | 19 | | |
| 87 | 1,865 | 34 | 995 | 11 | 942 | 24 | 1,050 | 20 | | |
| 内 1,478 2,767 | 内 106,928 | 内 1,020 1,867 | 内 101,844 | 内 477 841 | 内 63,028 | 内 335 620 | 内 64,069 | 21 | | |

| 人 員 | 所 得 | 2,000,000 円 超 | | 3,000,000 円 超 | | 4,000,000 円 超 | | 合 計 | | 番 号 |
|------------|----------|---------------|---------|---------------|---------|------------------------|-------------|-----|-----|-----|
| | | 人 員 | 所 得 | 人 員 | 所 得 | 人 員 | 所 得 | 人 員 | 所 得 | |
| 13 | 58 | 2 | 95 | — | — | — | — | — | 23 | |
| 27 | 21,970 | 4 | 6,856 | 4 | 9,108 | — | — | — | 24 | |
| 17 | 599 | 3 | 352 | 4 | 270 | — | — | — | 25 | |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | 26 | |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | 27 | |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | 28 | |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | 29 | |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | 30 | |
| 3 | 66 | — | — | — | — | — | — | — | 31 | |
| 1 | 1 | — | — | — | — | — | — | — | 32 | |
| 内 11 20 | 内 22,694 | 内 1 3 | 内 7,303 | 内 2 | 内 9,378 | 内 476,148 1,879,403 | 内 5,044,493 | — | 33 | |

4. 所得種

| 区分 | 番号 | 所得金額4万円以下 | | | " 7万円以下 | | | " 10万円以下 | | |
|----------------------|----|-----------|---------|------------|---------|-----------|-------------|----------|-----------|-------------|
| | | 従たる人員 | 主たる人員 | 所得金額 | 従たる人員 | 主たる人員 | 所得金額 | 従たる人員 | 主たる人員 | 所得金額 |
| 営業所得 | 1 | 25,546 | 168,260 | 5,457,414 | 47,201 | 450,275 | 22,521,040 | 58,091 | 510,230 | 41,183,063 |
| 農業所得 | 2 | 139,973 | 355,296 | 11,206,462 | 406,660 | 965,046 | 53,095,965 | 462,541 | 1,059,431 | 81,461,594 |
| その他事業所得 | 3 | 31,256 | 112,091 | 3,577,284 | 65,805 | 242,444 | 13,186,553 | 55,400 | 178,700 | 13,756,197 |
| 原稿、講演、印税、 外交員等の所得 | 4 | 716 | 1,705 | 50,469 | 2,383 | 2,831 | 144,055 | 3,085 | 3,103 | 210,100 |
| 不動産所得 | 5 | 10,111 | 6,357 | 113,187 | 20,480 | 5,604 | 146,939 | 29,424 | 6,978 | 212,236 |
| 利子配当所得 | 6 | 6,086 | 4,147 | 57,451 | 12,640 | 2,614 | 58,475 | 23,370 | 3,156 | 105,121 |
| 臨時配当所得 | 7 | 314 | 336 | 6,908 | 182 | 135 | 5,464 | 129 | 75 | 3,361 |
| 給与所得 | 8 | 35,173 | 79,343 | 2,487,519 | 106,757 | 269,484 | 12,439,661 | 187,579 | 430,760 | 26,943,863 |
| 退職所得 | 9 | 2,859 | 5,015 | 136,796 | 6,969 | 5,050 | 284,201 | 13,837 | 8,184 | 543,724 |
| 山林所得 | 10 | 5,023 | 3,550 | 93,160 | 14,426 | 5,960 | 283,869 | 21,100 | 6,715 | 426,926 |
| 譲渡所得 | 11 | 4,399 | 5,634 | 166,869 | 6,878 | 6,317 | 340,112 | 19,016 | 6,263 | 511,565 |
| 一時所得 | 12 | 502 | 544 | 12,636 | 1,534 | 586 | 30,635 | 1,832 | 856 | 61,748 |
| その他の所得 | 13 | 5,472 | 8,445 | 266,386 | 12,644 | 12,026 | 708,316 | 12,358 | 9,206 | 602,015 |
| 合計 | 14 | 267,402 | 750,723 | 23,632,542 | 704,559 | 1,968,372 | 106,245,284 | 878,762 | 2,223,657 | 166,021,516 |

| 区分 | 番号 | " 30万円以下 | | | " 50万円以下 | | | " 70万円以下 | | | " 100万円以上 |
|----------------------|----|----------|---------|------------|----------|---------|------------|----------|--------|------------|-----------|
| | | 従たる人員 | 主たる人員 | 所得金額 | 従たる人員 | 主たる人員 | 所得金額 | 従たる人員 | 主たる人員 | 所得金額 | |
| 営業所得 | 15 | 7,441 | 122,754 | 32,095,891 | 7,087 | 140,618 | 52,392,643 | 1,660 | 34,584 | 19,978,928 | 716 |
| 農業所得 | 16 | 18,906 | 29,307 | 5,790,334 | 14,220 | 15,267 | 3,852,755 | 3,645 | 1,448 | 407,668 | 1,699 |
| その他事業所得 | 17 | 2,628 | 14,295 | 3,311,989 | 1,370 | 13,491 | 4,690,051 | 365 | 3,624 | 1,977,357 | 183 |
| 原稿、講演、印税、 外交員等の所得 | 18 | 438 | 704 | 103,221 | 366 | 384 | 99,797 | 122 | 172 | 48,587 | 56 |
| 不動産所得 | 19 | 9,274 | 1,556 | 92,517 | 9,193 | 1,946 | 113,798 | 2,941 | 456 | 48,328 | 1,361 |
| 利子配当所得 | 20 | 18,916 | 4,416 | 159,106 | 19,428 | 3,598 | 223,354 | 7,139 | 1,321 | 103,237 | 3,481 |
| 臨時配当所得 | 21 | 205 | 60 | 3,789 | 200 | 77 | 5,274 | 133 | 44 | 3,076 | 75 |
| 給与所得 | 22 | 53,436 | 103,013 | 17,587,406 | 58,836 | 87,707 | 20,420,168 | 7,763 | 13,330 | 4,620,965 | 3,353 |
| 退職所得 | 23 | 3,791 | 1,455 | 310,923 | 2,623 | 1,031 | 364,615 | 544 | 204 | 95,732 | 179 |
| 山林所得 | 24 | 2,453 | 787 | 159,102 | 1,628 | 574 | 163,622 | 437 | 169 | 90,777 | 220 |
| 譲渡所得 | 25 | 3,811 | 2,580 | 309,868 | 4,053 | 1,894 | 353,579 | 1,239 | 403 | 146,581 | 705 |
| 一時所得 | 26 | 222 | 92 | 10,947 | 201 | 52 | 14,190 | 103 | 61 | 7,166 | 19 |
| その他の所得 | 27 | 1,086 | 635 | 312,547 | 764 | 523 | 491,089 | 220 | 135 | 49,327 | 116 |
| 合計 | 28 | 122,607 | 281,664 | 60,247,639 | 119,969 | 267,162 | 83,184,936 | 26,311 | 55,931 | 27,577,729 | 12,163 |

類別表

(昭和24年申告納税分) (単位、人員……人、所得金額……千円)

| 番号 | " 15万円以下 | | | " 20万円以下 | | | " 22万円以下 | | | " 25万円以下 | | |
|----|----------|-----------|-------------|----------|-----------|-------------|----------|---------|------------|----------|---------|------------|
| | 従たる人員 | 主たる人員 | 所得金額 | 従たる人員 | 主たる人員 | 所得金額 | 従たる人員 | 主たる人員 | 所得金額 | 従たる人員 | 主たる人員 | 所得金額 |
| 1 | 49,056 | 522,550 | 62,559,783 | 28,692 | 324,660 | 53,260,170 | 11,684 | 100,569 | 19,761,216 | 8,391 | 117,474 | 26,008,387 |
| 2 | 372,926 | 832,433 | 89,975,006 | 158,211 | 296,008 | 42,898,815 | 34,686 | 56,913 | 9,591,035 | 28,170 | 45,387 | 8,066,176 |
| 3 | 38,614 | 122,224 | 12,833,541 | 13,342 | 52,227 | 7,400,391 | 3,210 | 15,408 | 2,665,846 | 2,738 | 15,464 | 2,793,022 |
| 4 | 3,566 | 2,982 | 291,972 | 1,756 | 1,512 | 176,041 | 580 | 759 | 80,059 | 557 | 633 | 98,837 |
| 5 | 35,242 | 8,229 | 264,926 | 25,258 | 6,047 | 160,247 | 10,219 | 2,988 | 129,316 | 9,278 | 2,297 | 86,047 |
| 6 | 35,984 | 6,190 | 177,469 | 31,458 | 4,927 | 176,002 | 16,045 | 3,264 | 93,702 | 18,484 | 4,027 | 142,136 |
| 7 | 246 | 116 | 4,204 | 223 | 41 | 2,908 | 190 | 66 | 2,446 | 180 | 66 | 2,532 |
| 8 | 249,041 | 625,986 | 48,289,385 | 159,611 | 381,212 | 37,836,311 | 57,739 | 126,689 | 15,312,931 | 56,899 | 127,417 | 18,481,590 |
| 9 | 19,324 | 10,517 | 884,196 | 13,952 | 7,142 | 796,216 | 5,346 | 2,326 | 344,602 | 4,884 | 1,653 | 311,810 |
| 10 | 18,865 | 6,107 | 463,369 | 10,315 | 3,206 | 355,448 | 4,192 | 1,355 | 170,838 | 2,862 | 1,141 | 172,939 |
| 11 | 11,569 | 6,718 | 652,275 | 9,547 | 5,023 | 540,913 | 4,440 | 2,282 | 258,239 | 3,938 | 2,503 | 267,545 |
| 12 | 2,354 | 738 | 51,740 | 1,001 | 284 | 29,269 | 438 | 147 | 14,067 | 349 | 149 | 15,895 |
| 13 | 7,200 | 7,538 | 570,793 | 6,577 | 2,470 | 244,674 | 1,551 | 1,480 | 120,404 | 1,511 | 851 | 109,729 |
| 合計 | 843,987 | 2,152,328 | 217,018,660 | 459,853 | 1,084,759 | 143,877,405 | 150,280 | 314,246 | 48,544,700 | 138,241 | 319,062 | 56,556,645 |

| 番号 | 100万円以下 | | | " 200万円以下 | | | " 500万円以下 | | | " 500万円超 | | | 合計 | |
|----|---------|-----------|-------|-----------|------------|-------|-----------|-----------|------|----------|-----------|-----------|-----------|-------------|
| | 主たる人員 | 従たる人員 | 所得金額 | 主たる人員 | 従たる人員 | 所得金額 | 主たる人員 | 従たる人員 | 所得金額 | 主たる人員 | 従たる人員 | 所得金額 | | |
| 15 | 16,104 | 3,073,384 | 302 | 6,140 | 8,042,576 | 104 | 1,329 | 3,631,277 | 19 | 193 | 1,792,236 | 245,990 | 2,515,740 | 364,758,009 |
| 16 | 418 | 137,490 | 694 | 132 | 59,574 | 170 | 50 | 11,623 | 20 | 2 | 698 | 1,642,521 | 3,657,139 | 306,555,193 |
| 17 | 1,680 | 1,321,298 | 52 | 848 | 1,106,064 | 16 | 186 | 542,249 | 2 | 27 | 273,712 | 214,981 | 772,709 | 69,435,556 |
| 18 | 77 | 34,198 | 21 | 22 | 21,882 | 7 | 6 | 14,323 | — | — | — | 13,653 | 14,890 | 1,373,539 |
| 19 | 207 | 35,819 | 777 | 92 | 30,720 | 209 | 30 | 20,282 | 34 | 6 | 18,342 | 163,801 | 42,903 | 1,472,702 |
| 20 | 656 | 78,800 | 1,599 | 370 | 86,082 | 448 | 103 | 54,812 | 124 | 38 | 36,376 | 195,175 | 38,827 | 1,552,124 |
| 21 | 34 | 3,350 | 22 | 35 | 1,049 | 21 | 1 | 6,111 | 6 | — | 432 | 2,126 | 1,086 | 50,905 |
| 22 | 4,154 | 1,765,161 | 1,586 | 1,650 | 1,085,548 | 418 | 309 | 348,617 | 64 | 47 | 99,448 | 978,255 | 2,251,101 | 207,718,574 |
| 23 | 64 | 34,213 | 44 | 11 | 10,215 | 14 | 7 | 8,497 | 7 | 7 | 5,910 | 74,373 | 42,666 | 4,131,651 |
| 24 | 121 | 66,466 | 111 | 44 | 54,309 | 34 | 20 | 46,480 | 4 | 2 | 14,965 | 81,670 | 29,751 | 2,552,271 |
| 25 | 202 | 110,797 | 376 | 163 | 151,006 | 125 | 67 | 139,339 | 22 | 25 | 194,736 | 60,988 | 40,074 | 4,143,425 |
| 26 | 7 | 3,911 | 12 | 8 | 6,263 | 4 | — | 525 | 2 | — | 106 | 8,573 | 3,524 | 259,099 |
| 27 | 72 | 31,494 | 43 | 16 | 8,855 | 19 | 9 | 5,513 | — | 2 | 8,468 | 49,561 | 43,408 | 3,529,611 |
| 合計 | 23,796 | 6,696,381 | 5,639 | 9,531 | 10,664,145 | 1,589 | 2,117 | 4,819,650 | 304 | 349 | 2,445,427 | 4,731,667 | 9,453,717 | 967,532,659 |

5. 給 與 所 得 実

昭 和

| 所得階級 | 番 号 | 扶 養 | | | | | | | | 親 族数 | 番 号 | | |
|--------|--------|---------|------------|---------|------------|---------|------------|---------|------------|---------|------------|-----------|----|
| | | 0 人 | | 1 人 | | 2 人 | | 3 人 | | | | | |
| | | 人 員 | 所 得 | 人 員 | 所 得 | 人 員 | 所 得 | 人 員 | 所 得 | | | | |
| 2 万円以下 | 1 | 10,638 | 129,802 | 1,071 | 12,938 | 469 | 5,372 | 432 | 5,061 | 432 | 5,061 | 6,290 | 1 |
| 2 万円超 | 2 | 86,166 | 2,847,771 | 8,642 | 285,735 | 2,540 | 83,799 | 1,595 | 52,598 | 1,595 | 52,598 | 28,042 | 2 |
| 4 " | 3 | 165,039 | 8,321,015 | 23,985 | 1,204,724 | 8,788 | 443,341 | 5,317 | 267,989 | 5,317 | 267,989 | 86,281 | 3 |
| 6 " | 4 | 135,877 | 9,478,142 | 20,901 | 1,456,100 | 18,504 | 1,289,449 | 11,965 | 833,760 | 11,965 | 833,760 | 165,761 | 4 |
| 8 " | 5 | 86,718 | 7,786,615 | 25,487 | 2,289,879 | 29,159 | 2,620,434 | 20,095 | 1,806,153 | 20,095 | 1,806,153 | 272,922 | 5 |
| 10 " | 6 | 48,267 | 5,523,567 | 23,797 | 2,650,858 | 34,769 | 3,847,384 | 27,454 | 3,031,153 | 27,454 | 3,031,153 | 364,886 | 6 |
| 12 " | 7 | 24,471 | 3,214,163 | 18,590 | 2,437,696 | 30,631 | 4,024,508 | 28,715 | 3,772,731 | 28,715 | 3,772,731 | 401,821 | 7 |
| 14 " | 8 | 11,127 | 1,659,789 | 11,692 | 1,743,696 | 21,946 | 3,272,489 | 23,258 | 3,468,009 | 23,258 | 3,468,009 | 371,026 | 8 |
| 16 " | 9 | 4,696 | 794,869 | 7,242 | 1,226,290 | 14,223 | 2,408,117 | 16,309 | 2,761,230 | 16,309 | 2,761,230 | 294,581 | 9 |
| 18 " | 10 | 1,955 | 369,786 | 4,212 | 797,062 | 8,710 | 1,647,734 | 10,901 | 2,062,061 | 10,901 | 2,062,061 | 209,824 | 10 |
| 20 " | 11 | 1,489 | 329,277 | 5,060 | 1,118,877 | 10,339 | 2,285,043 | 13,199 | 2,916,265 | 13,199 | 2,916,265 | 284,465 | 11 |
| 25 " | 12 | 268 | 72,528 | 1,576 | 426,330 | 3,090 | 835,957 | 4,376 | 1,183,038 | 4,376 | 1,183,038 | 104,089 | 12 |
| 30 " | 13 | 69 | 22,102 | 672 | 215,665 | 1,173 | 376,640 | 1,574 | 505,232 | 1,574 | 505,232 | 37,007 | 13 |
| 35 " | 14 | 50 | 18,624 | 305 | 113,537 | 520 | 193,578 | 697 | 259,434 | 697 | 259,434 | 16,256 | 14 |
| 40 " | 15 | 36 | 15,804 | 315 | 138,041 | 531 | 233,110 | 736 | 323,189 | 736 | 323,189 | 14,110 | 15 |
| 50 " | 16 | 40 | 22,779 | 207 | 117,480 | 272 | 154,691 | 299 | 169,457 | 299 | 169,457 | 6,655 | 16 |
| 70 " | 17 | 8 | 6,374 | 113 | 90,825 | 75 | 60,188 | 54 | 43,690 | 54 | 43,690 | 1,051 | 17 |
| 100 " | 18 | — | — | 29 | 37,330 | 18 | 24,392 | 9 | 10,808 | 9 | 10,808 | 140 | 18 |
| 計 | 19 | 576,914 | 40,613,007 | 153,896 | 16,363,054 | 185,757 | 23,806,224 | 166,985 | 23,471,956 | 166,985 | 23,471,956 | 2,665,207 | 19 |

昭 和

| 所得階級 | 番 号 | 扶 養 | | | | | | | | 親 族数 | 番 号 | | |
|--------|--------|-----------|---------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|--------|-----|
| | | 0 人 | | 1 人 | | 2 人 | | 3 人 | | | | 4 人 | |
| | | 人 員 | 所 得 | 人 員 | 所 得 | 人 員 | 所 得 | 人 員 | 所 得 | | | 人 員 | 所 得 |
| 5 万円以下 | 20 | 654,313 | 24,354 | 62,472 | 2,437 | 45,252 | 1,903 | 32,448 | 1,342 | 18,214 | 766 | 9,424 | 20 |
| 5 万円超 | 21 | 984,656 | 74,407 | 167,454 | 12,832 | 212,259 | 16,602 | 169,271 | 13,341 | 115,203 | 9,424 | 18,570 | 21 |
| 10 " | 22 | 315,318 | 37,765 | 139,002 | 17,183 | 215,763 | 27,192 | 194,448 | 24,325 | 148,411 | 21,103 | 21,103 | 22 |
| 15 " | 23 | 69,291 | 12,224 | 66,530 | 11,460 | 117,168 | 20,061 | 133,237 | 23,523 | 121,799 | 21,103 | 21,103 | 23 |
| 20 " | 24 | 17,134 | 3,912 | 33,595 | 7,828 | 68,684 | 16,273 | 88,558 | 20,992 | 90,294 | 21,452 | 21,452 | 24 |
| 30 " | 25 | 3,083 | 1,290 | 7,338 | 2,674 | 16,970 | 6,121 | 23,805 | 8,673 | 28,734 | 10,583 | 10,583 | 25 |
| 50 " | 26 | 299 | 187 | 1,246 | 702 | 2,429 | 1,442 | 3,062 | 1,747 | 3,864 | 2,259 | 2,259 | 26 |
| 70 " | 27 | 192 | 162 | 304 | 257 | 533 | 428 | 844 | 673 | 959 | 743 | 743 | 27 |
| 100 " | 28 | 81 | 96 | 235 | 292 | 268 | 352 | 182 | 233 | 253 | 340 | 340 | 28 |
| 200 " | 29 | 156 | 731 | 32 | 102 | 23 | 205 | 14 | 35 | 20 | 57 | 57 | 29 |
| 計 | 30 | 2,044,523 | 155,128 | 478,208 | 55,767 | 679,349 | 90,579 | 645,869 | 94,883 | 527,751 | 85,295 | 85,295 | 30 |

態 調 査 結 果 表

24 年

| 族 数 | | | | | | | | 總扶養 親族数 | 番 号 |
|---------|------------|--------|------------|--------|------------|-----------|-------------|------------|--------|
| 4 人 | | 5 人 | | 6 人以上 | | 合 計 | | | |
| 人 員 | 所 得 | 人 員 | 所 得 | 人 員 | 所 得 | 人 員 | 所 得 | | |
| 237 | 2,731 | 203 | 2,445 | 149 | 1,685 | 13,199 | 160,035 | 6,290 | 1 |
| 1,124 | 37,064 | 485 | 15,988 | 415 | 13,651 | 100,967 | 3,336,606 | 28,042 | 2 |
| 3,217 | 162,276 | 1,598 | 80,571 | 1,261 | 63,467 | 209,205 | 10,543,382 | 86,281 | 3 |
| 7,676 | 534,961 | 3,979 | 277,333 | 3,367 | 234,741 | 202,269 | 14,104,486 | 165,761 | 4 |
| 13,004 | 1,168,962 | 7,521 | 676,142 | 6,096 | 548,064 | 188,080 | 16,896,240 | 272,922 | 5 |
| 18,763 | 2,068,622 | 10,927 | 1,204,151 | 9,240 | 1,018,131 | 173,217 | 19,343,866 | 364,886 | 6 |
| 21,672 | 2,850,772 | 13,797 | 1,820,239 | 12,422 | 1,644,648 | 150,298 | 19,764,756 | 401,821 | 7 |
| 20,279 | 3,023,490 | 14,040 | 2,092,752 | 14,535 | 2,165,816 | 116,877 | 17,426,041 | 371,026 | 8 |
| 15,355 | 2,599,570 | 12,206 | 2,066,114 | 13,360 | 2,260,686 | 83,391 | 14,116,877 | 294,581 | 9 |
| 10,729 | 2,029,359 | 8,707 | 1,646,634 | 10,626 | 2,008,845 | 55,840 | 10,561,482 | 209,824 | 10 |
| 14,246 | 3,146,433 | 12,044 | 2,659,054 | 15,729 | 3,469,787 | 72,106 | 15,924,737 | 284,465 | 11 |
| 5,183 | 1,400,519 | 4,572 | 1,234,740 | 6,294 | 1,698,212 | 25,359 | 6,851,324 | 104,089 | 12 |
| 1,910 | 612,883 | 1,758 | 563,969 | 2,111 | 676,924 | 9,267 | 2,973,417 | 37,007 | 13 |
| 988 | 367,856 | 774 | 288,270 | 885 | 328,931 | 4,219 | 1,570,231 | 16,256 | 14 |
| 734 | 322,333 | 711 | 312,119 | 787 | 345,412 | 3,850 | 1,690,007 | 14,110 | 15 |
| 344 | 193,984 | 381 | 213,959 | 367 | 207,763 | 1,910 | 1,080,113 | 6,655 | 16 |
| 28 | 22,206 | 27 | 21,602 | 67 | 53,791 | 372 | 298,677 | 1,051 | 17 |
| 7 | 8,901 | — | — | 5 | 6,252 | 68 | 87,684 | 140 | 18 |
| 135,496 | 20,552,921 | 93,730 | 15,176,082 | 97,716 | 16,746,806 | 1,410,494 | 156,729,961 | 2,665,207 | 19 |

25 年

| 族 数 | | | | | | | | 總扶養 親族数 | 番 号 | | |
|---------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|------------|---------|------------|----|
| 5 人 | | 6 人 | | 7 人 | | 8 人以上 | | | | 合 計 | |
| 人 員 | 所 得 | 人 員 | 所 得 | 人 員 | 所 得 | 人 員 | 所 得 | 人 員 | 所 得 | | |
| 9,343 | 377 | 3,457 | 256 | 3,259 | 168 | 1,926 | 61 | 833,684 | 31,665 | 441,246 | 20 |
| 65,859 | 5,287 | 32,590 | 2,606 | 13,154 | 1,055 | 7,536 | 584 | 1,767,982 | 136,138 | 2,211,476 | 21 |
| 98,527 | 12,443 | 55,892 | 7,027 | 21,893 | 2,799 | 10,425 | 1,700 | 1,199,679 | 149,002 | 2,786,066 | 22 |
| 90,951 | 15,837 | 52,001 | 9,009 | 25,207 | 4,388 | 12,998 | 2,299 | 689,182 | 119,903 | 2,240,254 | 23 |
| 74,646 | 17,904 | 47,293 | 11,369 | 23,850 | 5,988 | 15,729 | 3,766 | 459,783 | 109,483 | 1,774,237 | 24 |
| 124,898 | 9,063 | 17,953 | 6,544 | 10,234 | 3,756 | 4,947 | 1,769 | 137,962 | 50,474 | 597,001 | 25 |
| 3,466 | 2,006 | 2,704 | 1,540 | 1,657 | 946 | 946 | 558 | 19,673 | 11,382 | 84,519 | 26 |
| 896 | 701 | 525 | 422 | 265 | 216 | 250 | 199 | 4,765 | 3,800 | 19,555 | 27 |
| 168 | 207 | 164 | 191 | 47 | 66 | 11 | 15 | 1,409 | 1,793 | 4,621 | 28 |
| 27 | 98 | 3 | 8 | 1 | 3 | 9 | 27 | 285 | 1,266 | 439 | 29 |
| 368,778 | 63,923 | 215,592 | 38,973 | 99,567 | 19,385 | 54,777 | 10,977 | 5,114,404 | 614,911 | 10,159,414 | 30 |

6. 業種別規模別

| 業種別 | 番号 | 使用人10人以下 の事業所の被備者 | | " 30人以下 " | | " 100人以下 " | |
|--------------|----|----------------------|-------|-----------|-------|------------|-------|
| | | 人員 | 平均給与 | 人員 | 平均給与 | 人員 | 平均給与 |
| | | | | | | | |
| 1. 農林水産業 | 1 | 34,188 | 62.9 | 32,547 | 67.7 | 22,581 | 74.9 |
| 2. 石炭鉱業 | 2 | — | — | 4,894 | 116.7 | 8,636 | 155.2 |
| 3. その他の鉱業 | 3 | 6,006 | 92.0 | 7,739 | 104.3 | 10,267 | 204.1 |
| 4. 建設工業 | 4 | 57,519 | 87.0 | 52,007 | 95.1 | 49,773 | 107.6 |
| 5. 食料品工業 | 5 | 45,507 | 80.6 | 60,598 | 99.7 | 40,112 | 110.9 |
| 6. 紡織工業 | 6 | 35,805 | 58.2 | 33,343 | 57.0 | 74,426 | 69.6 |
| 7. 一般製造工業 | 7 | 193,116 | 65.3 | 183,446 | 77.7 | 193,410 | 93.0 |
| 8. 化学工業 | 8 | 13,629 | 99.3 | 23,614 | 133.0 | 46,351 | 133.2 |
| 9. 金属機械工業 | 9 | 60,060 | 80.0 | 79,034 | 97.0 | 113,258 | 120.9 |
| 10. 一般卸小売業 | 10 | 235,613 | 97.5 | 138,495 | 114.9 | 68,199 | 175.8 |
| 11. 飲食店業 | 11 | 6,930 | 47.6 | 3,697 | 78.8 | 4,283 | 124.7 |
| 12. 金融保険不動産業 | 12 | 48,279 | 124.6 | 92,121 | 130.5 | 75,170 | 183.0 |
| 13. その他 | 13 | 164,010 | 74.7 | 160,173 | 90.6 | 160,445 | 126.0 |
| 14. 不詳 | 14 | — | — | 57 | 23.9 | — | — |
| 合計 | 15 | 900,662 | 81.9 | 871,765 | 96.7 | 866,911 | 120.5 |

7. 所得階級別経営規模

| 所得階級 | 番号 | 使用人10人以下 の事業所の被備者 | | " 30人以下 " | | " 100人以下 " | |
|--------|----|----------------------|------------|-----------|------------|------------|-------------|
| | | 人員 | 所得 | 人員 | 所得 | 人員 | 所得 |
| | | | | | | | |
| 5万円以下 | 16 | 295,628 | 10,538,723 | 226,346 | 8,383,079 | 144,975 | 6,397,560 |
| 10 " | 17 | 372,372 | 27,279,252 | 354,430 | 26,712,504 | 318,100 | 24,821,022 |
| 15 " | 18 | 144,656 | 17,392,914 | 165,407 | 20,033,809 | 201,928 | 24,995,292 |
| 20 " | 19 | 53,361 | 9,525,978 | 65,209 | 11,636,165 | 103,062 | 17,663,515 |
| 30 " | 20 | 27,489 | 6,519,975 | 42,050 | 9,999,434 | 64,903 | 15,867,184 |
| 50 " | 21 | 6,930 | 2,400,090 | 15,301 | 5,561,913 | 26,888 | 10,262,432 |
| 70 " | 22 | 231 | 130,746 | 2,333 | 1,337,719 | 5,634 | 3,191,037 |
| 100 " | 23 | — | — | 513 | 385,100 | 1,165 | 935,763 |
| 200 " | 24 | — | — | 171 | 213,546 | 256 | 314,420 |
| 200万円超 | 25 | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | 26 | 900,667 | 73,787,678 | 871,760 | 84,263,269 | 866,911 | 104,448,225 |
| 平均 | 27 | — | 81.9 | — | — | 96.7 | 120.5 |

の人員及び所得

(昭和25年給与所得実態調査結果表)

| 人員 | 平均給与 | " 1,000人以下 " | | " 1,000人超 " | | 合計 | | 番号 |
|-----------|-------|--------------|-------|-------------|-------|-----------|-------|----|
| | | 人員 | 平均給与 | 人員 | 平均給与 | 人員 | 平均給与 | |
| 9,458 | 131.3 | 32 | 90.1 | 3,495 | 162.6 | 102,301 | 76.8 | 1 |
| 28,043 | 120.2 | 33,456 | 124.6 | 235,690 | 132.3 | 310,719 | 130.7 | 2 |
| 22,153 | 115.6 | 10,835 | 126.1 | 36,293 | 130.9 | 93,293 | 130.0 | 3 |
| 30,495 | 139.2 | 547 | 135.1 | 508 | 97.4 | 190,849 | 103.1 | 4 |
| 28,255 | 145.7 | 5,690 | 149.5 | 2,616 | 170.2 | 182,778 | 107.1 | 5 |
| 117,723 | 79.3 | 35,988 | 108.4 | 148,962 | 103.0 | 446,247 | 84.6 | 6 |
| 172,062 | 127.1 | 36,575 | 150.1 | 145,531 | 162.2 | 924,140 | 103.7 | 7 |
| 123,887 | 161.2 | 24,509 | 146.1 | 139,604 | 148.6 | 371,594 | 147.9 | 8 |
| 138,583 | 146.1 | 54,918 | 140.1 | 270,751 | 168.2 | 716,604 | 139.0 | 9 |
| 38,350 | 157.7 | 9,548 | 168.8 | 14,761 | 185.5 | 504,966 | 121.3 | 10 |
| 2,799 | 121.1 | — | — | 3 | 378.3 | 17,712 | 84.4 | 11 |
| 39,955 | 189.9 | 12,905 | 217.0 | 8,871 | 214.3 | 277,301 | 159.0 | 12 |
| 315,712 | 145.9 | 60,257 | 157.9 | 115,242 | 152.0 | 975,839 | 123.0 | 13 |
| — | — | — | — | 4 | 227.8 | 61 | 37.3 | 14 |
| 1,067,475 | 137.7 | 285,260 | 143.9 | 1,122,331 | 146.5 | 5,114,404 | 120.2 | 15 |

模別の人員及び所得

(昭和25年給与所得実態調査結果表)

| 人員 | 所得 | " 1,000人以下 " | | " 1,000人超 " | | 合計 | | 番号 |
|-----------|-------------|--------------|------------|-------------|-------------|-----------|-------------|----|
| | | 人員 | 所得 | 人員 | 所得 | 人員 | 所得 | |
| 118,968 | 4,656,503 | 10,866 | 472,677 | 36,877 | 2,181,135 | 833,660 | 32,629,677 | 16 |
| 304,947 | 24,064,975 | 88,907 | 6,834,541 | 329,777 | 26,467,164 | 1,768,533 | 136,179,458 | 17 |
| 284,339 | 36,067,944 | 82,403 | 10,330,347 | 320,748 | 40,191,772 | 1,199,481 | 149,012,078 | 18 |
| 190,468 | 32,959,784 | 53,540 | 9,345,830 | 223,506 | 38,772,131 | 689,146 | 119,903,403 | 19 |
| 121,062 | 28,594,923 | 37,076 | 8,793,433 | 167,161 | 39,708,998 | 459,741 | 109,483,947 | 20 |
| 38,548 | 14,210,154 | 10,260 | 3,735,269 | 39,921 | 14,271,559 | 137,848 | 50,441,417 | 21 |
| 6,545 | 3,808,201 | 1,553 | 919,587 | 3,392 | 1,944,368 | 19,688 | 11,331,658 | 22 |
| 1,818 | 1,475,789 | 514 | 430,114 | 760 | 573,684 | 4,770 | 3,800,450 | 23 |
| 692 | 892,457 | 128 | 158,991 | 169 | 214,363 | 1,416 | 1,793,777 | 24 |
| 88 | 249,376 | 13 | 31,034 | 20 | 54,376 | 121 | 334,786 | 25 |
| 1,067,475 | 146,980,106 | 285,260 | 41,051,823 | 1,122,331 | 164,379,550 | 5,114,404 | 614,910,651 | 26 |
| — | 137.7 | — | 143.9 | — | 189.4 | — | 120.2 | 27 |

8. 各国の所得税負担 (1) 勤労所得者

Table with columns: 給与の金額, 番号, 世帯の規模, 日本, 米 国, 英 国, 独 国, フィリッピン. Rows 1-18 showing income and household details for various countries.

(2) 事業所得者

Table with columns: 所得金額, 番号, 世帯の規模, 日 本, 米 国, 英 国, 独 国, フィリッピン. Rows 19-38 showing income and household details for business income earners.

(備考) (1) 為替レートは1ドルは360円, 1ポンドは3ドル80セント, 1ドイツマルクは23.8セント, 1ペソは0.5ドルとした。(2) 米国所得税は, 独身者以外は夫婦が共同申告をしたものとして計算した。(3) 税額欄のカッコ内は負担率(%)である。

昭和26年度財政支出の分類 (研究)

—昭和26年度一般会計歳出予算の分類—

まえがき

財政支出を諸々の分類表によつて示すことは、国家の財政支出を把握する上に極めて重要なことである。主計局では、このような目的に沿うために、昭和23・24・25の三年間にわたつて一般会計歳出予算を分析し、試作としてこれを発表して来た。ここに掲げる26年度の分類も、同じ趣旨に従つて作成したものである。本年度の特徴としては、分析の単位を専ら「項」および「目」にとり、決算額との比較が出来るよう考慮した点が指摘されよう。

この分類は、その方法について、主計局内でもまだいろいろ意見論議があり、局の公の調査として発表する段階には達していない。従つて、この「昭和26年度財政支出の分類」も、主計局総務課松本久男の責任において作成した試作に過ぎない。なお、分類の方法その他について各方面の忌憚のない御批判を切に希望してやまない。

昭和26年9月

大蔵省主計局

第1章 総 説

1. この分類の目的

国家がいろいろの政策を行おうとする場合には、必ず財政支出が必要である。そして、財政支出の多少は、政策の重要性と密接な関係をもっている。

次に、これらの支出は、一口に財政支出といつても、勿論種々様々の形で使われる。即ち、或は用役を買うために、或は財貨を買うために、或は貸付のために、或は補助のために、というふうに使われる。

さらに又、これらの財政支出は国家や国民生活にいろいろの利益を与えるが、それらの利益は或は長く続くものや或は早く消えてしまうもの、或ものは物質的な利益であり或ものは精神的な利益であるというふうにな種々様々である。

そこで、これらの財政支出が、(1)どのような政策目的のためにどれ程割当てられているか(2)用役や財貨を買うために、或は貸付や補助等のためにどれ程使われるか(3)国家や国民生活に対してどのような利益をどの程度の期間にわたつて与えることが出来るかというこの三つの間に答えることが出来れば、財政支出の把握のために非常に好都合であろう。

この分類は、以下の諸々の表によつて、この三つの間に対して数字を通じて解答を与えようとするものである。たゞ、(1)こゝで行うのは一般会計歳出予算のみの分類であること、(2)財政支出が国民経済に及ぼす波及的ないし宛極的な影響や両者の相互作用等は、この分類では考察されないということを一言お断りして置く。

〔附言1〕 分類基準について。

分類に際しては常に基準が問題となる。基準を定める場合には多少とも主観が入らないわけには行かない。しかし、23年度の分析以来昨年度の分析に至るまで、予算の分析は既に

回を重ねること三回に及んだので、分類の基準は一応洗練されていると考えられたから、原則として先づ従来の基準に従うことにした。基準の設定以外の点においても、努めて主観の混入を避けつつもりである。諸々の表を出来るだけ客観的に作成し、それらをどのように読み取るかは、これを読む方々にお任せするということが、それがこの分類を行うに当たつたとつた趣旨であるからである。

〔附言2〕 年度比較について。

年度比較については、26年度および25年度は、この分類の全般を通じて、常に共通の基礎の上に分類を行つているから、厳密な比較にも十分役立つことが出来るが、24年度については、技術上時間上の関係から、24年度の「財政支出の国民経済的分析」(財政金融統計月報第6号所収)の数字をそのまま用いたので、細部については分類方法を必ずしも共通にしていまいであろうと思う。しかし、全体的に見れば分類方法上大きな違いはない筈である。

2. 分類の対象

(1) この分類の対象は一般会計歳出予算に限定されている。

国の予算は一般会計・特別会計・政府関係機関の三種の予算から成立している。しかし、この分類では専ら一般会計の歳出のみを取り上げることにする。

財政を、国民経済に対する関係において問題とする限り、特別会計および政府関係機関の予算は一般会計に劣らぬ、否、時としてはそれ以上の重要性を持つている。それは単に予算額(第1表参照)を一瞥するだけでも明らかであろう。しかし、国民経済全般との関連を離れて、国家固有の機能に注目するならば、これらの機能の遂行に必須の経費が、殆ん

第1表 昭和26年度国家予算総合表

(単位千円)

Table with columns: 区分, 歳入, 歳出, 26年(当初), 25年(補正を含む), 増減△, 26年(当初), 25年(補正を含む), 増減△. Rows include 一般会計予算, 特別会計予算, 政府関係機関予算, 調整項目, 1. 会計間繰入, 2. その他の調整項目額, 公債発行, 公債借換, 公債償還, 見返資金, 過年度剰余金, 積立金受入, 調整項目額合計, 純計.

どすべて一般会計歳出予算として計上されていることがわかる。即ち、国家の基本的機能は専ら一般会計歳出予算によつて営まれるといつてよい。同時に、国民経済より強制取得した収入を諸々の政策目的のために支出するという財政本来の特徴も、一般会計において最も明瞭にあらわれている。これらの点から見れば、特別会計や政府関係機関は、或は歳出歳入の背後で大きな活動を行い、或は企業的に活動する等の点で、多少とも私経済的色彩を含み、又、その目的においても国家の立場からはむしろ派生的な性格のものである。従つて、本来の財政支出のみを考察しようとするこの分類では、専ら一般会計歳出予算のみを取上げる。しかし、国家総合予算全般を、国民経済との関連において分析することが望ましいのはいうまでもなく、今後この方面の研究を進めて行きたいと考える。又、この分類は歳出のみに関するものであるが、歳入と総合的に考察されることが理想である。

(2) この分類は予算の分類であつて決算の分類ではない。

予算上から見れば26年度財政支出はこうなるであろうということを表によつて示そうとするものである。財政支出はこうであつたという実績の分類ではない。しかし、予算実行に際して多少の移用流用があつても、大勢には影響がないと思う。予算は実行上厳格な契約統制および支払統制が行われるからである。

第2章 目的別分類

1. 目的別分類の趣旨

国家は、その諸々の機能を営むに際しては、殆んど常に財

(3) この分類は当初予算についてのみの分類である。

本年度の補正予算は目下準備中であるがまだ国会には提出されていないので、取敢えず当初予算の分類のみを行つた。(補正予算の分類も、その成立をまつて行い、この分類を補足したい考えである。)

3. 予算経費分類の種類

詳しい説明は各章で述べることにし、分類の概要を取敢えず説明する。

(1) 目的別(機能別)分類

国の営む機能の表現としての予算経費の分類である。どのような政策のためにどれ程予算経費が割当てられているか、を示そうとするものである。

(2) 使途別分類

経費の支出対象による分類である。用役や財貨を買うために、或は貸付や補助等のために、予算経費が夫々どのように使われるか、を示そうとするものである。

(3) 特殊分類

予算経費がその支出によつて与える諸々の利益の持続性の程度および性質による分類である。これらの利益がどの程度に永続するものであるか、又、物質的な利益であるか精神的な利益であるか等のことを示そうとするものである。

政支出を必要とする。従つて、政府がその経費を、どのような目的のために如何程、割当てているかを示すことによつて我々は、逆に、政府の意図の指向する処を推し量ることが出

来る。目的別分類が目指す処は、こうしたやり方で国家の政策の諸目的を明らかにすることにある。

国家の政策の遂行は、その政策目的が何であるかに関せず、又、予め意図されていると否とに拘らず、政策遂行に伴う財政支出を通じて、国民経済に影響を与える。しかし、目的別分類にとつては、このような財政支出の純経済的影響は第一義的な問題ではない。経済的側面に特に焦点を置くことなく、財政支出を通じて諸々の政策が広汎な国民生活の夫々の分野に実現しようとする諸々の目的の様相を、数字によつて概括的に示すのが、目的別分類の趣旨である。本分類の眼目は、一言にしていえば、諸々の政策の政治的性格又は明示的な諸々の目的を明らかにすることにある。

さて、予算書の「部款項」分類は、大体目的別に従つた分類であるが、いろいろの関係で純粋に目的別に徹した分類とはいえない。そこで、従来のやり方に従つて以下のような方法により、目的別分類に適当な各分類範疇を改めて設定して、この分類を行うことにした。

2. 目的別分類の方法

目的別分類では、予算経費が先づ一般国政費・教育文化費・社会労働保健費・産業経済費・物価安定費・国土資源維持開発費・国債費・地方財政費・終戦関係費・予備費の十大範疇に区分され、それらが更に夫々中小範疇に区分される。集計の単位としては、25年度まで「事項」が用いられて来たが、本年度は原則として所謂「部款項」の「項」を単位として用いることにした。「項」は、「事項」と違つて、予算実行上統制機能を有するから、本年度の目的別分類は決算の分類と比較参照することが出来るようになったわけで、これは大きな利点である。

上に述べた各分類範疇については、今回も本分析発足の際(昭和23年)設定されたものを原則として承継している。担当者は従来のそれを大体妥当なものと考えたからである。尤も、元来この種の分類は時代により人により夫々見方を異にし得るものであるから、種々の批判がおこり得るものと考えられる。

(註) 目的別分類において、年度比較上特に次の点を考慮されたい。24年度については、地方財政費には、地方自治体の一般財源を附与する地方配付税配付金と、地方自治体に関する統制事務を取扱う地方自治庁の経費が含まれ、地方公共団体へのその他の補助・負担・交付金等は夫々その具体的な支出の目的に応じて、他の各分類範疇に含められた。25年度より従来の地方配付税配付金制度が廃止され、地方公共団体の收支の差額と予測される金額を交付する地方財政平衡交付金制度が設けられ、それに従い、国庫補助金は原則として奨励的なものに限られることになり、義務教育国庫負担金をはじめとして24年度までは地方公共団体に対する補助・負担・交付金であつたものの大部分(所謂A系統補助金)が25年度以後平衡交付金に吸収されることになつた。即ち、(地方財政平衡交付金) = (地方配付税配付金) + (A系統補助金) という関係になるわけである。従つて、24年度の地方財政費は主として地方配付税配付金からなるのに対して、25年度および26年度の地方財政費は、大体従来の地方配付税配付金に相当する金額に所謂A系統補助金をプラスしたものに相当し、同じく地方財政費とはいつても、24年度と25・26年度との間には、そのまゝでは比較上の共通性が存しないことになる。従つて又、従来(=24年度まで)多額の所謂A系統補助金を計上していた教育文化費、社会労働保健費等においても共通の基礎に立つ比較がこのまゝでは不可罷となる。

そこで、第2表は、24年度の教育文化費、社会労働保健費については、A系統補助金(=24年度において既に平衡交付金制度が存在したとしたならば平衡交付金に吸収されていたであらう補助金)の主なものを取除いた額を括弧内に示し、24年度の地方財政費については、地方配付税配付金にA系統補助金の主なものを加えた額を括弧内に示した。これにより教育文化費、社会労働保健費および地方財政費についても、24年度の括弧外の額と25・26年度の括弧外の額とを用いて共通の基礎の上で比較を行うことが出来ることにならう。

なお、第3表は、25・26年度について、逆に、平衡交付金中A系統補助金に相当するものを交付金から取出し各項目に割り振つたものである。

第2表 昭和26年度歳出予算目的別分類総表

(単位千円)

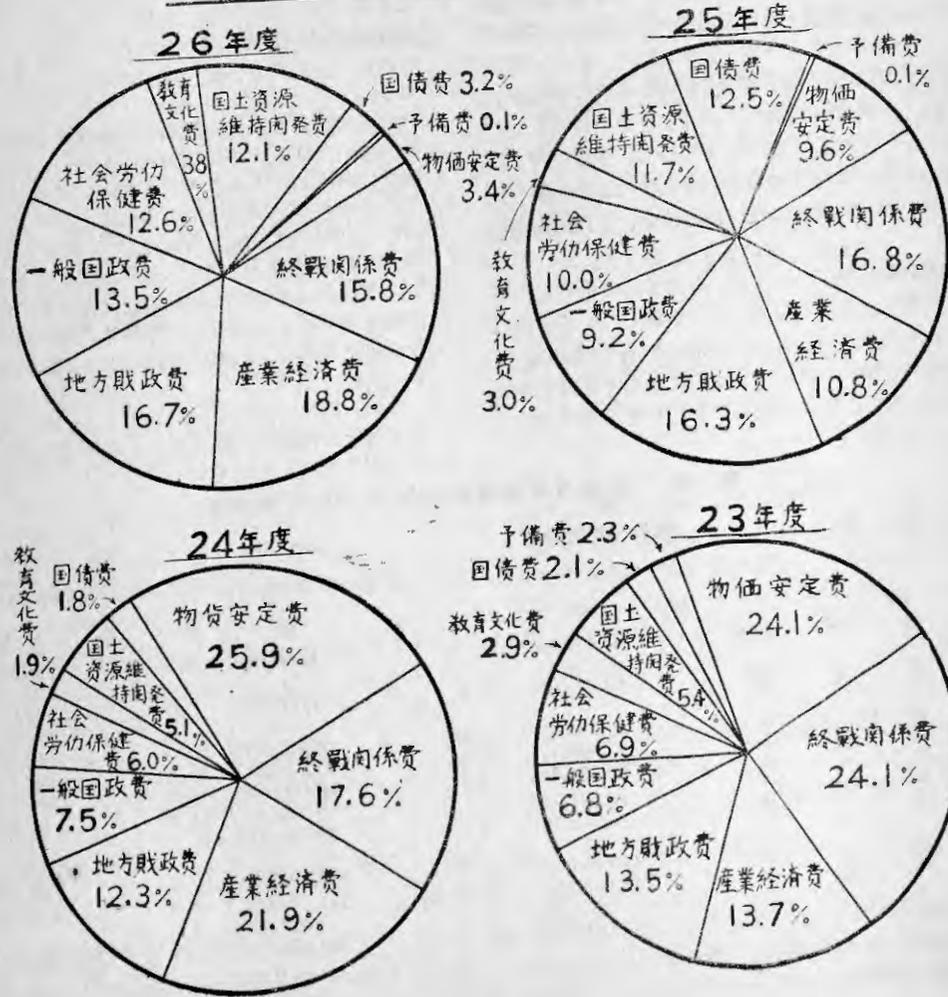
Table with columns: 予算別, 昭和26年度予算, 25, 24. Sub-columns: 当初予算, 補正を含む, 金額, %. Rows include 一般国政費, 教育文化費, 社会労働保健費, 産業経済費, 物価安定費, 国土資源維持開発費, 地方財政費, 地終予.

(備考) 本表の昭和25年度分は、26年度と共通の基礎の上で分類したので、本報第16号の25年度分とは一致しない。なお24年度分は資料の関係で従前のままをのせている。

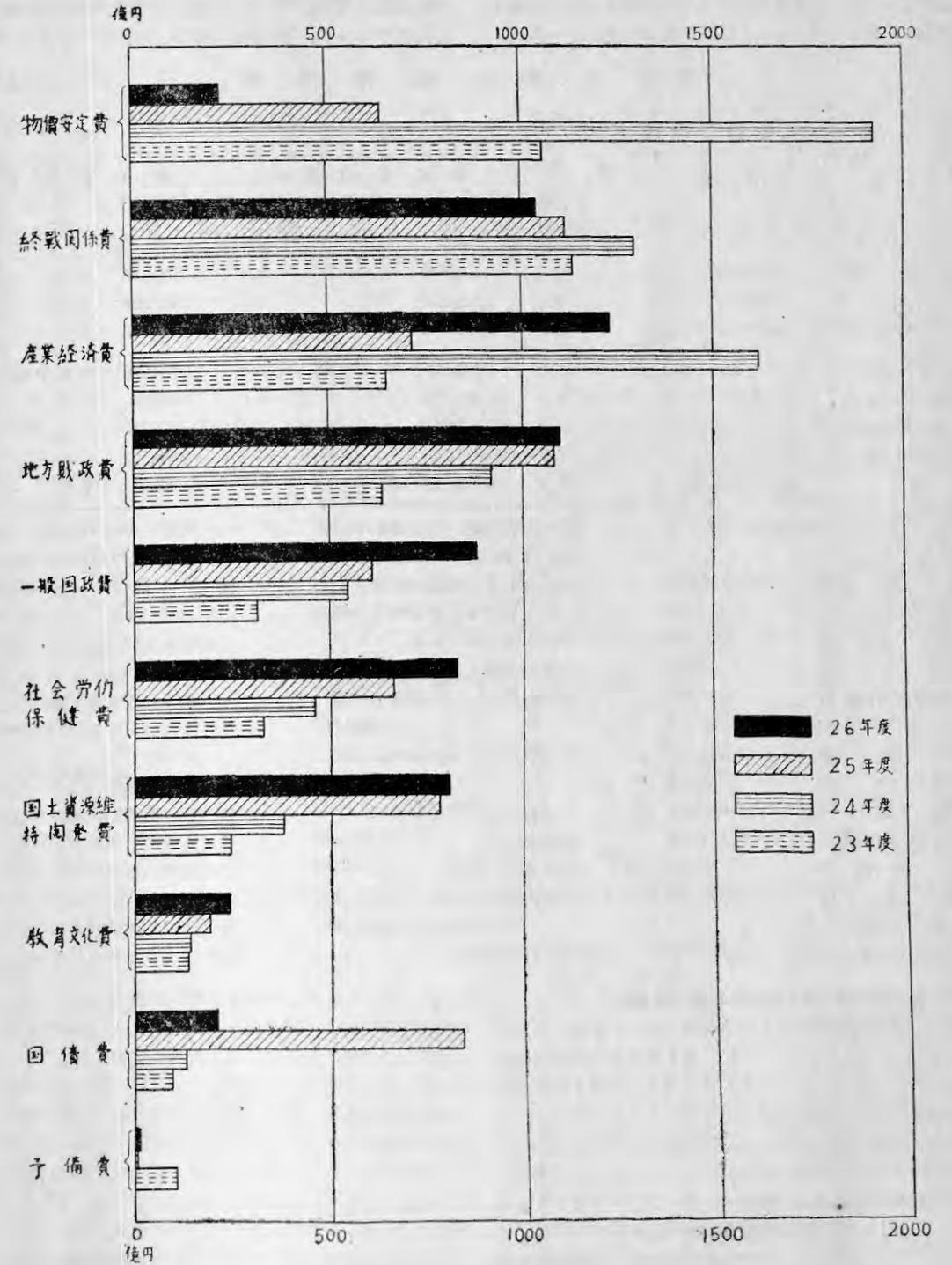
第3表 昭和26年度歳出予算目的分類總表 (地方財政平衡交付金関係調整) (単位千円)

| 予算別 目的別 | 昭和26年度予算(当初) | | | 25(補正を含む) | | |
|------------|--------------|--------------|-------------|-------------|--------------|-------------|
| | 分類額 | 補助費 (調整額) | 計 | 分類額 | 補助費 (調整額) | 計 |
| 一般国政費 | 88,427,284 | 1,192,451 | 89,619,735 | 61,359,056 | 1,060,592 | 62,419,648 |
| 教育文化費 | 24,672,973 | 26,177,171 | 50,850,144 | 19,684,000 | 26,137,654 | 45,821,654 |
| 社会労働保健費 | 82,590,453 | 3,732,648 | 86,323,101 | 66,429,088 | 2,906,167 | 69,335,255 |
| 産業経済費 | 123,698,176 | 551,244 | 124,249,420 | 71,578,440 | 261,659 | 71,840,099 |
| 物価安定費 | 22,500,000 | — | 22,500,000 | 64,000,000 | — | 64,000,000 |
| 国土資源維持開発費 | 79,591,347 | 31,443 | 79,622,790 | 77,749,273 | 118,989 | 77,868,262 |
| 国債費 | 20,969,951 | — | 20,969,951 | 83,336,526 | — | 83,336,526 |
| 地方財政関係費 | 110,034,666 | △ 31,684,957 | 78,349,709 | 108,526,900 | △ 30,485,061 | 78,041,839 |
| 予備費 | 103,935,897 | — | 103,935,897 | 111,463,032 | — | 111,463,032 |
| 地方戦関係費 | 1,000,000 | — | 1,000,000 | 450,000 | — | 450,000 |
| 計 | 657,420,747 | — | 657,420,747 | 664,576,316 | — | 664,576,316 |

財政支出目的別構成割合比較



財政支出目的別金額比較



3. 目的別分類各項の説明

(1) 一般国政費(第4表参照)

国家存立のための基本的経費である。皇室・立法・司法費および基本行政費からなり、基本行政費は更に、一般行政

費・税務行政費・治安行政費の各中分類に分れている。一般行政費の内容は、各省の官房系統の経費および統轄事務費の集計の外さらに、官庁庁舎建設費および海外出張其他海外私関係諸費が含まれている。税務行政費は所謂徴税費に相当する経費であつて、その額は税収入の約3.5%にあたる。

第4表 一般国政費内訳 (単位千円)

Table with columns: 予算別, 昭和26年度予算, 25, 24. Rows include 皇室費, 立法費, 司法費, 基本行政費, etc.

(備考) 各分類の主要内容を示すと次の通りである。

Table with columns: 皇室費, 立法費, 司法費, 基本行政費, etc. and detailed descriptions of each category.

(2) 教育文化費(第5表および第6表参照)

国家の文教政策の裏付けとなる経費である。終戦以来文化国家を標榜するわが国にあつては、多くの重要な教育上の諸改革が相次いで計画されて来た。第5表および第6表はこれらの計画の実現の様相を或程度示すであろう。

さらに、教育文化の向上は単に国家のみならず地方公共団体の努力がなくては期待され得ないから、この教育文化費中には地方公共団体に対する補助・負担・交付金も若干含まれている。しかし、地方財政平衡交付金制度の確立(25年度)と共に従来の地方公共団体に対する教育文化関係の補助金の多くは、地方財政平衡交付金に吸収された。これらの吸収された補助金は、平衡交付金の性質上地方財政費に入れるのが適

当だと考えたので、教育文化費には含まれていない。従つて、25年度および26年度の教育文化費は、24年度に比べて、実質上の増加に拘らず表面上著しい減少を示している。

そこで、年度比較を可能にするために第6表を作成した。第6表の括弧内の数字は25年度以来平衡交付金に吸収されたA系統補助金のうち教育文化費に相当するものを、25年度および26年度について夫々、教育文化費の各項目に応じて割振りつたものであり、第6表の括弧外の数字は、第6表の括弧内の数字と第5表の括弧外の数字との和である。これにより、第6表の括弧外の数字と第5表の24年度の括弧外の数字とを用いて、26・25・24三年間の比較をすることが可能となるであろう。

第5表 教育文化費内訳

(単位千円)

Table with columns: 予算別, 昭和26年度予算, 25, 24. Rows include 義務教育費, 新制高校教育費, 大学高専教育費, etc.

(備考) 各分類の主要内容を示すと次の通りである。

Table with columns: 義務教育費, 大学高専教育費, 社会教育費, etc. and detailed descriptions of each category.

第6表 教育文化費の内訳 (地方財政平衡交付金関係調整) (単位千円)

Table with columns: 予算別, 昭和26年度予算(当初), 25(補正を含む). Rows include 義務教育費, 新制高校教育費, etc.

(3) 社会労働保健費(第7表および第8表参照)

国民一般の生活水準を向上させ健康を増進することを目指す、いわば国民全般の厚生を目的とする経費と、社会政策的な見地から専ら労働力を対策の目標とする経費からなる。

(a) 社会関係費

貧困者身体障害者救済問題・婦人少年保護問題・社会保険・住宅問題・引揚問題等一連の社会問題を処理するための経費である。無償国家給付としての移転的経費の多いこともこの経費の特徴である。失業対策費のみは、明瞭に労働力対策を目指す経費であるから、当然次の(b)労働関係費に含められるべきである。取えてこの(a)に含めたのは年度比較の便のためである。

(b) 労働関係費

専ら労働力を中心とする諸対策の経費である。労働基準法に基づく労働基準の監督、労働関係調整法に基づく労資の調

停、労働組合の健全な発展をはかる労働組合法の適切な施行、および職業安定所等就業の安定確保の経費を根幹とし、船員労働、婦人少年労働等の特殊労働力に対する対策費も含んでいる。なお、(a)の社会関係費に含められている失業対策費も本来この(b)に含められるべきであることは前述した。(後述の国土資源維持開発費等は事実上同時に失業対策にも役立つことになると思われるが、こゝでは明示的に失業対策費として計上されているもののみをかゝげた。)

(c) 保健衛生費

治療・予防・環境衛生および業務対策諸費等広汎な国家の保健衛生施策に要する経費である。

社会労働保健費も24年度までかなり多額のA系統補助金が計上されていたので、第7表のまゝでは年度比較が不可能である。そこで第8表を設けた。表の見方は教育文化費の場合と全く同じであるから、見方の説明は繰返さない。

第7表 社会労働保健費内訳 (単位千円)

Table with 4 main columns: 昭和26年度予算, 25, 24. Each column has sub-columns for '当初予算' and '補正を含む'. Rows include 社会関係費, 救済保護費, 引揚関係費, 失業対策費, 社会保険費, 年金および恩給, 住宅建設費, その他, 労働関係費, 保健衛生費, and 計.

(備考) 各分類の主要内容を示す次の通りである。

Summary table of budget items. Columns: 社会関係費, 救済保護費, 生活保護費, 婦人児童保護費, 身体障害者保護費, 社会福祉施設費, 授産物資取扱費, 厚生資金貸付金, 災害救助費, 厚生省社会局経費, 引揚関係費, 引揚援護事務費, 事業費, 帰還輸送費(商船管理委員会へ交付), 外地引揚職員給与費, 未復員者等給与費, 失業対策費, 失業対策事業費, 失業保険費, 政府職員等失業者退職手当, 職業補導費, 社会保険費, 国民健康保険費補助, 厚生保険および船員保険特別会計へ繰入, 健康保険組合補助, 社会保険審査費, 厚生省保険局経費, 年金および恩給, 住宅建設費, 職員宿舎建設費, 公共事業費中の

Table with 4 columns: 住宅建設費, 住宅金融公庫出資金, 建設省住宅局経費, 労働関係費, 労働関係調整法, 労働組合法関係, 労働基準法関係, 職業安定所関係, その他特殊な労働に対する対策費として, 船員労働関係, 婦人少年労働関係, その他, 保健衛生費, 公衆衛生費, 予防衛生費, 医務業務対策費, 医療施設費, 大学附属病院費, その他.

第8表 社会労働保健費の内訳 (地方財政平衡交付金関係調整) (単位千円)

Table with 7 columns: 項目, 昭和26年度予算(当初), 25(補正を含む). Sub-columns for '金額', '%', '予算総額に対する%'.

(4) 産業経済費(第9表参照)

自由放任が建前の資本主義経済においては、国家の国民経済に対する役割は、私経済主体間の自由競争の円滑な進行をはかるという消極的なものにとどまるのが通常であるが、戦中戦後のように特殊な事情が生じたり、或は又、或種の産業の発達がおくれている場合には、資本主義社会の国家も、国民経済の保護助成という多少とも積極的な活動を行わざるを得ない。

そこで国民経済の調整と復興援助というこの二つの目的のための予算経費がこゝにいう産業経済費の内容となる。戦後日本経済は戦時中に受けた打撃からまだ完全には回復していない。生産設備の貧弱、資源の涸渇土壌の荒廃は今後共大いに復旧に迫車がかかけられるべきである。このような現状のもとでは、先づ、乏しい物資を最も緊急な用途に割当てるために、いろいろの事務的な操作が必要である。又、元來後進的で零細な農業に対しては常に保護助長が必要であり、さらに、我が国の中小企業は、その競争力が極めて弱く、戦後は殊に弱体化した。そこで、これらの私経済主体の復興自立を援助するために諸々の経費が計上される。又、貿易等においては資金の不足を補う等のために財政支出が要求される。要

するに、経済の統制と産業経済の復興援助のための経費がこゝにいう産業経済費の根幹をなし、その外、経済の調整のための若干の経費が含まれるわけである。

国土資源維持開発費も、その多くは生産力の涵養に役立つ経費であるから、広義に考えれば産業経済のための経費であることはいうまでもない。しかし、国土資源維持開発費は、産業の保護助成を直接の目的とするものではないから、こゝに含めなかつた。

(a) 経済統制費

(イ) 統制経済的経費

経済の安定、統制の解除に伴い、既に昨年度も減少し、本年度は更に激減を見た。

(ロ) 経済調整的経費

この経費は私経済間の利害の調整その他国民経済の円滑な進行のための支出である。

(b) 経済振興費

私経済主体の復興自立を助長するための経費である。従つて、経済振興費は、我が国産業中最も生産性が低い農業と、占領下という特殊事情と敗戦国の貧弱な経済という困難なハンディキャップの下に海外諸国と取引しなければならぬ買

易との両者に最も重点を置き、傍ら、比較的競争力の脆弱な中小企業にも若干の経費を割いている。

国為替資金特別会計への繰入の増加によるものである。

(c) 戦後経済処理費

昨年度に比して本経費がかなり増加しているのは、専ら外

第9表 産業経済費内訳 (単位千円)

Table with columns: 予算別, 昭和26年度予算 (当初予算, 補正を含む), 25, 24 (補正を含む). Rows include 経済統制費, 経済振興費, 一般産業, 農業, 水産業, 農林水産業金融, 商工業, 貿易, 運輸, 通益事業, 産業金融, 戦後経済処理費, 計.

(備考) 各分類の主要内容を示すと次の通りである。

Table listing economic control and adjustment costs. Items include 経済統制費, 統制経済的経費, 物資の需要供給や物価に統制を加えるための経費, 物資および物価調整事務取扱費, 新聞出版用紙割当局, 食糧庁, 商船管理委員会補助, 公正取引委員会経費, 公益事業委員会経費, 理財局一般事務費, 貴金属地金買上資金補足, 銀行局一般事務費, 安定本部経済調査庁, 管区経済局, その他, 宝くじ発行委託費.

経済振興費

Table listing economic promotion costs. Items include 一般産業, 農業 (農地調整費, 土地改良費, 農村振興費, 研究所・試験場・検査所等経費, 畜産振興費, 蠶糸業振興費, 農業施設災害復旧(公共)事業費, 農業保険費, 開拓費, その他), 林業 (造林計画関係, その他), 水産業 (漁業制度改革費, 水産振興費, 水産施設関係公共事業費, 水産研究所, 水産講習所, その他), 農林水産業金融 (農林漁業資金融通特別会計へ繰入), その他.

Table listing trade and exchange costs. Items include 貿易, 地下資源対策諸費, 特別鉱害復旧公共事業費, その他(鉱業技術試験・地質調査所・通産省通商産業局), 商工業, 工業振興費, 国民金融公庫, 中小企業対策諸費, 技術特許および研究関係諸費, 商鉱工業調査費, その他, 貿易, 貿易対策諸費, 日本輸出銀行出資金, 緊要物資輸入基金特別会計へ繰入, 外国為替資金特別会計へ繰入, 運輸, 海運関係, 陸運関係, その他, 通信, 電波行政費, 戦後経済処理費, 保険事業損失補償金.

(註1) 農林水産業金融経費はその大部分が、本年度から新たに設けられた農林漁業資金融通特別会計への繰入であるが、この繰入額20億円は、見返資金特別会計からの繰入額40億円と合して農業に4,174百万円、林業に1,194百万円、水産業に632百万円々々融資される計画である。本経費の24年度がゼロであり25年度が極めて小額なのは、農林漁業資金融通特別会計が本年度において始めて設けられたものであるからである。

(註2) 公益事業委員会等の経費は振興費よりは調整費であるとの見地から本項には計上せず上表の示すように調整的経費に含めた。

(註3) 金融機関の助長の為の経費が本項に含められるべきものとするがそのような経費は本年度歳出予算にはない。日本輸出銀行、国民金融公庫等への出資金は各特定産業の振興を目的とするものであるから一般産業中の各該当項目に含ませた。

(5) 物価安定費(第10表参照)

物価安定費は価格調整費のことであつて、最初は戦後インフレーションの抑圧の対策という意図を以て低物価政策のために設けられたが、それは同時に国民の財政負担過重の大きな原因になると共に、漸次産業助成金の性質を帯びるに至つた。24年度に経済安定計画が樹立されて以来、価格調整費の削減に大きな努力が払われ、既に昨年度において国内物資に対する価格調整は全廃され、本年度予算においては、輸入

食糧価格調整補給金のみとなつた。だから、価格調整費の対象は、今や安定帯物資ではなくて、専ら輸入食糧であるといわなければならない。従つて、物価安定費は、その今日の性格においては、むしろ国民が食糧を低価格で得ることが出来るようにするための経費といつてよい。24・25・26の三年間における物価安定費の性格の著しい変遷の様相は、第10表の数字からも或程度うかがうことが出来るであろう。

第10表 物価安定費内訳 (単位千円)

Table with columns: 予算別, 昭和26年度予算 (当初予算, 補正を含む), 25 (補正を含む), 24 (補正を含む). Rows include 1. 安定帯物資分 (特定産業向石炭鋼, 鉄金(24年度は銅), 非金属, 肥料, ソ, 23年度分), 2. 輸入物資分 (食糧および飼料, 重要原材料, 繊維, その他), 3. 輸入, 4. 特殊補給金 (国有鉄道へ繰入, 通信事業へ繰入, 船舶運賃補助), 計.

(備考) 本表の物価安定費は価格調整費のみである。本報第16号31頁に掲げた昭和25年度予算の物価安定費は、価格調整費のほか「その他」(価格調整関係事務費)を含めているが、本号ではこれを産業経済費中に含めている。なお25,26年度郵政事業会計へ繰入は一般国政費に含めている。

(6) 国土資源維持開発費(第11表参照)

国家や地方公共団体が主体となつて、資源の母体としての国土を維持・修復・開発するための経費である。所謂公共事業費のうち、住宅水道等の厚生施設の建設および災害復旧、農林水産業・運輸等の振興のための工事等、特に他の分類に入るものを除いて、河川・治山・道路・港湾等の経費を入れた。国土の維持・修復・開発を直接の目的とする点において

前述の狭義の産業経済費とは異なるが、国土資源の維持開発はいうまでもなく大部分同時に生産力の涵養をもたらし、傍ら道休労働力を稼働せしめるから、同時に産業の振興、失業の救済という機能をも果たことになる。この意味において産業経済費等と関連させながら見て頂くことが必要であると考ええる。

第11表 国土資源維持開発費内訳 (単位千円)

Table with 12 columns: 予算別, 昭和26年度予算 (当初予算, 補正を含む), 25 (補正を含む), 24 (補正を含む). Rows include 災害復旧費, 河川砂防, 治山(註), 道路, 港湾, 都市計画, 予備費, 維持開発費, etc.

(備考) 1. 各項目とも事業費と事務費の両方を含む。 2. その他とは何れにも属せぬ全般的経費である。主要なものは次のような経費である。

地方建設局公共事業事務費 1,020,692千円
建設機械整備費 1,062,000
その他

(註) 治山は従来、林業振興費と見做されたものようであるが林業助長よりは治山に重点を置く経費であると考えられるので新たに治山を一項として設けた。

(7) 国債費(第12表および第13表参照)

一般会計負担に属する国債・借入金の償還および利子支払に要する経費である。

現代の各国家を通じて、国債費の財政支出に占める割合は極めて大きく、我が国においても戦前は一般会計支出総額の約16.3%(昭和10年~20年平均)を占めていた。戦後は、インフレーションによつて歳出の総額が相対的に増加したため、右の比率は、21年度4.8%、22年度3.5%、23年度2.1%と激減を見せた。24年度においては、経済安定計画に従い債務償還が積極的政策としてとられるに至つたが、一般会計負担

の債務償還を主とするものではなかつたため、又、一般会計歳出総額が増加したため、比率は約1.8%と減少を見せた。25年度も引続き債務償還がはかられたが、25年度は一般会計負担の償還が多かつたので、比率は12.5%に及んだ。

これに対して、本年度は、国債費は激減し歳出中における比率は僅かに3.2%に過ぎない。又、債務償還のための出資および投資も、昨年度に引続き、皆無である。24年の経済安定計画の樹立以来の目標であつたインフレーション収束策が略々達成されたことを示すものといえよう。

第12表 国債費内訳

(単位千円)

Table with 12 columns: 予算別, 昭和26年度予算 (当初予算, 補正を含む), 25 (補正を含む), 24 (補正を含む). Rows include 国債借入金返済, 国債借入金, 利子および割引料, 借入金利子, 流動債利子, 割引料, 国債諸費, 事務費, 計.

(8) 地方財政費(第14表参照)

24年度においては、この範疇には、地方自治体の一般財源を附与する地方配付税配付金と、地方自治体に関する統轄事務を取扱う地方自治庁の経費が含まれ、その他の地方公共団体補助は、その支出の目的に応じて、各分類範疇に振り分けられた。

25年度より、地方配付税配付金制度に代つて、地方財政平衡交付金制度が設けられたことは前述した。平衡交付金は、地方財政の収支の差額と予測される金額を交付するものであるから、その具体的な内分けを示すことはその性質上困難である。従つて、全額を一括して示すに止めるの外はない。

第13表 一般会計歳出中の債務償還額 (単位千円)

Table with 4 columns: 償還債務名, 昭和26年度(当初), 昭和25年度(補正を含む), 昭和24年度(当初). Rows include 一般会計負担国債および借入金, 復金債, 国民金融公庫借入金, 貿易特別会計借入金, 計, 歳出総額に対する%.

昨年度は、従来の補助金系統30,485百万円を除いても、24年度に比し著しい増加を示した今年度は昨年度と略々同額である。

第14表 地方財政費内訳

(単位千円)

Table with 12 columns: 予算別, 昭和26年度予算 (当初予算, 補正を含む), 25 (補正を含む), 24 (補正を含む). Rows include 地方財政平衡交付金, 地方配付税配付金, 事務費, その他の補助費, 計.

(9) 終戦関係費(第15表参照)

敗戦に伴う特殊の経費であつて、連合軍の経費を調達する終戦処理費、賠償施設の管理・保全に要する経費である賠償施設処理費(賠償施設撤去に要する経費は25年度から除かれた)、連合軍財産・掠奪物件の管理・保全・返還および拿捕船舶の整備返還に要する経費である特殊財産処理費、終戦処

理費によつて調達した物資中不適格その他の理由によつて覚書1,872号に基づき国内に放出された物資の引取・保管・売却等の経費である解除物件処理費およびその他の終戦関係費からなる。この経費の総財政支出による割合は漸減の傾向にあり、本年度も昨年度に比して割合、絶対額共に減少している。

第15表 終戦関係費内訳 (単位千円)

Table with 12 columns: 予算別, 昭和26年度予算 (当初予算, 補正を含む), 25 (補正を含む), 24 (補正を含む). Rows include 終戦処理費, 事業費, 事務費, 賠償施設処理費, 特殊財産処理費, 返還費, 事務費, 解除物件処理費, 計.

(備考) 「その他の終戦関係費」は次のようなものである。
ふ 慮情報局 7,045 外務省連絡局 26,800 連絡調整事務局 50,108

(10) 予備費

各省において既定予算に不足を生じ、或は予算外に必要な生じた場合の予備経費である。

〔附〕 調査統計費・試験研究費の抽出
目的別分類の各経費について調査統計・試験研究費をとり出した。第16表はその額と目的別総額に占める比重とを示す。

第16表 調査統計費・試験研究費 (単位百万円)

Table with 12 columns: 特別事項, 調査統計費 (26年度, 25年度), 試験研究費 (26, 25), 計 (26, 25). Rows include 一般国政費, 教育文化費, 社会労働保健費, 産業経済費, 物価安定費, 国土資源維持開発費, 国債費, 地方財政費, 終戦関係費, 予備費, 計.

(備考) 1. 25年度は補正を含む。 2. %は各目的別分類額との百分比である。

第3章 使途別分類

1. 使途別分類の趣旨

前章では、予算経費を、その支出によつて諸々の政策が達成しようとする機能=目的によつて分類した。この章では、経費の各々を支出対象によつて分類する。

使途別分類は、政府がその目的を達成する場合に、その予算経費をどういふ形態で使おうとしているかを、示そうとする。つまり用役や財貨をどれだけ買い、貸付や補助等のためにどれだけ使おうとしているか、ということを表に分類して明らかにしようとする。さらに、これらの支出された経費はその大部分が当然国民所得の中へ流れて行くわけであるから、幾何の予算経費がどのような形で国民所得に流れ、又、その対価として幾何の財貨・用役等が政府に吸上げられるかということも、この使途別分類から或程度わかるのである。この分類は、従つて、予算経費がどういふ形態で使われるかという分類を通じて同時に、財政と国民所得との関連の一面に多少の光明を与えるであろう。目的別分類が政策の政治的性格の分類であるのに対して、この分類は予算経費をどちらかといえば経済的な側面から分類したものであるといえる。

2. 使途別分類の方法

ここでは、使途別分類として、予算の使途別分類科目である「目」の集計配列を行つた。

現行の予算制度では「目」は議員歳費・職員基本給・旅費・物品費・原材料費等25に区分されている。「目」は昨年度は24であつたが、今年度は供託金利率が一つふえて25になつた。これらの「目」のうちには、「渡切費」、「補助・負担・交付金」、「他会計へ繰入」などのように、厳密な意味の支出対象による規定でないものも含まれている。又、終戦処理費・賠償施設処理費・特殊財産処理費・解除物件処理費および公共事業費は、事業費については、予算参照書に「目」の区分が行われていない。(事務費には「目」の区分がある。)しかも、これらの経費は全経費中大きな額を占めている。従

つて、「目」による使途別分類は、財政支出の形態と国民所得との関連の単なる一側面の把握としても十分とはいえない。

一般会計の「目」を整理すると次のように大別出来る。

Table with 2 columns: 人件費, 旅費, 物件費, 補助費, 他会計へ繰入, その他. Corresponding items in 「目」 column include 議員歳費, 職員基本給, 特殊勤務手当, 超過勤務手当, 諸手当, 雑給与旅費, 物品費, 原材料費, 役務費, 食糧費, 施設費, 補助金負担金および交付金, 他会計へ繰入, 報償費, 渡切費, 委託費, 交際費, 賠償償還および払戻金, 保証金, 補償金, 年金および恩給, 貸付金, 出資金, 供託金利率, ならびにその他事業費等「目」の区分のないもの。

23・24年度の使途別分類は「節」(=「目」の細分)を単位としていたが、本年度は昨年度に引続き「目」を単位としたことは上述した。「目」は、「節」と違つて、予算執行上統制機能を有しているから、「目」を単位とするこの使途別分類は、決算の分類と比較することが出来るわけで、「節」単位の分類に比して大きな利点がある。

3. 使途別分類各項の説明

第17~18表は、上に示した区分に従つた使途別分類の総表である。人件費は人の労務に対して支払われる経費、物件費は物財の購入(製造・維持等のための労賃等を含む)にあてられる経費、旅費は人件費と物件費の中間的性格を有する経費、補助費は特定の事務又は事業を助成し又はその経費の財源を分担する等の経費(地方財政平衡交付金等巨額のもの)が含まれている、その他の経費は以上のいづれにも属さないものである。人件費・物件費等の区別は人により仕方を異にするので各々その内訳を明らかにした。

第17表 使途別分類総表

Table with 8 columns: 予算別, 昭和26年度予算(当初), 25(補正を含む), 24(当初のみ補正を含まず). Rows include 人件費, 旅費, 物件費, 補助費, 他会計へ繰入, その他, 計.

第18表 目的別分類と

Table with columns: 用途別, 人件費, 旅費, 物件費, 費. Rows include categories like 一般国政費, 教育文化費, 社会労働保健費, etc.

(1) 人件費および旅費 (第19表参照)

人件費として表に示されたものの中には、職員基本給・特殊勤務手当・超過勤務手当のように政府職員に対するもの外、国会議員の歳費・諸手当のうちの議員手当・議員秘書手当・委員手当、雑給与のうちの傭外国人給与・諸謝金等特殊な勤務に関するもの、更に、退官退職手当、政府職員等失業者退職手当、未復員者等給与のように現在の勤務に基づかないもの、或は社会救済的性格を有するものが含まれている。

旅費は人件費と物件費の間ともいべき経費で特殊な性格のものである。

(2) 物件費 (第20表参照)

物件費のうちには、消耗品・被服・備品費を含む物品費、国有財産となる財産の取得又は増加となる経費である施設費

等物件費としての色彩の強いものから、役務費のようにその内容が複雑で人件費との区別がつきにくいものもある。又、主として刑務所等の収容者、或は引揚者復員者等の収容所および船内の食糧に要する経費である食糧費ならびに刑務所等の作業に必要な原材料費等、一般庁用のものと区別される雑費をも含んでいる。

(3) 他会計へ繰入 (第21表参照)

繰入先の特別会計によつて区分しその内容を示した。事務取扱費・保険年金等給付費・国債費・運転資金・貸付金補正等性格の異なるものが混在している。

(4) その他 (第22表および第23表参照)

人件費・旅費・物件費・補助費・他会計へ繰入に含まれないものおよび「目」の区別のないものが集計整理されている。貸付金・出資金については第23表において特に内訳を示した。

使 途 別 分 類

(単位千円)

Table with columns: 用途別, 補助費, 他会計へ繰入, その他, 計. Rows include categories like 一般国政費, 教育文化費, 社会労働保健費, etc.

第19表 人件費および旅費の内訳

(単位千円)

Table with columns: 用途別, 議員歳費, 職員基本給, 特殊勤務手当, 超過勤務手当, 諸手当, 雑給与, 計, 旅費. Rows include categories like 一般国政費, 教育文化費, 社会労働保健費, etc.

第20表 物件費の内訳

(単位千円)

| 用途別 | 物品費 | 原材料費 | 施設費 | 食糧費 | 役務費 | 計 |
|-----------|------------|---------|-----------|-----------|------------|------------|
| 一般国政費 | 11,834,063 | 809,890 | 3,906,644 | 4,831,787 | 8,367,045 | 29,749,428 |
| 26年当初 | 11,834,063 | 809,890 | 3,906,644 | 4,831,787 | 8,367,045 | 29,749,428 |
| 25年補正含 | 6,583,272 | 804,150 | 2,201,600 | 2,127,737 | 6,660,573 | 18,377,331 |
| 教育文化費 | 3,114,222 | — | 1,183,075 | 39,670 | 1,831,556 | 6,168,523 |
| 26 " | 3,114,222 | — | 1,183,075 | 39,670 | 1,831,556 | 6,168,523 |
| 25 " | 2,250,229 | — | 1,168,032 | 34,309 | 1,361,558 | 4,814,128 |
| 社会労働保健費 | 3,666,968 | 8,165 | 1,803,674 | 2,443,901 | 1,538,399 | 9,461,107 |
| 26 " | 3,666,968 | 8,165 | 1,803,674 | 2,443,901 | 1,538,399 | 9,461,107 |
| 25 " | 3,096,718 | 7,756 | 1,906,061 | 1,972,854 | 1,367,556 | 8,350,945 |
| 産業経費 | 2,082,484 | — | 1,188,925 | 29,063 | 2,044,018 | 5,344,491 |
| 26 " | 2,082,484 | — | 1,188,925 | 29,063 | 2,044,018 | 5,344,491 |
| 25 " | 1,707,389 | — | 501,401 | 31,226 | 2,113,037 | 4,353,054 |
| 物価安定費 | — | — | — | — | — | — |
| 26 " | — | — | — | — | — | — |
| 25 " | — | — | — | — | — | — |
| 国土資源維持開発費 | 171,430 | — | 18,631 | 5,344 | 166,810 | 362,215 |
| 26 " | 171,430 | — | 18,631 | 5,344 | 166,810 | 362,215 |
| 25 " | 100,945 | — | 9,390 | 4,942 | 95,140 | 210,417 |
| 国債費 | — | — | — | — | — | — |
| 26 " | — | — | — | — | — | — |
| 25 " | — | — | — | — | — | — |
| 地方財政費 | 1,604 | — | — | 110 | 7,902 | 9,616 |
| 26 " | 1,604 | — | — | 110 | 7,902 | 9,616 |
| 25 " | 1,545 | — | — | 100 | 8,728 | 10,373 |
| 終戦関係費 | 124,147 | — | 20,558 | 11,873 | 294,595 | 451,173 |
| 26 " | 124,147 | — | 20,558 | 11,873 | 294,595 | 451,173 |
| 25 " | 164,391 | — | 17,317 | 19,225 | 360,284 | 561,217 |
| 計 | 20,994,919 | 818,054 | 8,121,507 | 7,361,748 | 14,250,325 | 51,546,553 |
| 26 " | 20,994,919 | 818,054 | 8,121,507 | 7,361,748 | 14,250,325 | 51,546,553 |
| 25 " | 13,904,491 | 811,906 | 5,803,801 | 4,190,393 | 11,966,875 | 36,677,465 |

第21表 他会計繰入の内訳

(単位千円)

| 繰入先特別会計名 | 昭和26年度予算 | | 25 | 24 |
|----------------|--------------|------------|------------|------------|
| | 当初予算 | 補正を含む | | 当初予算 |
| △ (地方配付税配付金) | — | — | — | 57,700,000 |
| (旧) (外国為替) | — | — | 10,000,000 | — |
| 外国為替資金 | a 50,000,000 | — | — | — |
| 造幣 | b 696,337 | 777,780 | — | — |
| 印刷 | — | — | — | 800,000 |
| (旧) 資金運用部(預金部) | c 9,840 | 1,125 | — | 3,753,257 |
| 国債整理基金 | d 20,969,951 | 83,336,526 | — | 13,636,496 |
| 貴金属 | e 3,721,415 | 2,484,226 | — | 2,633,000 |
| 厚生保険 | f 1,155,962 | 576,631 | — | 505,991 |

| | | | | | |
|--------|---|---------------|--------------|-------------|-------------|
| 新 | 旧 | 船員保険 | g 221,799 | 179,123 | 132,562 |
| | | 国立病院 | 980,871 | 970,412 | 585,867 |
| | | 食糧管理 | h 26,661,645 | 2,702,761 | 2,898,483 |
| | | 農業共済再保険 | i 2,889,242 | 2,122,630 | 862,044 |
| | | 自作農創設特別措置 | j 208,559 | 819,034 | 614,368 |
| | | 開拓者資金融通 | k 1,573,882 | 1,365,751 | 1,700,461 |
| | | 農林漁業資金融通 | l 2,000,000 | — | — |
| | | (貿易) | — | — | 123,300,000 |
| | | 米国対日援助物資等処理 | — | 33,881,000 | — |
| | | 輸出信用保険 | — | 500,000 | — |
| 新 | 新 | 中小企業信用保険 | 1,000,000 | 500,000 | — |
| | | 緊要物資輸入基金 | m 2,500,000 | — | — |
| | | 郵政事業 | n 4,818,497 | 2,289,296 | — |
| 新 | 新 | 郵便貯蓄 | o 1,525,427 | — | — |
| | | 簡易生命保険および郵便年金 | p 23,000 | 36,000 | 73,315 |
| | | 失業保険 | q 6,309,416 | 5,865,120 | 2,150,000 |
| △ | △ | (専売局) | — | — | 3,700,000 |
| △ | △ | (通信事業) | — | — | 1,119,962 |
| 計 | | | 127,265,843 | 148,407,415 | 216,165,806 |
| 終戦関係 | | | 4,800,000 | 5,982,743 | 19,646,672 |
| 国有鉄道 | | | — | — | 8,720,900 |
| 電気通信事業 | | | 4,800,000 | 5,977,522 | 10,925,772 |
| 郵政事業 | | | — | 5,221 | |
| 総計 | | | 132,065,843 | 154,390,158 | 235,812,478 |

(備考) 1. 各分類の主要内容を示すと次の通りである。

| | | | | |
|---------------------------|------------|----|--------------------|-----------|
| a. 外国為替資金資本補足 | 50,000,000 | 千円 | 業務勘定へ繰入 | 千円 |
| b. 作業上の收支調整のための資金補給 | 696,337 | | j. 農地調整経費 | 24,292 |
| c. 日本銀行における資金運用部当座預金利子相当額 | 9,840 | | k. 営農資金 | 1,423,290 |
| d. 国債借入金返済 | 10,109,521 | | 国債および借入金利子支払財源 | 150,592 |
| 利子および割引料 | 10,109,521 | | l. 農林漁業長期設備資金貸付 | |
| 事務費 | 80,280 | | m. 事業基金繰入 | |
| e. 貴金属地金買上資金補足 | 3,721,415 | | n. 国税金徴収事務取扱経費繰入 | 1,082,133 |
| f. 業務取扱費財源繰入 | 737,190 | | 国債証券保管 " | 54,183 |
| 健康保険業務取扱費 " | 347,276 | | 恩給 " | 98,346 |
| 厚生年金保険業務取扱費 " | 347,276 | | 歳入不足補填金繰入 | 3,583,835 |
| 官庁営繕費 " | 29,745 | | o. 歳入不足補填金繰入 | |
| 福祉施設 " | 210,742 | | p. 簡易保険健康相談所設備其他 | |
| 厚生年金保険給付費 " | 178,285 | | 有償管理換費へ繰入 | 3,000 |
| g. 船員保険業務取扱費財源繰入 | 41,212 | | 戦争保険損失補償金繰入 | 20,000 |
| 船員保険給付費 " | 180,587 | | q. 保険給付費および業務取扱費補足 | |
| h. 輸入食糧価格差補給金財源繰入 | 22,500,000 | | 2. △印は廃止された特別会計 | |
| 農業共済再保険特別会計へ繰入財源繰入 | 4,161,645 | | | |
| i. 基金勘定へ繰入 | 2,500,000 | | | |
| 農業勘定 " | 218,700 | | | |
| 家畜勘定 " | 146,250 | | | |

第22表 使 途 別 分 類 の

Table with 11 columns: 目的別, 報償費, 渡切費, 委託費, 交際費, 賠償償還および払戻金, 保証金, 補償金, 年金および恩給, 貸付金. Rows include 一般国政費, 教育文化費, 社会労働保健費, 産業経済費, 物価安定費, 国土資源維持開発費, 国債費, 地方財政費, 終戦関係費, 予備費, 計.

第23表 貸付金および出資金の内訳 (単位千円)

Table with 7 columns: 予算別, 昭和26年度予算, 25, 24. Rows include 貸付金 (閉鎖機関整理委員会, 日本育英会, etc.), 出資金 (復興金融公庫, 国民金融公庫, etc.).

そ の 他 の 経 費 の 内 訳

(単位千円)

Table with 13 columns: 目的別, 出資金, 供託金, 内廷・皇族費, 官庁営繕工事費, 海外出張費, 終戦関係事業費, 公共事業費, 予備費, 計. Rows include 一般国政費, 教育文化費, 社会労働保険費, 産業経済費, 物価安定費, 国土資源維持開発費, 国債費, 地方財政費, 終戦関係費, 予備費, 計.

〔附〕終戦関係事業費(第24表の1および2参照)、第24表の1の各欄の上段の数字は終戦処理業務費、下段の数字は予算参照書にいう終戦処理事業費である。占領軍やその物資の輸送費は、「目」の旅費とは大分性格が異なる独特のものなので、通信費と合わせて輸送および通信費という項を設けて一括計上した。又、人件費、物件費も、一般会計のそれとは違つた特殊な性格のものである。さらに終戦処理業

務費および事業費の25年度予算は、総司令部費、副官部費という分け方で「目」を区分しているため、本年度予算との比較が出来ないので、25年度については決算額によつて分類した。

第24表の2は解除物件処理費、賠償施設処理事業費および特殊財産処理事業費の使途別分類である。これらについては、各使途の性格は普通の歳出予算のそれと大体同じであると考えられる。

第24表 終戦処理事業費・解除物件処理費・賠償施設処理事業費および特殊財産処理事業費 (単位千円)

Table with 10 columns: 予算別, 終戦処理事業費, 解除物件処理費・賠償施設処理事業費, 特殊財産処理事業費. Rows include 人件費, 旅費, 物件費, 補助費, 他会計へ繰入, その他, 計.

※ 25年度は決算額であるからその合計は第15表の値とは一致しない。

第4章 特殊分類

1. 特殊分類の趣旨

目的別および用途別分類がいつでも歳出を真正面から分類するものであるのに対して、特殊分類はより特殊な視点から歳出を分類しようとする。すべての歳出は、国民生活および国家機構に対していろいろの利益を与えるものであるが、それらの利益の中には、比較的長期間にわたって持続するものと、割合に早く消えてしまうものがある。そこでこれらの利益の持続の程度と持続の性質に従って歳出予算を分類することが出来る。この特殊分類が行おうとするのはこのような分類である。従つて、特殊分類は、目的別および用途別の両分類に取つて代り得るものではなく、新たな表現により歳出予算に特殊な側面を与えて、前の二分類を補足し歳出予算の把握をより明確にしようとするものである。即ち、目的別分類が、一応時間的な考慮を離れて、歳出の目的を端的に示そうとし、用途別分類も、支出対象の表面的な区分を行うのみであるのに対して、この特殊分類は、今や時間的な考慮を積極的に取入れて、歳出予算のより突つこんだ把握を試みようとする。即ち、この特殊分類によつて前述の二分類も一層有

意義なものになるのである。

国民生活、国民経済、および国家機構に対して諸々の財政支出がもたらす各効果が夫々の程度持続的であるかを概括的に示し、それによつて又同時に、国家の財政的現状はいかなる位置にあるかを多少とも明らかにするのが、この特殊分類の目的である。

2. 特殊分類の方法(第25表参照)

歳出予算は次の四大範疇に先づ分類される。即ち、

- (1) 国家資産の増加
- (2) その他の開発的目的のための経費
- (3) 諸々の援助のためのおよび特殊事業のための経常費
- (4) その他の経常費(政府運用費)

である。このうち、(1)と(2)は当該年度以後にわたる比較的永続的な利益をもたらす歳出からなり、(3)と(4)はむしろ一時的経常的な利益を与える歳出からなる。具体的内容は後述にゆづるが、この利益の永続性如何ということが先づ根本的な基準である。

第25表 特殊分類総表 (単位千円)

| 特殊分類 | 一般国政費 | | | | 教育文化費 | | | |
|-------------------------|------------|------|------------|------|------------|------|------------|------|
| | 26年度 | | 25年度 | | 26年度 | | 25年度 | |
| | 金額 | 縦横% | 金額 | 縦横% | 金額 | 縦横% | 金額 | 縦横% |
| 国家資産の増加 | | | | | | | | |
| 貸付金 | — | — | — | — | 3,372,025 | 13.7 | 1,779,489 | 9.0 |
| 有形諸資産 | 7,257,579 | 38.7 | 6,285,245 | 46.1 | 734,079 | 3.0 | 853,230 | 4.3 |
| その他の開発的目的のための経費 | | | | | | | | |
| 有形諸資産(国家資産以外のもの) | — | — | — | — | 5,297,431 | 21.5 | 5,137,040 | 26.1 |
| 研究および調査 | 1,071,436 | 1.2 | 1,523,239 | 2.5 | 3,151,278 | 12.7 | 2,554,009 | 13.0 |
| 教育、研修、保健および生産技術の進歩 | 697,832 | 9.7 | 613,395 | 1.0 | 12,118,160 | 28.5 | 9,360,232 | 25.0 |
| 土木事業および天然資源調査 | — | 0.8 | — | 1.6 | — | 49.1 | — | 47.6 |
| 諸々の援助のためのおよび特殊事業のための経常費 | 35,000 | 1.4 | 30,000 | 0.0 | — | 23.4 | — | 23.8 |
| その他の経常費(政府運用費) | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 利子 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 統制および取締 | 21,933,561 | 24.9 | 18,250,010 | 29.8 | — | — | — | — |
| 政府の一般運用および行政費 | 57,408,876 | 84.0 | 34,634,165 | 78.6 | — | — | — | — |
| 予備費 | 23,000 | 64.9 | 23,000 | 56.5 | — | — | — | — |
| 計 | 88,427,284 | 86.2 | 61,359,054 | 82.9 | 24,672,973 | 0.0 | 19,684,000 | 0.2 |

第25表 特殊分類総表(續)

(単位千円)

| 特殊分類 | 一般国政費 | | | | 教育文化費 | | | |
|-------|------------|-------|------------|-------|------------|-------|------------|-------|
| | 26年度 | | 25年度 | | 26年度 | | 25年度 | |
| | 金額 | 縦横% | 金額 | 縦横% | 金額 | 縦横% | 金額 | 縦横% |
| 債務償還 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 地方財政費 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 終戦関係費 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 総計 | 88,427,284 | 100.0 | 61,359,054 | 100.0 | 24,672,973 | 100.0 | 19,684,000 | 100.0 |

第25表 特殊分類総表(續)

(単位千円)

| 特殊分類 | 社会労働保健費 | | | | 産業経済費 | | | | 物価安定費 | | | |
|-------------------------|------------|-------|------------|-------|-------------|-------|------------|-------|------------|-------|------------|-------|
| | 26 | | 25 | | 26 | | 25 | | 26 | | 25 | |
| | 金額 | 縦横% | 金額 | 縦横% | 金額 | 縦横% | 金額 | 縦横% | 金額 | 縦横% | 金額 | 縦横% |
| 国家資産の増加 | | | | | | | | | | | | |
| 貸付金 | 5,300,000 | 6.4 | 5,500,000 | 8.3 | 12,826,337 | 10.4 | 6,165,661 | 8.6 | — | — | — | — |
| 有形諸資産 | 2,860,227 | 24.6 | 2,898,622 | 40.9 | 6,848,188 | 59.7 | 2,594,160 | 45.9 | — | — | — | — |
| その他の開発的目的のための経費 | | | | | | | | | | | | |
| 有形諸資産(国家資産以外のもの) | 7,238,537 | 3.5 | 5,300,515 | 4.4 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 研究および調査 | 164,185 | 15.2 | 125,819 | 21.3 | 6,091,855 | 5.5 | 5,685,108 | 3.6 | — | — | — | — |
| 教育、研修、保健および生産技術の進歩 | 38,217,367 | 46.3 | 29,019,572 | 43.7 | 626,817 | 0.5 | 414,150 | 0.6 | — | — | — | — |
| 土木事業および天然資源調査 | 8,042,191 | 9.7 | 5,697,153 | 8.6 | 16,838,419 | 13.6 | 12,752,462 | 17.8 | — | — | — | — |
| 諸々の援助のためのおよび特殊事業のための経常費 | — | 8.5 | — | 6.9 | — | 17.8 | — | 15.5 | — | — | — | — |
| その他の経常費(政府運用費) | 12,505,296 | 15.1 | 11,903,353 | 17.9 | 75,399,099 | 61.0 | 37,847,477 | 52.9 | 22,500,000 | 20.4 | 64,000,000 | 56.2 |
| 利子 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 統制および取締 | — | — | — | — | 4,170,144 | 3.4 | 4,974,857 | 7.0 | — | — | — | — |
| 政府の一般運用および行政費 | 8,262,650 | 10.0 | 5,984,054 | 9.0 | 897,317 | 0.7 | 1,144,565 | 1.6 | — | — | — | — |
| 予備費 | — | 12.4 | — | 14.3 | — | 1.3 | — | 2.8 | — | — | — | — |
| 計 | 82,590,453 | 100.0 | 66,429,088 | 100.0 | 123,698,176 | 100.0 | 71,579,440 | 100.0 | 22,500,000 | 100.0 | 64,000,000 | 100.0 |
| 債務償還 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 地方財政費 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 終戦関係費 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 総計 | 82,590,453 | 100.0 | 66,429,088 | 100.0 | 124,698,176 | 100.0 | 71,578,440 | 100.0 | 22,500,000 | 100.0 | 64,000,000 | 9.6 |

(備考) 26年度は当初予算の数字、25年度は補正予算を含む数字である。以下の諸表についても同様である。

第25表 特殊分類総表(續)

(単位千円)

| 目的別 特殊分類 | 国土資源維持開発費 | | 国債費 | | 予備費 | |
|--------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------|-------------------------|
| | 26 | 25 | 26 | 25 | 26 | 25 |
| | 金額 縦横% | 金額 縦横% | 金額 縦横% | 金額 縦横% | 金額 縦横% | 金額 縦横% |
| 国家資産の増加 | | | | | | |
| 貸付金 | — | — | — | — | — | — |
| 有形諸資産 | 1,062,000 1.3 5.7 | 997,066 1.3 7.3 | — | — | — | — |
| その他の開発的 目的のための経費 | | | | | | |
| 有形諸資産(国家 資産以外のもの) | — | — | — | — | — | — |
| 研究および調査 | 573,307 0.7 5.2 | 338,370 0.4 3.3 | — | — | — | — |
| 教育、研修、保健お よび生産技術の進歩 | 452 0.0 | 475 0.0 | — | — | — | — |
| 土木事業および天然 資源調査 | 69,955,588 87.9 73.7 | 63,742,287 82.0 77.6 | — | — | — | — |
| 諸々の援助のため および特殊事業のた めの経常費 | — | — | — | — | — | — |
| その他の経常費(政 府運用費) | — | — | — | — | — | — |
| 利子 | — | — | 10,109,521 48.2 100.0 | 11,015,282 13.2 100.0 | — | — |
| 統制および取締 | — | — | — | — | — | — |
| 政府の一般運用およ び行政費 | — | — | 80,280 0.4 0.1 | 3,611 0.0 0.0 | — | — |
| 予備費 | 8,000,000 10.1 88.8 | 12,671,076 16.3 96.4 | — | — | 1,000,000 100.0 11.1 | 450,000 100.0 3.4 |
| 計 | 79,591,347 | 77,749,274 | 10,189,801 | 11,018,893 | 1,000,000 | 450,000 |
| 債務償還 | — | — | 10,780,150 51.4 100.0 | 72,317,632 86.8 100.0 | — | — |
| 地方財政費 | — | — | — | — | — | — |
| 終戦関係費 | — | — | — | — | — | — |
| 総計 | 79,591,347 100.0 12.1 | 77,749,273 100.0 11.7 | 20,969,951 100.0 3.2 | 83,336,526 100.0 12.7 | 1,000,000 100.0 0.1 | 450,000 100.0 0.1 |

(備考) 26年度は当初予算の数字、25年度は補正予算を含む数字である。以下の諸表についても同様である。

第25表 特殊分類総表(續)

(単位千円)

| 目的別 特殊分類 | 地方財政費 | | 終戦関係費 | | 計 | |
|------------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| | 26 | 25 | 26 | 25 | 26 | 25 |
| | 金額 縦横% | 金額 縦横% | 金額 縦横% | 金額 縦横% | 金額 縦横% | 金額 縦横% |
| 国家資産の増加 | | | | | | |
| 貸付金 | — | — | — | — | 21,498,362 3.3 100.0 | 13,445,150 2.0 100.0 |
| 有形諸資産 | — | — | — | — | 18,762,073 2.9 100.0 | 13,628,323 2.1 100.0 |
| その他の開発的 目的のための経 費 | | | | | | |
| 有形諸資産(国 家資産以外のも の) | — | — | — | — | 12,535,968 1.9 100.0 | 10,437,555 1.6 100.0 |
| 研究および調査 | — | — | — | — | 11,052,061 1.7 100.0 | 10,226,545 1.5 100.0 |
| 教育、研修、保 健および生産技 術の進歩 | — | — | — | — | 51,660,628 7.9 100.0 | 39,407,824 5.9 100.0 |
| 土木事業および 天然資源調査 | — | — | — | — | 94,836,198 14.4 100.0 | 82,191,902 12.4 100.0 |
| 諸々の援助のた めおよび特殊 事業のための経 常費 | — | — | — | — | 110,439,395 16.8 100.0 | 113,780,830 17.1 100.0 |
| その他の経常費 (政府運用費) | — | — | — | — | — | — |
| 利子 | — | — | — | — | 10,109,521 1.5 100.0 | 11,015,282 1.7 100.0 |
| 統制および取締 | — | — | — | — | 26,103,705 4.0 100.0 | 23,224,867 3.5 100.0 |
| 政府の一般運用 および行政費 | — | — | — | — | 66,649,123 10.1 100.0 | 41,766,395 6.3 100.0 |
| 予備費 | — | — | — | — | 9,023,000 1.4 100.0 | 13,144,076 1.9 100.0 |
| 計 | — | — | — | — | 432,670,034 | 372,268,749 |
| 債務償還 | — | — | — | — | 10,780,150 1.6 100.0 | 72,317,632 10.9 100.0 |
| 地方財政費 | 110,034,666 100.0 | 108,526,900 100.0 | 103,935,897 100.0 | 111,463,032 100.0 | 110,034,666 16.7 100.0 | 108,526,900 16.3 100.0 |
| 終戦関係費 | — | — | — | — | 103,935,897 15.8 100.0 | 111,463,032 16.8 100.0 |
| 総計 | 110,034,666 100.0 16.7 | 108,526,900 100.0 16.3 | 103,935,897 100.0 15.8 | 111,463,032 100.0 16.8 | 657,420,747 100.0 16.8 | 664,576,313 100.0 16.8 |

(備考) 26年度は当初予算の数字、25年度は補正予算を含む数字である。以下の諸表についても同様である。

但し、この区別は所謂「資本的支出と消費的支出」の区別とは若干趣きが違ふ。「資本的支出と消費的支出」の区別は、歳出によつて得られる対価が当該年度を越えて存続するかどうかを示すものであるが、特殊分類は、歳出がらみ出す利益が当該年度を越えて存続するかどうかを基準として分類を行うからである。例えば、諸々の研究所などの経費は、消費的支出ではあるが、研究の成果が与える利益は永続的であるから、特殊分類では経常費とは見做されないで(2)に含まれる。次に、減価償却費、貸付金の損失可能性なども考慮されない。同じく、資本的支出であるかどうかという観点に立つての分類でないからである。しかし、以下の諸表は、巧みに利用するならば、資本的支出と消費的支出という区別観点からこれを読み取ることも或程度可能であろうと考える。このような利用の仕方については以下折にふれて附記する。

各経費支出が国家の直轄計画に基づくものか援助交付金であるかの区別は、この分類の全般を通じてこれを明示した。援助交付の対象としては、地方公共団体や各法人個人等要するに一般会計および特別会計を以て代表される国家以外のすべての団体個人を一括した。厳密な意味での「実経費と移転的経費」という区別の任には堪へ得ないであろうが、両経費

第26表 『国家資産の増加』の内訳

(単位千円)

| 目的別 特殊分類 | 一般国政費 | | | | 教育文化費 | | | | 社会労働保健費 | | | |
|------------------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|------------|-------|------------|-------|
| | 26年度 | | 25年度 | | 26 | | 25 | | 26 | | 25 | |
| | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % |
| 貸付金 | — | — | — | — | 3,372,025 | 82.1 | 1,779,489 | 67.6 | 65,300,000 | 64.9 | 95,500,000 | 65.5 |
| 対農林水産業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 対商工業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 対貿易 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 対住宅所有者 | — | — | — | — | — | — | — | — | 5,000,000 | 61.3 | 5,000,000 | 59.5 |
| 対地方公共団体 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 諸貸付金および請求権 | — | — | — | — | 3,372,025 | 82.1 | 1,779,489 | 67.6 | 300,000 | 3.6 | 500,000 | 6.0 |
| 有形諸資産の取得、建設および改善 | 7,257,579 | 100.0 | 6,285,245 | 100.0 | 734,079 | 17.9 | 853,230 | 32.4 | 2,860,227 | 35.1 | 2,898,622 | 34.5 |
| 主要手持商品 | — | — | — | — | — | — | — | — | 1,065,137 | 13.1 | 919,791 | 11.0 |
| 主要施設、主要備品 | 3,367,810 | 46.4 | 3,075,937 | 48.9 | 734,079 | 17.9 | 853,230 | 32.4 | 565,470 | 6.9 | 774,330 | 9.2 |
| 官庁庁舎等営繕および買収 | 3,889,769 | 53.6 | 3,209,308 | 51.1 | — | — | — | — | 1,229,620 | 15.1 | 1,204,501 | 14.3 |
| 計 | 7,257,579 | 100.0 | 6,285,245 | 100.0 | 4,106,104 | 100.0 | 2,632,719 | 100.0 | 8,160,227 | 100.0 | 8,398,622 | 100.0 |

| 目的別 特殊分類 | 産業経済費 | | | | 国土資源維持開発費 | | | | 計 | | | |
|------------------|------------|-------|-----------|-------|-----------|-------|---------|-------|------------|-------|------------|-------|
| | 26 | | 25 | | 26 | | 25 | | 26 | | 25 | |
| | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % |
| 貸付金 | 12,926,337 | 65.2 | 6,165,661 | 70.4 | — | — | — | — | 21,498,362 | 53.4 | 13,445,150 | 49.7 |
| 対農林水産業 | 3,573,882 | 18.2 | 1,365,751 | 15.6 | — | — | — | — | 3,573,882 | 8.9 | 1,365,751 | 5.1 |
| 対商工業 | 250,000 | 1.2 | 0 | 0 | — | — | — | — | 250,000 | 0.6 | 0 | 0 |
| 対貿易 | 5,000,000 | 25.4 | 2,500,000 | 28.6 | — | — | — | — | 5,000,000 | 12.4 | 2,500,000 | 9.2 |
| 対住宅所有者 | 2,000,000 | 10.2 | 0 | 0 | — | — | — | — | 2,000,000 | 5.0 | 0 | 0 |
| 対地方公共団体 | 2,455 | 0.0 | 4,910 | 0.0 | — | — | — | — | 2,455 | 0.0 | 4,910 | 0.0 |
| 諸貸付金および請求権 | 2,000,000 | 10.2 | 2,295,000 | 26.2 | — | — | — | — | 5,672,025 | 14.1 | 4,574,489 | 16.9 |
| 有形諸資産の取得、建設および改善 | 6,848,188 | 34.8 | 2,594,160 | 29.6 | 1,062,000 | 100.0 | 997,066 | 100.0 | 18,762,073 | 46.6 | 13,628,323 | 50.3 |
| 主要手持商品 | 6,708,188 | 34.1 | 2,484,226 | 28.4 | — | — | — | — | 7,773,325 | 19.3 | 3,404,017 | 12.5 |
| 主要施設、主要備品 | 140,000 | 0.7 | 109,934 | 1.3 | 1,062,000 | 100.0 | 997,066 | 100.0 | 5,869,359 | 14.6 | 5,810,497 | 21.5 |
| 官庁庁舎等営繕および買収 | — | — | — | — | — | — | — | — | 5,119,389 | 12.7 | 4,413,809 | 16.3 |
| 計 | 19,674,525 | 100.0 | 8,759,921 | 100.0 | 1,062,000 | 100.0 | 997,066 | 100.0 | 40,260,435 | 100.0 | 27,073,473 | 100.0 |

の配分の大体の傾向はこの特殊分類からもうかがい得るのではないかと考える。

集計の単位としては、目的別分類の場合と同じく、「項」を主として用いたが、施設費、補助・負担・交付金、貸付金、出資金等は、この特殊分類の趣旨から考えて特に重要な「目」であるから、これらの重要な「目」の若干については横に広げてそれらの「目」を単位として用いた。しかし、いづれにせよ「項」又は「目」が専ら単位とされているから、この特殊分類も、決算額との比較が出来る。

3. 特殊分類各項の説明

(1) 国家資産の増加(第26表参照)

貸付金の増加、ならびに有形諸資産の取得、建設、および改善からなる。後者はさらに、主要手持商品、主要施設の増加ならびに官庁庁舎等の営繕および買収の経費に分れる。これらの歳出はいづれも比較的永続的な利益をもたらすことは明らかであろう。たゞ主要手持商品の増加のみは例外をなす。又、この主要手持商品の増加を除いた本範疇の各項目はそのまま資本的支出と見做されて差支えないと考える。

2) その他の開発的目的のための経費(第27表参照)

こゝには国家資産の増加によらないで永続的な利益をもたらす諸経費が一括されている。従つて、すべての開発的経費が悉く計上されているのではないことを先づ明記して置きたい。

この範疇は、地方公共団体又は私的法人個人の所有となるべき或は所有する有形諸資産の取得・建設および改善、研究および調査、教育・研修・保健および生産技術の進歩、ならびに土木事業および天然資源調査からなる。研究、調査、教

育、研修、保健、生産技術の進歩等のための経費がこゝに含まれているのは、それを通じてやはり、政府や国民が永続的な利益を得ることが出来るからである。治山治水等の直轄工事費を土木事業費として本範疇に含めたのは、治水のための堤防等は国家の所有であつても資産 assets として(1)に含めるのは適当でないと考えたからである。

この範疇の中で、国家資産以外の有形諸資産の取得、建設および改善費と土木事業費とは資本的支出に、その他は消費的支出に、大体相当するであろう。

第27表 『その他の開発的目的のための経費』の内訳

(単位千円)

| 目的別 特殊分類 | 一般国政費 | | | | 教育文化費 | | | | 社会労働保健費 | | | |
|---------------------------|-----------|-------|-----------|-------|------------|-------|------------|-------|------------|-------|------------|-------|
| | 26年度 | | 25年度 | | 26 | | 25 | | 26 | | 25 | |
| | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % |
| (国家資産以外の)有形諸資産の取得、建設および改善 | — | — | — | — | 5,297,431 | 25.8 | 5,137,040 | 30.1 | 7,238,537 | 13.5 | 5,300,515 | 13.2 |
| 地方公共団体有形諸資産 | — | — | — | — | 5,030,331 | 24.5 | 4,914,776 | 28.8 | 7,238,537 | 13.5 | 5,300,515 | 13.2 |
| 私有有形諸資産 | — | — | — | — | 267,100 | 1.3 | 222,264 | 1.3 | — | — | — | — |
| 研究および調査 | 1,071,436 | 60.6 | 1,523,239 | 71.3 | 3,151,278 | 15.3 | 2,554,009 | 15.0 | 164,185 | 0.3 | 125,819 | 0.3 |
| 国家直轄計画援助交付金 | 1,071,436 | 60.6 | 1,523,239 | 71.3 | 2,649,275 | 12.9 | 2,054,009 | 12.0 | 164,185 | 0.3 | 125,819 | 0.3 |
| 教育、研修、保健および生産技術の進歩 | 697,832 | 39.4 | 613,395 | 28.7 | 12,118,160 | 58.9 | 9,360,232 | 54.9 | 38,217,367 | 71.2 | 29,019,572 | 72.3 |
| 国家直轄計画援助交付金 | 680,066 | 38.4 | 604,155 | 28.3 | 11,642,557 | 45.4 | 9,062,584 | 53.1 | 12,626,569 | 23.5 | 9,670,288 | 24.1 |
| 土木事業および天然資源調査 | 17,766 | 10.0 | 9,240 | 0.4 | 475,603 | 2.3 | 297,648 | 1.8 | 25,590,798 | 47.7 | 19,349,284 | 48.2 |
| 国家直轄計画援助交付金 | — | — | — | — | — | — | — | — | 8,042,191 | 15.0 | 5,697,153 | 14.2 |
| 計 | 1,769,268 | 100.0 | 2,136,634 | 100.0 | 20,566,869 | 100.0 | 17,051,281 | 100.0 | 53,662,280 | 100.0 | 40,143,059 | 100.0 |

| 目的別 特殊分類 | 産業経済費 | | | | 国土資源維持開発費 | | | | 計 | | | |
|---------------------------|------------|-------|------------|-------|-------------|-------|------------|-------|-------------|-------|-------------|-------|
| | 26年度 | | 25年度 | | 26 | | 25 | | 26 | | 25 | |
| | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % |
| (国家資産以外の)有形諸資産の取得、建設および改善 | — | — | — | — | — | — | — | — | 12,535,968 | 7.4 | 10,437,555 | 7.3 |
| 地方公共団体有形諸資産 | — | — | — | — | — | — | — | — | 12,268,868 | 7.2 | 10,215,291 | 7.2 |
| 私有有形諸資産 | — | — | — | — | — | — | — | — | 267,100 | 0.2 | 222,264 | 0.1 |
| 研究および調査 | 6,091,855 | 25.9 | 5,685,108 | 30.2 | 573,307 | 0.8 | 338,370 | 0.5 | 11,052,061 | 6.5 | 10,226,545 | 7.2 |
| 国家直轄計画援助交付金 | 6,091,855 | 25.9 | 5,685,108 | 30.2 | 573,307 | 0.8 | 338,370 | 0.5 | 10,550,058 | 6.2 | 9,726,545 | 6.8 |
| 教育、研修、保健および生産技術の進歩 | 626,817 | 2.6 | 414,150 | 2.2 | 452 | 0.0 | 475 | 0.0 | 51,660,628 | 30.4 | 39,407,824 | 27.7 |
| 国家直轄計画援助交付金 | 609,690 | 2.5 | 402,150 | 2.1 | 452 | 0.0 | 475 | 0.0 | 25,559,334 | 15.0 | 19,739,652 | 13.9 |
| 土木事業および天然資源調査 | 17,127 | 0.1 | 12,000 | 0.1 | — | — | — | — | 26,101,294 | 15.4 | 19,668,172 | 13.8 |
| 計 | 16,838,419 | 71.5 | 12,752,462 | 67.6 | 669,955,588 | 99.2 | 63,742,287 | 99.5 | 94,836,198 | 55.7 | 82,191,902 | 57.8 |
| 国家直轄計画援助交付金 | 4,253,318 | 18.1 | 2,328,415 | 12.4 | 28,921,576 | 41.0 | 20,847,593 | 32.6 | 33,174,894 | 19.5 | 23,176,008 | 16.3 |
| 計 | 12,585,101 | 53.4 | 10,424,047 | 55.3 | 41,034,012 | 58.2 | 24,894,694 | 66.9 | 11,661,304 | 36.2 | 59,019,894 | 41.5 |
| 計 | 23,557,091 | 100.0 | 18,851,720 | 100.0 | 70,529,347 | 100.0 | 64,081,132 | 100.0 | 170,084,855 | 100.0 | 142,263,826 | 100.0 |

(3) 諸々の援助のためのおよび特殊事業のための経常費(第28表参照)

農林水産業、商工鉱業、貿易、運輸、金融等の各産業の援助費、労働力保全のための経常費、住宅所有者、引揚者等のための社会事業的な経費、ならびに物価安定費からなる。引揚関係費や物価安定費などの戦後の特殊事情に基づく臨時的

な若干の費用を除く外、これらの経費の大部分は経常的な、即ち年々歳々必要な経費である。と同時に、これらの経費はすべて、そのもたらす利益が高々当該年度内にとどまるものである。例えば、農業の土地改良費については、こゝでは、土地改良法施行等の経費のみが含まれ、国営灌漑排水事業費などは第二範疇のうちの土木事業費に含まれている。

第28表 「諸々の援助のためのおよび特

Table with columns for '目的別' (General Government Expenses, Social Labor Protection Expenses) and '特殊分類' (Special Categories). Rows include '対農林水産業' (Agriculture, Forestry, Fisheries), '対商工鉱業' (Commerce, Industry, Mining), '対貿易' (Trade), '対運輸' (Transportation), '対金融' (Finance), '対労働' (Labor), '対住宅所有者' (Housing), '引揚関係' (Lifting/Relationship), 'その他' (Others), and '物価安定費' (Price Stabilization Expenses).

(4) その他の経常費(政府運用費)(第29表参照) 政費からなる。国債利子や物資および物価調整事務取扱費の利子、統制および取締、ならびに政府の一般運用および行 ような戦時戦後のインフレ時代の遺物を除く外は、大部分資

第29表 「その他の経常費

Table with columns for '目的別' (General Government Expenses, Social Labor Protection Expenses) and '特殊分類' (Special Categories). Rows include '利子' (Interest), '公債' (Government Bonds), '統制および取締' (Control and Supervision), '経済統制' (Economic Control), 'その他の法律の施行' (Implementation of Other Laws), '政府の一般運用及び行政費' (General Administration and Government Expenses), and '計' (Total).

殊事業のための経常費の内訳

(単位千円)

Table with columns for '産業経済費' (Industry and Economic Expenses), '物価安定費' (Price Stabilization Expenses), and '計' (Total). Rows are categorized by year (26, 25) and include amounts and percentages for each category.

本主義社会の国家機能の遂行に最少限必要な経常費である。

(政府運用費)の内訳

(単位千円)

Table with columns for '産業経済費' (Industry and Economic Expenses), '国債費' (Government Bond Expenses), and '計' (Total). Rows are categorized by year (26, 25) and include amounts and percentages for each category.

債務償還は24年以内の経済安定計画に基づく特殊な費用であり、又、終職関係費も占領下という特殊事情に基づく費用であり、さらに、地方財政費も平衡交付金の内訳が予算上では明らかにならないので、いずれも別項目とした。

4. 特殊分類各項の細分類とその説明

(1) 国家資産の増加

a) 「貸付金」の内訳(第30表ならびに別表1,2および3参照)

金額からいえば本第30表は、第23表「貸付金および出資金」の内訳に農林漁業資金融通および開拓者資金融通特別会計への繰入額を加えたものである。この二つの繰入額は一般会計の貸付金ではないが、国家の立場からは、農林漁業および開拓者に資金を融通するものとして、貸付金の性格を有しているからである。

別表1および別表2は夫々資金運用部および対日援助見返資金特別会計の本年度資金運用計画および昨年度実績である。この両者は特別会計中資金の運用額が特に巨額に上るので別表として附加した。第30表と併せ見ることによつて、国家の貸付計画の大体の趨勢が明らかになる。

これらの貸付金の回収は、昨年度および本年度については、予定されていない。なお将来の回収可能性についてはこの分類では考察しない。たゞ24年度およびそれ以前の政府出資金のうち、昨年度および本年度において一般会計歳入として回収されたものについては、これを別表3に示した。第30表と併せ見ることにより、一般会計の貸付金の純計を知ることが出来る。

第30表 『貸付金』の内訳(『国家資産の増加』の細分類 その1) (単位千円)

| 目的別 特殊分類 | 教育文化費 | | 社会労働保健費 | | 産業経費 | | 計 | | |
|---------------------|------------------|--------------|------------------|--------------|------------------|--------------|------------------|-------------------|--------------|
| | 26年度 | | 25年度 | | 26 | | 25 | | |
| | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % | |
| 貸付金 | | | | | | | | | |
| 対農林水産業 (農林省所管) | | | | | 2,000,000 | 15.6 | 0 | 2,000,000 | 9.3 |
| 農林漁業資金融通特別会計へ繰入 | | | | | 1,573,882 | 12.3 | 1,365,751 | 1,573,882 | 7.3 |
| 開拓者資金融通特別会計へ繰入 | | | | | | | | 1,365,751 | 10.2 |
| 対商工業 (通産省所管) | | | | | 250,000 | 1.9 | 0 | 250,000 | 1.2 |
| 商工組合中央金庫その他金融機関貸付金 | | | | | | | | | 0 |
| 対貿易 (大蔵省所管) | | | | | 5,000,000 | 39.0 | 2,500,000 | 5,000,000 | 23.3 |
| 日本輸出銀行出資金 | | | | | | | | 2,500,000 | 18.6 |
| 対運輸 (運輸省所管) | | | | | 2,000,000 | 15.6 | 0 | 2,000,000 | 9.3 |
| 日本国有鉄道貸付金 | | | | | | | | | 0 |
| 対住宅所有者 (大蔵省所管) | | | 5,000,000 | 94.3 | 5,000,000 | 90.9 | | 5,000,000 | 23.3 |
| 住宅金融公庫出資金 | | | | | | | | | 5,000,000 |
| 対地方公共団体 (通産省所管) | | | | | 2,455 | 0.0 | 4,910 | 2,455 | 0.0 |
| 一関市災害復旧貸付金 | | | | | | | | | 4,910 |
| 諸貸付金及請求権 (大蔵省所管) | | | | | 2,000,000 | 15.6 | 2,200,000 | 2,000,000 | 9.3 |
| 国民金融公庫出資金 | | | | | | | | | 2,200,000 |
| 公団出資金 | | | | | 0 | | 95,000 | 0 | 95,000 |
| (文部省所管) | | | | | | | | 2,372,685 | 11.0 |
| 日本育英会育英資金貸付金 | 2,372,685 | 70.4 | 1,504,212 | 84.5 | | | | 1,504,212 | 11.2 |
| 私立学校其他復旧費貸付金 | 999,340 | 29.6 | 275,277 | 15.5 | | | | 275,277 | 2.0 |
| (厚生省所管) | | | | | 300,000 | 5.7 | 500,000 | 300,000 | 1.4 |
| 更生資金貸付金 | | | | | | | | | 500,000 |
| 計 | 3,372,025 | 100.0 | 1,779,489 | 100.0 | 5,300,000 | 100.0 | 6,165,661 | 21,498,362 | 100.0 |
| | | | | | | | | 13,445,150 | 100.0 |

別表1. 資金運用部資金運用計画

| 区分 | 計画額 | |
|------------------|--------|--------|
| | 昭和26年度 | 25(実績) |
| 1. 国債の応募 | 140 | 120 |
| 電気通信事業特別会計の分 | 135 | 120 |
| 郵政事業特別会計の分 | 5 | - |
| 2. 国有林野事業特別会計貸付金 | 30 | - |
| 3. 日本国有鉄道公社貸付金 | 100 | 150 |
| 4. 住宅金融公庫貸付金 | 50 | - |
| 5. 地方公共団体貸付金 | 400 | 391 |
| 6. 金融債の応募又は買入 | 295 | 180 |
| 計 | 1,015 | 841 |
| 7. 運用余力見込額 | 529 | 668 |
| 合計 | 1,544 | 1,509 |

別表2. 見返資金運営計画

| 区分 | 計画額 | |
|-------------|----------|--------|
| | 昭和26年度 | 25(実績) |
| 1. 公企業 | 90 | 357 |
| 農林漁業 | 40 | - |
| 輸出銀行 | 50 | - |
| 電通 | - | 120 |
| 国有林野 | - | 30 |
| 国鉄 | - | 40 |
| 住宅金庫 | - | 86 |
| 公共事業 | - | 80 |
| 2. 私企業 | 305(70) | 338 |
| 電力 | 150 | 100 |
| 海運 | 115(70*) | 129 |
| 中小企業 | 40 | 12 |
| 優先株式 | - | 52 |
| その他産業 | - | 45 |
| 3. 再建および安定費 | 175 | 105 |
| 開発銀行 | 5 | - |
| 海運 | 100 | - |
| C. I. E. | 70 | - |
| 連合国軍人等住宅公社 | - | 70 |
| 特定教育事業 | - | 1 |
| 脱脂ミルク | - | 8 |
| 手数料 | - | 0 |
| 日本輸出銀行 | - | 25 |
| 日本開発銀行 | - | - |
| 計 | 570(70) | 800 |

備考: *七次船前期20万総屯早期着工のため70億追加投資の予定

別表3. 出資金回収金収入(単位億円)

| 区分 | 金額 | |
|-------------|------------|------------|
| | 昭和26年度 | 25 |
| 復興金融金庫 | 7,619,633 | 11,195,000 |
| 公団 | 6,394,000 | 1,604,505 |
| 産業復興 | 200,000 | - |
| 価格調整 | 30,000 | 30,000 |
| 食糧配給 | 270,000 | - |
| 肥料配給 | 3,333,000 | - |
| 油糖配給 | 2,526,000 | - |
| 紙工品貿易 | 15,000 | - |
| 繊維貿易公団 | 20,000 | - |
| 食料品配給 | - | 40,000 |
| 飼料配給 | - | 10,000 |
| 配炭 | - | 200,000 |
| 船舶 | - | 1,324,505 |
| 日本製鉄株式会社 | 45,471 | - |
| 帝国鉱業開発株式会社 | 2,700 | - |
| 中央食糧営団 | - | 9,000 |
| 日本輸出農産物株式会社 | - | 2,500 |
| 日本医療団 | 68,450 | - |
| 計 | 14,130,254 | 12,811,005 |

(b) 「有形諸資産の取得、建設および改善」の内訳(第31表参照)

主要手持商品の増加のうち、貴金属中の金銀は、将来正貨として用いる意図の下に、今後も国家によつて所有されるであろう。他方、輸出船舶については、代金は既に昨年度予め外国より支払われて貿易特別会計の収入となつて居り、今年度はその代金に見合う商品として国内より輸出船舶を買上げたのであるから、これらの船舶は実際は国家の手持とならないのでそのまま外国に引渡されるわけである。しかし、その外は輸入緊要物資にせよ、特殊薬品にせよ、白金族地金にせよ、早晚売却せられるべき商品でありながら、或は取引の便宜により或は厚生対策上等の必要によつて、一時国家が買上げているものである。このうち貴金属は特別会計で処分されるので、一般会計の立場からは売却予定量は明示出来ないから純増加を示し得ない。輸入緊要物資も特別会計で処理されるが、これは年度内に四回転した後年度末に全額在庫品となる

から、全額を純増加と見做してよい。特殊薬品の売却予定量は上表の括弧内の数字によつて示した。括弧外と括弧内との差が純増加となるわけである。

主要施設は、官庁関係のものを除き、主要なものを列挙した。従つて、「目」の施設費が全部こゝに計上されているわけではない。同時に、「目」では施設費とされていない諸々の人件費、旅費、物件費も、こゝに挙げた主要施設の取得、建設および改善のための経費と見做されるものは、各主要施設費に含まれて居る。しかし、この項目の根幹はやはり「目」にいう施設費である。又、この項目は「目」の施設費中の重要なものをかなり含んでいる。

官庁庁舎等営繕及買収費は、主として営繕工事費と、「目」に施設費として挙げられている職員宿舍施設費および土地建物買収費からなつて居り、他に営繕事務費若干が含まれている。

第31表 『有形諸資産の取得建設
（『国家資産の増加』の）

Table with columns: 目的別 (Special Categories), 一般国政費 (General National Expenses), 教育文化費 (Education and Culture Expenses), 社会労働 (Social Labor). Sub-columns include 26年度, 25年度, 26, 25, 26 for amounts and percentages.

および改善の内訳
細分類、その2)

(単位千円)

Table with columns: 保健費 (Health Expenses), 産業経済費 (Industry and Economic Expenses), 国土資源維持開発費 (Land and Resource Maintenance/Development Expenses), 計 (Total). Sub-columns include 25, 26, 25, 26, 25 for amounts and percentages.

(2) その他の開発的・目的のための経費

(a) 「(国家資産以外の)有形諸資産の取得、建設および改善」の内訳(第32表参照)

補助・負担・交付金のうち該当するものを主として計上し

第32表 「(国家資産以外の)有形諸資産の取得、建設および改善」の内訳
〔その他の開発的・目的のための経費〕の細分類、その1) (単位千円)

Table with columns for '目的別' (General, Education/Culture, Social Security) and '特殊分類' (26, 25 years). Rows include '国家資産以外の有形諸資産' and '文化財保存施設費補助'.

(b) 「研究および調査」の内訳(第33表参照)

第33表 「研究および調査」の内訳
〔その他の開発的・目的のための経費〕の細分類、その2) (単位千円)

Table with columns for '目的別' (General Government, Education/Culture, Social Security) and '特殊分類' (26, 25 years). Rows include '研究および調査' and '援助交付金'.

た。しかし、「目」の補助費でなくとも、それを負担・交付するための人件費、旅費、物件費等の若干は、本項目に含まれている。以下の(b),(c),(d)についても略々同様である。

第33表 「研究および調査」の内訳(続)

〔その他の開発的・目的のための経費〕の細分類その2) (単位千円)

Table with columns for '目的別' (Industry/Economy, National Resources) and '特殊分類' (26, 25 years). Rows include '研究および調査' and '援助交付金'.

(c) 「教育、研修、保健および生産技術の進歩」の内訳(第34表参照)

第34表 「教育、研修、保健および生産技術の進歩」の内訳
〔その他の開発的・目的のための経費〕の細分類その3) (単位千円)

Table with columns for '目的別' (General Government, Education/Culture, Social Security) and '特殊分類' (26, 25 years). Rows include '教育、研修、保健および生産技術の進歩' and '援助交付金'.

第34表 『教育、研究、保健および生産技術の進歩』の内訳(続)
〔その他の開発的目的のための経費〕の細分類 その3)

(単位千円)

Table with 11 columns: 目的別, 特殊分類, 産業経済費 (26年度, 25年度), 国土資源維持開発費 (26, 25), 計 (26, 25). Rows include categories like 教育、研究、保健および生産技術の進歩, 保健衛生, 生産技術の進歩のための経費, etc.

(d) 「土木事業および天然資源調査」の内訳(第35表参照) 失業救済と生産力の増進とを特に意識的に目指していると思われ、土木事業と公共事業を截然と分離するのは困難であるが、 われる経費を公共事業費として計上した。

第35表 『土木事業および天然資源調査』の内訳
〔その他の開発的目的のための経費〕の細分類 その4)

(単位千円)

Table with 8 columns: 目的別, 特殊分類, 社会労働保健費 (26年度, 25年度), 産業経済費 (26, 25). Rows include categories like 土木事業および天然資源調査, 土木事業費, 国土直轄計画, 河川砂防, etc.

第35表 『土木事業および天然資源調査』の内訳
〔その他の開発的目的のための経費〕の細分類 その4)

Table with 11 columns: 目的別, 特殊分類, 社会労働保健費 (26年度, 25年度), 産業経済費 (26, 25). Rows include categories like 道路, 港, 水産施設費, 災害復旧土木事業費, 都市計画, etc.

第35表 『土木事業および天然資源調査』の内訳(続)

〔その他の開発的目的のための経費〕の細分類 その4

(位単千円)

| 特殊分類 | 国土資源維持開発費 | | | | 計 | | | |
|---------------|------------|------|------------|------|------------|------|------------|------|
| | 26年度 | | 25年度 | | 26 | | 25 | |
| | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % |
| 土木事業および天然資源調査 | | | | | | | | |
| 1.土木事業費 | | | | | | | | |
| 国家直轄計画 | 18,568,182 | 26.5 | 12,458,584 | 19.9 | 18,893,182 | 19.9 | 12,808,584 | 15.6 |
| 河川砂防 | | | | | | | | |
| (総理府所管) | 1,815,000 | 2.6 | 1,060,000 | 1.7 | 1,815,000 | 1.9 | 1,060,000 | 1.3 |
| (安本所管) | 10,665,600 | 15.2 | 6,899,000 | 10.8 | 10,665,600 | 11.2 | 6,899,000 | 8.4 |
| 治山 | | | | | | | | |
| (安本所管) | 946,726 | 1.4 | 633,161 | 1.0 | 946,726 | 1.0 | 633,161 | 0.8 |
| 道路 | | | | | | | | |
| (総理府所管) | 1,435,280 | 2.0 | 1,124,000 | 1.8 | 1,435,280 | 1.5 | 1,124,000 | 1.4 |
| (安本所管) | 1,995,852 | 2.9 | 1,341,328 | 2.1 | 1,995,852 | 2.1 | 1,341,328 | 1.6 |
| 港湾 | | | | | | | | |
| (総理府所管) | 333,500 | 0.5 | 270,000 | 0.3 | 333,500 | 0.4 | 270,000 | 0.3 |
| (安本所管) | 1,376,224 | 1.9 | 1,131,095 | 1.8 | 1,376,224 | 1.5 | 1,131,095 | 1.4 |
| 航路標識整備費 | | | | | | | | |
| (総理府所管) | — | — | — | — | 98,150 | 0.1 | 29,135 | 0.0 |
| (安本所管) | — | — | — | — | 221,850 | 0.2 | 320,865 | 0.4 |
| 援助交付金 | 16,305,423 | 23.3 | 12,863,416 | 20.2 | 17,629,223 | 18.6 | 13,613,416 | 16.6 |
| 河川砂防 | | | | | | | | |
| (総理府所管) | 175,000 | 0.2 | 90,000 | 0.1 | 175,000 | 0.2 | 90,000 | 0.1 |
| (安本所管) | 6,558,400 | 9.4 | 5,267,000 | 8.3 | 6,558,400 | 6.9 | 5,267,000 | 6.4 |
| 治山 | | | | | | | | |
| (総理府所管) | 226,283 | 0.3 | 160,058 | 0.2 | 226,283 | 0.2 | 160,058 | 0.2 |
| (安本所管) | 4,768,494 | 6.8 | 3,756,781 | 5.9 | 4,768,494 | 5.0 | 3,756,781 | 4.6 |
| 道路 | | | | | | | | |
| (総理府所管) | 129,200 | 0.2 | 106,130 | 0.2 | 129,000 | 0.1 | 106,130 | 0.1 |
| (安本所管) | 3,193,948 | 4.6 | 2,278,542 | 3.6 | 3,193,948 | 3.5 | 2,278,542 | 2.8 |
| 港湾 | | | | | | | | |
| (安本所管) | 1,254,098 | 1.8 | 1,204,905 | 1.9 | 1,254,078 | 1.3 | 1,204,905 | 1.5 |
| 水産施設費 | | | | | | | | |
| (総理府所管) | — | — | — | — | 304,100 | 0.3 | 150,000 | 0.2 |
| (安本所管) | — | — | — | — | 1,091,700 | 1.1 | 600,000 | 0.7 |
| 2.災害復旧土木事業費 | | | | | | | | |
| 国家直轄計画 | 3,069,244 | 4.4 | 3,025,305 | 4.7 | 3,387,955 | 3.6 | 3,261,279 | 4.0 |
| (安本所管) | | | | | | | | |
| 河川砂防 | 2,556,200 | 3.7 | 2,696,490 | 4.2 | 2,556,200 | 2.7 | 2,696,490 | 3.3 |
| 治山 | 142,550 | 0.2 | 0 | 0 | 142,550 | 0.2 | 0 | 0 |
| 道路 | 0 | 0 | 50,000 | 0.1 | 0 | 0 | 50,000 | 0.1 |
| 港湾 | 370,494 | 0.5 | 278,815 | 0.4 | 370,494 | 0.4 | 278,815 | 0.3 |
| 農業施設 | — | — | — | — | 211,711 | 0.2 | 190,974 | 0.2 |
| 航路標識 | — | — | — | — | 107,000 | 0.1 | 45,000 | 0.1 |
| 援助交付金 | 19,769,826 | 28.3 | 25,788,321 | 40.5 | 28,678,743 | 30.2 | 33,615,271 | 40.9 |

第35表 『土木事業および天然資源調査』の内訳(続)

〔その他の開発的目的のための経費〕の細分類 その4

(単位千円)

| 特殊分類 | 国土資源維持開発費 | | | | 計 | | | |
|------------------|------------|-------|------------|-------|------------|-------|------------|-------|
| | 26年度 | | 25年度 | | 26 | | 25 | |
| | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % |
| (総理府所管) | | | | | | | | |
| 地方公共団体財政補助 | 38,670 | 0.1 | 38,626 | 0.1 | 38,670 | 0.0 | 38,626 | 0.0 |
| (運輸省所管) | | | | | | | | |
| 鉄道特別鉅害復旧 | — | — | — | — | 62,728 | 0.1 | 0 | 0.0 |
| (安本所管) | | | | | | | | |
| 河川砂防 | 15,691,400 | 22.4 | 23,523,510 | 36.9 | 15,691,400 | 16.6 | 23,523,510 | 28.7 |
| 治山 | 1,914,950 | 2.8 | 400,000 | 0.6 | 1,914,950 | 2.0 | 400,000 | 0.5 |
| 港湾 | 1,888,806 | 2.7 | 1,706,185 | 2.7 | 2,323,206 | 2.4 | 2,146,185 | 2.6 |
| 都市 | 236,000 | 0.3 | 120,000 | 0.2 | 236,000 | 0.2 | 120,000 | 0.1 |
| 農業施設 | — | — | — | — | 7,878,389 | 8.3 | 6,824,826 | 8.3 |
| 特別鉅害復旧 | — | — | — | — | 533,400 | 0.6 | 562,124 | 0.7 |
| 3.都市計画 | | | | | | | | |
| 国家直轄計画 | | | | | | | | |
| (総理府所管) | 6,761 | 0.0 | 1,931 | 0.0 | 6,761 | 0.0 | 1,931 | 0.0 |
| 援助交付金 | 3,163,372 | 4.5 | 2,228,000 | 3.5 | 3,163,372 | 3.3 | 2,228,000 | 2.7 |
| (総理府所管) | 24,210 | 0.0 | 19,775 | 0.0 | 24,210 | 0.0 | 19,775 | 0.0 |
| (安本所管) | 3,139,162 | 4.5 | 2,208,225 | 3.5 | 3,139,162 | 3.3 | 2,208,225 | 2.7 |
| 4.土木事業計画および調査費 | | | | | | | | |
| (通産建設安本所管) | — | — | — | — | 144,935 | 0.2 | 115,944 | 0.2 |
| 5.公共事業費 | | | | | | | | |
| 国家直轄計画 | 4,588,568 | 6.6 | 3,168,340 | 5.0 | 8,044,814 | 8.5 | 4,787,946 | 5.8 |
| 土地改良事業費 | | | | | | | | |
| (総理府所管) | — | — | — | — | 542,695 | 0.6 | 154,834 | 0.2 |
| (安本所管) | — | — | — | — | 2,913,551 | 3.1 | 1,464,772 | 1.8 |
| 開拓事業費 | | | | | | | | |
| (総理府所管) | 711,013 | 1.0 | 440,873 | 0.7 | 711,013 | 0.7 | 440,873 | 0.5 |
| (安本所管) | 3,877,555 | 5.6 | 2,727,497 | 4.3 | 3,877,555 | 4.1 | 2,727,467 | 3.3 |
| 援助交付金 | 1,795,391 | 2.6 | 2,014,957 | 3.2 | 12,189,966 | 12.9 | 9,559,207 | 11.6 |
| 土地改良事業費 | | | | | | | | |
| (総理府所管) | — | — | — | — | 309,141 | 0.3 | 180,194 | 0.2 |
| (安本所管) | — | — | — | — | 2,043,243 | 2.2 | 1,666,903 | 2.0 |
| 開拓事業費 | | | | | | | | |
| (総理府所管) | 578,709 | 0.8 | 660,604 | 1.0 | 578,709 | 0.6 | 660,604 | 0.8 |
| (安本所管) | 1,216,682 | 1.8 | 1,354,353 | 2.2 | 1,216,682 | 1.3 | 1,354,353 | 1.6 |
| 水道施設費 | | | | | | | | |
| (総理府所管) | — | — | — | — | 20,100 | 0.0 | 8,000 | 0.0 |
| (厚生省所管) | — | — | — | — | 37,044 | 0.0 | 3,153 | 0.0 |
| (安本所管) | — | — | — | — | 235,047 | 0.2 | 186,000 | 0.2 |
| 失業対策費 | | | | | | | | |
| (労働省所管) | — | — | — | — | 7,750,000 | 8.3 | 5,500,000 | 6.8 |
| 6.土木事業および公共事業事務費 | 2,688,821 | 3.8 | 2,193,433 | 3.4 | 2,697,247 | 2.8 | 2,200,324 | 2.6 |
| 計 | 69,955,588 | 100.0 | 63,742,287 | 100.0 | 94,836,198 | 100.0 | 82,191,902 | 100.0 |

(3) 諸々の援助のためのおよび特殊事業のための經常費 (第36~43表参照)

第36~42表の細分類の各項目の名称はすべて、第7表および第9表の備考欄の細分類の項目の名称と一致せしめた。従つて、第7表および第9表の備考欄と第36~42表とを比較すれば、産業経済費および社会労働保健費の細分類の各金額に

第36表 『対農林水産業』の内訳

(『諸々の援助および、特殊事業のための經常費』の細分類 その1)

(単位 千円)

Table with 5 columns: 目的別, 産業経済費 (26年度, 25年度), 金額, %. Rows include 対農林水産業 (農林省所管), 農業, 林業, 水産業, 援助交付金, etc.

つき、その幾何が純粋に經常的な援助費であるかを知ることが出来よう。なお、住宅所有者に対する經常費はその全額が建設省住宅局の経費であり、従つてその全額は第28表から明らかであるから、改めて表示しない。物価安定費については前述の第10表を見られたい。

第37表 『対商工業』の内訳 (『その2』)

(単位 千円)

Table with 5 columns: 目的別, 産業経済費 (26年度, 25年度), 金額, %. Rows include 対商工業 (通産省所管), 国家直轄計画, 商工業, 援助交付金, etc.

第38表 『対貿易』の内訳 (『その3』)

(単位 千円)

Table with 5 columns: 目的別, 産業経済費 (26年度, 25年度), 金額, %. Rows include 対貿易 (総理府所管), 国家直轄計画, 援助交付金, etc.

第39表 『対運輸』の内訳 (『その4』)

(単位 千円)

Table with 5 columns: 目的別, 産業経済費 (26年度, 25年度), 金額, %. Rows include 対運輸 (運輸省所管), 国家直轄計画, 海運関係, 陸運関係, etc.

第41表 『対労働』の内訳 (『その6』)

(単位 千円)

Table with 5 columns: 目的別, 社会労働保健費 (26年度, 25年度), 金額, %. Rows include 対労働 (労働省所管), 国家直轄計画, 船員労働関係, etc.

第43表 『その他』の内訳 (『その8』)

(単位 千円)

Table with 7 columns: 目的別, 一般国政費 (26年度, 25年度), 産業経済費 (26年度, 25年度), 金額, %. Rows include 対その他, 国家直轄計画, 援助交付金, etc.

第40表 『対金融』の内訳 (『その5』)

(単位 千円)

Table with 5 columns: 目的別, 産業経済費 (26年度, 25年度), 金額, %. Rows include 対金融 (大蔵省所管), 国家直轄計画, 機関損失補償, etc.

第42表 『引揚関係』の内訳 (『その7』)

(単位 千円)

Table with 5 columns: 目的別, 社会労働保健費 (26年度, 25年度), 金額, %. Rows include 引揚関係 (外務省所管), 国家直轄計画, 引揚援護事務費, etc.

(4) その他の經常費(政府運用費) (第44表参照)

(a) 「利子」の内訳

公債利子は国債および借入金利子から、その他は流動債利子および割引料からなる。国債および借入金返済は別項の債務償還に含まれた。詳しい内訳は第12表および第13表に明らかである。なお、参考までに一般会計歳入となる利子収入を別表4として示した。

(b) 「統制および取締」の内訳

経済統制の費用と司法行刑等の費用を計上した。

(c) 「政府の一般運用および行政費」の内訳

一般的な政府の行政費が主で、その外に警察の費用を含んでいる。

第44表 『利子』、『統制および取締』ならびに『政府の一般運用および行政費』の内訳
（『その他の經常費（政府運用費）』の細分類）

Table with columns for Special Classification, General Government Expenses, Social Security, and Industrial Expenses. Rows include interest, economic control, and government general expenses.

Table with columns for Special Classification, Industrial Expenses, National Debt, and Total. Rows include interest, economic control, and government general expenses.

別表4 配当金および利子収入

(単位千円)

Table showing dividend and interest income for Japan Bank and Imperial Oil Co. Ltd. for 1952 and 1951.

第5章 むすび

以上、昭和26年度一般会計歳出予算について、大体三つの角度から分類を行った。23・24年度は、統計機械を利用し集計の単位も「事項」および「節」を用いるという精密な方法が取られたが、「事項」と「節」は予算執行上の統制機能を有しないために、他面においては、決算額との比較が出来ないという欠陥があつた。本年度は、昨年度に引き続き統計機械の利用を行わず「項」と「目」を単位として、専ら人力を以てこの分類を作成した。従つて、多少とも精度が落ちることは否めないが、他方、決算額との比較が出来るといふ点においては、従来の分析に比して若干の長所を有すると思はれる。

目的別および用途別分類については、従来の形式を大体踏襲したが、特殊分類は、アメリカの予算書 The Budget of

the United States Government for the Fiscal Year ending June 30 1952 の Special Analysis D. にヒントを得て、それに大体ならつた。従来の経済的分類とはやや、視点を異にする試作であること前述の通りである。流出先分類は時間の都合と今回は省略した。今後再び時を得て作成発表したい考である。

歳出予算の分類は、過去三年の研究を通じて大いに洗練されて来たと考えられるものの、なお完璧の域に達するには程遠く、又、従来のと異なる全く新しい角度からの分類も今後大いにいろいろ試みられるべきであろう。殊に、この分類はそもものはじめから、究極的には財政支出と国民経済との関連の把握をその理想として居り、しかも、今日迄の分類のみを以てしては到底この理想を達成し得ていないといふ得ないから、特にその感を深くするのである。

この理想の実現のためには更に、前年度担当者が正しくも痛感しているように、「国民経済の状態を計数的に表現する諸統計資料に対する考慮」も、新たな分類角度の考案に劣らず重要である。さらに又、将来は、単に一般会計歳出予算にとまらず、国家総合予算全般の歳出入に対する考慮を必要とするであろう。

従つて、この分類が、「財政支出の国民経済的分析」として、一般に妥当と見做される点まで到達するためには、なお多くの改善が必要であり、この分類に対する各方面の忌憚らない御批判、御指導を切に期待する次第である。

(附表)

本号財政支出目的別分類と第16号同分類との差異

(本号の目的別分類の内容が、第16号所載のものと異つている点については、61頁、2.目的別分類の方法中に明かであるが、本号で変更した主要な点を具体的に示せば次の通りである。)

Table comparing classification differences between this issue and issue 16, covering items like general government expenses, social security, and industrial expenses.

正誤表

(第19号)

Table of corrections (正誤表) with columns for page, error, correction, and page reference.

◎ 財 政

災害被害者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令(26.5.1.政令第131号)

(1) 災害被害者に対する所得税の減免及び相続税、富裕税の課税価額の軽減措置は、期限後に申請書の提出があつた場合においても、それについて正当な事由があると認められるときは、これを認めること。

(2) 給与所得に対する源泉徴収税額についての徴収猶予申請書の提出は、被害を受けた日後最初に給与を受ける日の前日までに限定せず、本人が徴収の猶予を受けようとする給与の支拂日の前日までとする。

(3) 給与所得について源泉徴収所得税の徴収を猶予した場合の事後措置として、災害があつた年分の給与所得については年末調整によらずすべて確定申告によることと、災害があつた年の翌年分の従たる給与、日雇労働者の賃金については、猶予期間が満了してもこれを徴収せず、主たる給与については、猶予期間の満了に伴い猶予した税額を徴収することとする等を定めたこと。

(4) 災害に因り被害を受けた者の納付すべき物品税の徴収猶予は、その納期が翌々月までとされているので、徴収猶予を受ける物品税を被害を受けた日の属する月分及びその直前の2月分とすること。等を規定したものである。

大蔵省組織規定の一部を改正する省令(26.5.1.大蔵省令第51号)

副財務官の定数を二人から三人に増加したものの。

恩給法の特例に関する件の一部を改正する政令(26.5.1.政令第130号)

旧軍人軍属に対する一般の恩給は、その支給を停止されたが、厚生年金保険法によつて一般人が障害年金等を受け得るのと同程度の傷病がある場合に限り増加恩給又は傷病賜金が支給されており、その金額は概ね厚生年金保険法による傷害年金等と同様のものとなっている。しかるに今般厚生年金保険法特例が制定され、傷害年金等が2倍に増額されたのに伴い、これに合せて2倍に増額することとしたものである。その要旨は、(1)本年2月1日以後給与事由が生ずる軍人軍属の増加恩給及び傷病賜金の額は、現行の2倍とすること。但し、重症のものについては年額3万円、それより軽度のものについては2万4千円を限度とすること。(2)本年2月1日現在で増加恩給を受けている者は、2月分以降の年額を(1)に準じて改定すること。(3)家族加給は、1人2千4百円3人分7千2百円を限度としている等の制限がある。

資金運用部特別会計法施行令(26.5.9政令第143号)

資金運用部特別会計法の実施のための手続その他その執行について必要な事項を定めたもので、例文的規定の外、資金運用部資金に属する運用資産の価額の改定、收支計算表等の作成等について規定したものの。

登録税法施行規則の一部を改正する政令(26.5.9.政令第144号)

宗教法人が宗教法人法の規定に基き境内地建物及び境内地についての登記並びに生活保護法の規定に基き保護施設の経営を目的とする法人が当該施設の用に供するための土地及び建物についての登記の登録税の免税要件としての証明を都道

府県知事の証明とし、社会福祉事業法に基き社会福祉法人が社会福祉事業の用に供するための土地及び建物についての登記の免税要件としての証明を厚生大臣の証明としたもの。

日本銀行門司事務所に国庫金の出納及び国債に関する事務等を取扱わせる省令(26.5.9.大蔵省令第43号)

日本銀行門司事務所を、国庫金の出納及び政府所有有価証券の受拂並びに国債事務取扱について日本銀行支店とみなしこれらの事務を取り扱わせることとしたもの。

大蔵省組織規程の一部を改正する省令(26.5.17.大蔵省令第45号)

金、外国通貨及び外貨表示証書の買上に関する政令の施行事務は、従来理財局為替審査課が所掌していたが、これを同局外債課の所掌事務とするとともに、税務署の位置、管轄区域について所要の改正を加えたもの。

結核予防法施行令(26.5.9.政令第142号)

結核予防法の施行に関し、使用者が定期健康診断を行わなければならない事業又は事務所指定、その長が定期健康診断を行わなければならない施設指定を行うとともに、同法の規定による都道府県、国庫による補助、実費徴収に関し実費の範囲等を規定したものの。

遺失物法の一部を改正する法律(25.5.23.法律第157号)

従来警察官署で保管していた遺失物で受取人のないものは国庫に帰属することとなつてきたが、警察法により国家地方警察と自治体警察とに警察が分かれたのに伴い、保管警察官署の区別に従い、国警の場合は国へ、自治警の場合は、当該地方公共団体にそれぞれ遺失物の所有権が帰属することとしたものである。

国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令の施行に関する命令の一部を改正する命令(26.5.23.法務府、大蔵省令第2号)

供託金の保管換の手続につき、保管金拂込事務等取扱規程の施行に伴う所要の改正を加えたもの。

公庫の国庫納付金に関する政令(26.5.26.政令第162号)

国民金融公庫及び住宅金融公庫が毎事業年度国庫に納付すべき利益金の額は、当該事業年度の損益計算上の益金の合計額から損金の合計額を差し引いた金額として益金及び損金の内容について規定するとともに、納付の手続について規定したものの。

大蔵省組織規程の一部を改正する省令(26.5.26.大蔵省令第47号)

(1) 各財務局を通じておかれる証券検査官の定数を64人から72人に増加し、(2)出入国監理官を新に青森税関支署にも配置することとし、(3)各税関の鑑査部輸入鑑査課を原則として三課とするとともに、同鑑査部に関税鑑査官をおき、名古屋税関に外国郵便課をおくこととしたものである。

予算決算及び会計法の一部を改正する政令(26.5.29.政令第163号)

支出官の設置されている官署又は事務所の職員に支給する給与及び政府が日雇労働者保険者につき雇主として納付すべき失業保険料についての資金前渡並びに放送受信料の前金拂を認めることとするとともに、国が日本専売公社、法令による公団等との間で契約する場合には随意契約によることとすることとしたものである。

- 1. この統計月報は、財政金融に関する各種の統計と重要な経済統計をのせ、執務の参考と一般の利用に供するものである。
2. 毎号原則として、特定の事柄に関する掘り下げた統計を特集し、なお大体三ヶ月毎に、月次統計を主とした普通統計をのせ、その月々の推移は、毎月のせる「財政金融経済重要統計要略」で、知ることができる仕組みである。
3. 一応の試算・研究又は未定稿のものなど、大蔵省の公式の発表又は解釈といえないものも、参考にのせる。
5. 「統計彙報」の欄をおき、臨時に発表される財政金融経済関係の重要統計をのせる。
6. 原則として、毎月発行するが、資料の都合で臨時号、または合併号を刊行することがある。

編集後記

本号は租税負担特集として、主税局調査課の同研究と主計局総務課の財政支出分類の研究を掲げた。

租税負担については、本報第2号「租税統計特集」及び第8号の「租税統計の見方」の内でも相当触れているが、本号では特に租税負担だけを取り上げて、あらゆる角度から掘り下げその問題点を究明し、また豊富な統計資料をもつて現実の負担測定の方法とその結果を示している。過般行われた昭和25年度所得実態調査の結果もこのうちに紹介されている。いろいろの意味で租税負担の問題が国内的国際的に一そうの関心を深めてきた際、この基礎的研究が各方面において広く活用されることを期待する。

財政支出の分類は、第6号に昭和24年度、第16号に同25年度と、いずれも分析集計作業の関係で年度経過後に発表されていたが、26年度分は作業が非常に早く進捗したため、本号にこれをのせることができた。このため今回は単に基礎的研究として利用されるばかりでなく、26年度補正予算、27年度予算検討の資料として役立つこととなつたのは、本研究本来の目的に向つて更に一步を進めたわけである。26年度は特殊分類において従前と少々趣を異にしている点が注目せられる。

(大蔵省調査部)

財政金融統計月報 第20号
定価 180円
送料 6円
昭和26年10月5日印刷
昭和26年10月10日発行
編集者 大蔵省
発行所 財団法人 大蔵財務協会
印刷者 印刷局

◆ 既刊分 内容紹介 ◆

- 創刊号 昭和24年度予算特集
第2号 租税統計特集
第3号 財政金融経済月次統計
第4号 法人企業統計調査特集(昭和23年分)
第5号 国際収支特集
第6号 財政支出分析・月次統計
第7号 昭和25年度予算特集
第8号 租税統計の見方・月次統計
第9号 地方財政特集
第10号 国庫金収支特集
第11号 月次統計・四半期別法人企業統計調査
第12号 法人企業統計調査特集(昭和24年分)
第13号 外国貿易特集
第14号 専売事業特集
第15号 月次統計・四半期別法人企業統計調査
第16号 国際収支・財政支出の分析
第17号 昭和26年度予算特集
第18号 月次統計・四半期別法人企業統計調査
第19号 物価特集

◆ 第21号 内容予告 ◆

月次統計・四半期別法人企業統計調査